

第6期川崎市男女平等推進行動計画
の策定について
(答 申)

令和7（2025）年3月

第11期川崎市男女平等推進審議会

令和7（2025）年3月21日

川 崎 市 長
福 田 紀 彦 様

第11期川崎市男女平等推進審議会
会 長 村 尾 祐 美 子

第6期川崎市男女平等推進行動計画の策定について（答 申）

第11期川崎市男女平等推進審議会は、令和5（2023）年4月24日に市長から、第6期川崎市男女平等推進行動計画の策定について諮問を受け、審議を重ねてきました。

第6期川崎市男女平等推進行動計画の策定に当たり、同計画がより実効性のあるものとなるよう、審議結果を取りまとめましたので、次のとおり答申します。

【目 次】

第1章 答申の趣旨	1
1 諮問の経緯	1
2 計画を一体化する意義	2
第2章 男女共同参画に関する社会情勢と川崎市の状況	3
1 社会情勢の変化	3
2 川崎市の状況	6
第3章 現行計画の取組状況	8
1 第5期川崎市男女平等推進行動計画の取組状況	8
2 第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画の取組状況	11
第4章 計画策定に当たって重要な事項	13
1 女性支援法に基づく市町村基本計画の策定及び困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援の推進	13
2 あらゆる領域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	16
3 働く場における女性活躍推進及び男女の均等な機会と待遇の確保の推進	19
4 男性にとっての男女共同参画の推進	23
5 男女共同参画に係る広報・啓発・教育の推進	26
6 男女共同参画の視点に立った地域防災やまちづくりの推進	28
7 男女共同参画を推進する体制の充実	30
第5章 第6期川崎市男女平等推進行動計画の策定について	32
1 基本的な考え方	32
2 第6期川崎市男女平等推進行動計画体系図案	34

参考データ	35
-------	----

用語解説	52
------	----

別冊 川崎市男女平等推進審議会男女平等推進行動計画策定部会報告書	57
---	----

参考資料

1 諮問書	72
2 第11期川崎市男女平等推進審議会委員名簿	73
3 第11期川崎市男女平等推進審議会審議経過	74
4 男女平等かわさき条例	75
5 川崎市男女平等推進審議会規則	77
6 男女共同参画社会基本法	78
7 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	82
8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	86
9 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	96

第1章 答申の趣旨

1 諮問の経緯

川崎市では、性別に関わりなく、全ての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現を目指すため、平成13(2001)年に「男女平等かわさき条例(平成13年川崎市条例第14号)」(以下「条例」という。)を制定しました¹。条例の理念を具体化するため、平成16(2004)年に「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」を策定し、現在は令和4(2022)年に策定した「第5期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」(以下「第5期計画」という。)に基づき、働く場、家庭、教育、地域における男女平等施策を総合的に推進しています。

また、男女共同参画社会を形成する上で重要な課題であるDV²防止と被害者への支援について、川崎市では「DV防止・被害者支援基本計画」を策定し、令和2(2020)年には、被害の複雑化と被害状況の多様化などの課題に対応するため、「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画」(以下「第3期DV計画」という。)を策定し取組を進めてきました。

一方で、昨今の男女共同参画社会の課題は、就労における男女格差や相対的な女性の経済的状況の脆弱さ、ジェンダー*に基づく暴力などが複合的に関連しています。令和4(2022)年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)」(以下「女性支援法」という。)では女性の抱える問題が多様化・複合化していることを踏まえ、福祉の増進、人権の擁護、男女平等の実現が基本理念として示されました。このような状況において男女平等施策を推進するためには、男女共同参画に係る教育・啓発、女性活躍推進、ワーク・ライフ・バランス推進、DV被害者支援、困難を抱えた女性支援など多様な施策を相互に連携して推進することが求められています。

こうした状況を踏まえ、川崎市は、次期計画となる「第6期男女平等推進行動計画」(以下「第6期計画」という。)の策定に当たっては、「男女共同参画社会基本法(平成11年法律第160号)」(以下「基本法」という。)及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく市町村計画とするだけでなく、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)」(以下「DV防止法」という。)に基づく市町村計画である「DV防止・被害者支援基本計画」を統合し、さらに女性支援法に基づく市町村計画も含む一体的な計画として策定する観点から、基本的な考え方をまとめ、今後

¹ 条例の名称に基づき答申では「男女平等」と表記することがありますが、性的マイノリティの人々の人権を含む意味で使用しています。

² 「*」がついている用語については、52頁以降の用語解説で定義等を掲載しています。

市が取り組むべき施策の検討に役立てるため、令和5(2023)年4月に川崎市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）に対して、「第6期川崎市男女平等推進行動計画の策定について」を諮問しました。

審議会では、川崎市長からの諮問を受けて第5期計画に基づく施策の取組状況を検証し、第6期計画に盛り込むべき課題や策定の方向性について、これまで進めてきた取組を踏まえながら、現在直面する環境の変化にいかに対応すべきか議論を重ね、答申として取りまとめました。第6期計画の策定に当たっては、この答申を最大限に反映し、男女共同参画社会の実現に向けた実効性のある取組がより一層推進されることを望みます。

2 計画を一体化する意義

男女共同参画社会の形成においては、社会のあらゆる分野で性に起因する人権侵害を受けることなく、誰もがその意思に基づき、個性や能力を発揮できることが目指されてきました。しかしながら、近年は、単身世帯の増加や世帯の小規模化、雇用や就業環境が変化する中で、格差の拡大や地域社会からの孤立が顕在化するなど、様々な困難を抱える人が増加しています。また、こうした困難は性別、年齢、国籍や障害の有無、セクシュアリティが相互に関連して複雑化している場合があることから、その解決に向けては、それぞれの特性を十分に把握・分析した上で、人権尊重の観点からきめ細かい支援を推進するとともに、多様性を認め合う社会づくりを促進していく必要があります。特に社会に根強い固定的な性別役割分担意識を背景に、男性優位となる日本社会において、女性は男性よりも貧困等の生活上の困難に直面しやすい傾向にあります。性に基づく格差や不利益な扱いについて施策として対応することは、女性だけではなく、男性、性的マイノリティ*の人々を含む全ての人が生きやすい社会を形成する上で重要です。

こうした中、女性支援法では、国や地方公共団体が女性支援に取り組む責務が定められました。同法により、困難を抱える女性への支援を推進することは、人権が尊重され、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現に寄与し、ひいては男女平等の実現に資することが示されました。

こうした女性支援法の理念に基づき市町村計画を策定し、さらにその計画を条例及び基本法に基づく男女平等推進行動計画に一体化することは、大きく二つの意義があります。

一つ目は、困難を抱える女性の現状を明らかにし、そのことが男女共同参画社会の形成において重要な課題であることを提示し得る点です。現在の社会では、女性が女性であるがゆえに、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的被害、不安定な就労状況や経済的困窮が複合化して生じる困難に直面しやすく、そうした困難を抱える女性が安心して自立した生活を実現できるよう支援を行うことは、男女平等の推進において不可欠です。女性支援法に基づく支援は、女性の自己決定の尊重を理念としており、こうした基本理

念は困難に直面した女性に限らず、あらゆる女性支援の施策の中心に据えられるべきものです。

一体化する二つ目の意義は、個々の女性に対する支援と、男女共同参画社会全般に係る施策——具体的には、男女共同参画に関する啓発や教育、働く場や地域における施策など——の関係性を整理し、一体的な推進を目指し得る点です。「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）では、支援で目指すべき自立を、「経済的な自立のみを指すものではなく、個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含む」と記載しています。このことは女性支援において一人ひとりの生活困難の解決に向けては、就労支援や居住支援、地域での居場所づくり支援、健康支援など、これまで男女平等施策に位置付けられてきた多様な施策と連動して行う必要があることを意味します。また、そうした施策を相互に連携して進めることで、個々の女性の困難に対応するだけでなく、そうした困難や女性特有の脆弱性を生み出す社会全体を変えていくことも含まれます。

川崎市は、これまでも男女平等推進行動計画に基づき、施策の総合的な推進に取り組んできましたが、今後は各施策が相互に関連するという認識を前提に、関係部署が一層の連携を図り、一体的な推進を目指すことで、これまで以上に「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けた取組の実効性を発揮していくことを求めます。

第2章 男女共同参画に関する社会情勢と川崎市の状況

1 社会情勢の変化

(1) 国際社会の状況

国際社会においては、平成7(1995)年の第4回世界女性会議*において採択された「北京宣言及び行動綱領」がジェンダー平等*³に向けた国際的基準となり、以降5年ごとに世界全体で進捗と課題を振り返る取組が行われてきました。平成27(2015)年9月には、持続可能な開発サミット*において、地球上誰一人として取り残さない(Leave no one behind)社会の実現に向け、SDGsが採択されました。SDGsでは、17の目標のうち5番目を「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」と位置付け、国際的な取組の加速化が図られています。令和2

³ 性別による差別を受けることなく人権が尊重されることについて、国際的な文脈を踏まえた箇所では「ジェンダー平等」を、川崎市に係る箇所では、条例に基づき「男女平等」を使用しています。なお、川崎市では、男女平等の達成を目指す手法として、「男女共同参画社会の実現」を位置付けています。

(2020)年に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まり、生活、社会、経済に深刻な影響が顕在化したことを受け、国連女性機関（UN Women）は、感染症による危機下において女性・女兒に対する暴力が急増している状況について、各国への重点的な対応を要請する声明を発出しました。そして、政府・国際機関・市民社会を含む全てのセクターに向けて、女性・女兒に対する暴力対策のための財源を追加で割り当て、証拠・データに基づいた措置をとること、暴力にさらされる女性への支援を強化すること、女性を政策変容・解決手段・復興の中心に置き、女性の声が反映されるよう措置を取ることを提言しました。コロナ禍が収束した現在においても、社会経済の不安定化が続く中で、ジェンダーの視点に立った政策立案と具体的な取組は、一層重要となっています。しかしながら、令和 6（2024）年に世界経済フォーラム*が公表した「ジェンダー・ギャップ指数 2024」で、日本は 146 か国中 118 位と低い順位となっており、特に、経済分野（146 か国中 120 位）と政治分野（146 か国中 113 位）が低く、主要 7 개국（G7）で最下位となるなど、男女平等や女性活躍の取組において国際的に遅れを取っている状況も明らかになっています。

(2) 国内の状況

国においては、平成 11(1999)年に基本法を制定し、男女共同参画社会の実現を「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、男女共同参画社会の形成の促進や女性活躍推進に関する施策を推進してきました。第 6 期計画が策定される令和 7（2025）年は、基本法が制定されて 25 年が経過し、近年は様々な分野において次のような取組が進められています。

【雇用分野】

- 平成 27(2015)年に制定された女性活躍推進法は、令和元(2019)年に改正され、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大されました。さらに令和 4 (2022)年の改正では、情報公表項目に「男女の賃金の差異」が追加され、常時雇用する労働者が 301 人以上の事業主は当該項目の公表が義務付けられました（女性活躍推進法の時限延長を含む法案が令和 7 年通常国会に提出される見込みであり、その際は公務部門の取組強化も盛り込まれる予定）。
- 男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）」が令和 6 (2024)年に改正され、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止に向けた仕事と介護の両立支援制度の強化等が図られました。
- 106 万円や 130 万円など年収が一定水準を超えると税や社会保険料の負担が発生する「年収の壁*」は、パートやアルバイト就業者、特に育児・介護を担う有配偶女

性が就労を抑制する要因ともなっています。この問題に対応するため、令和 5 (2023)年度から「年収の壁・支援強化パッケージ」が開始され、新たに社会保険適用となった労働者の収入を増加する取組を行った事業者に対し助成金を支給する対策が進められています。

【政治分野】

- 平成 30(2018)年に衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成 30 年法律第 28 号)」が成立しました。令和 3 (2021)年の改正では、国・地方公共団体の施策の強化として、政党等の取組項目の例示として選定方法の改善やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント*などへの対策等が明記されるとともに、国・地方公共団体の施策・責務の強化が行われました。

【暴力・性被害対策】

- 令和元(2019)年にDV防止法が改正され、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が追加されました。また、令和 5 (2023)年の改正では、保護命令の接近禁止命令等の発令要件が「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受ける恐れが大きいとき」に拡大され、これにより精神的暴力、性的暴力についても対象に含まれるようになり得ることが示されました。また被害者と同居する未成年の子どもに対する電話等禁止命令の創設等の保護命令制度の拡充や、保護命令違反の厳罰化が定められました。
- アダルトビデオ出演被害により、将来にわたって出演者の心身や私生活に重大な被害が生じている現状を踏まえ、令和 4 (2022)年に「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(令和 4 年法律第 78 号)」「(AV出演被害防止・救済法)」が制定されました。この法律により、性行為映像制作物(AV)の出演を契約してしまった後でも出演者の性別・年齢を問わず出演契約を無力化するルールや、公表の差止請求、事業者への罰則が定められました。
- 明治時代に制定された刑法の性犯罪規定は、平成 29(2017)年に 110 年ぶりに改正され、「強姦罪」から「強制性交等罪」への変更や法定刑の見直し、監護者性交等罪の新設が行われるとともに、被害者自身が告訴しなくても起訴できる非親告罪となりました。さらに、令和 5 (2023)年の改正では、強制性交等罪が「不同意性交等罪」に変更となり、同意がない性行為は犯罪であることの明確化や、性交同意年齢の引き上げ、性犯罪の公訴時効期間の延長等もなされました。

【女性支援】

- 性暴力や性的虐待、性的搾取、予期せぬ妊娠、DV被害など、社会におけるジェンダー構造を背景に女性が直面する困難については、これまで売春防止法に基づく婦人保護事業を軸に対策が講じられてきました。しかしながら同事業は女性の「保護更生」を目的とするもので、女性の人権擁護や福祉の増進の視点が明文化されておらず、複合的な困難を抱える女性の増加に対応できるものではないという限界がありました。このため、女性がそれぞれに抱える困難な問題とその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を早期から切れ目なく包括的に受けられる体制を整え、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現を目指すことを目的に、令和4(2022)年に女性支援法が制定されました。同法では、女性支援における国や地方公共団体の責務が明記されるとともに、民間団体を含む様々な関係機関と連携・協力して、多様な支援を包括的に提供する体制を整備に努めることが求められています。

【防災分野】

- 災害対応における男女共同参画の視点からの取組の強化に向けて、令和2(2020)年に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定されました。令和6(2024)年の能登半島地震の際は、地方公共団体に対して、同ガイドラインを活用した対応を行うこと、またDVや性暴力被害の防止に向けて、被災者に相談窓口の周知や情報提供を行うことが周知されました。

【男女共同参画関連】

- 令和4(2022)年の「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022(女性版骨太の方針 2022)」において、地域におけるジェンダー・ギャップの解消には男女共同参画のナショナルセンターが必須であるとして、独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)の所管が内閣府に移管(文部科学省は引き続き共管)されることになりました。また令和6(2024)年10月には内閣府に設置された「男女共同参画センターの機能強化に向けたガイドライン作成検討ワーキング・グループ」から提言が行われ、男女共同参画センターの役割や各業務の基本的な考え方、業務実施のための環境整備が整理されました。今後、男女共同参画社会基本法の改正やガイドラインが策定される見込みとなっています。
- 国の「第6次男女共同参画基本計画」については、令和6(2024)年に計画策定専門調査会が設置され、令和7(2025)年度中に策定される予定です。

2 川崎市の状況

川崎市では、平成 13(2001)年に条例を制定し、「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けた取組を進めてきました。これまで、第 1 期から第 5 期までの行動計画に基づき取組を推進してきたところですが、川崎市を取り巻く人口構成や社会状況も変化しており、こうした変化に対応した施策の推進が求められています。

(1) 人口・世帯構成の状況

社会全体で総人口の減少が進む中、川崎市では人口増加が続いており、令和 6(2024)年 12 月現在、総人口は 155 万 2,270 人となっています。ただ、今後は少子高齢化が進展することが見込まれており、令和 3(2021)年度に公表された「将来人口推計(更新版)」では、生産年齢人口は令和 7(2025)年頃まで増加を続け、その後人口減少へ転換することが想定されています。そして若年人口と生産年齢人口が減少する中、令和 27(2045)年頃には現役世代が約 2 人で 1 人の高齢者を支えることが予想されています。(図表 1 35 頁)⁴。

配偶関係別に人口を見ると、男女ともに未婚者の割合が増加し、有配偶の割合が減少しています。令和 2(2020)年現在、全体の人口に占める未婚者の割合は男性が 41.1%、女性は 30.2%となっています。(図表 2 35 頁)。また外国人人口は増加傾向にあり、令和 2(2020)年現在、総人口に占める割合は 3.0%と、21 大都市の中で 5 番目に高くなっています。(図表 3 36 頁)。

世帯数については、令和 6(2024)年 12 月現在、784,808 世帯と増加を続けていますが、核家族化の進行や単独世帯の増加により 1 世帯当たりの人員は減少しています。世帯類型別の比率の推移を見ると、令和 2(2020)年の単独世帯の割合は 45.7%と、前回調査の 43.2%からさらに増加しています。対して核家族世帯の割合は減少傾向にあり、その内訳をみると、夫婦のみの世帯と男親と子どもからなる世帯が総数に占める割合は横ばい、女親と子どもからなる世帯が微増傾向にある一方で、夫婦と子どもからなる世帯の割合は減少しています。今後も世帯の小規模化が進み、特に高齢単身世帯は継続して増加することが見込まれます。(図表 4 36 頁)

(2) 企業や働く人の状況

川崎市においては、99%以上が従業員 300 人未満の事業所となっています。また、従業員 300 人未満の事業所で働く人の割合は約 75%となっています(図表 5 37 頁)。業種については、産業の情報化、サービス化といった産業構造の変化に伴い、「情報通信業」「学術研究、専門・サービス業」「医療、福祉」の事業所の増加が顕著になっています(図表 6 37 頁)。

川崎市の 15 歳以上の就業者は令和 4(2022)年には男性が約 51 万 2 千人、女性が約 41 万 1 千人で男女ともに増加を続けています。所得階級別にみると、男性で最も多

⁴ 本文中で使用するデータについては、35 頁以降の参考データにおいて、図表として掲載しています。なお、図表はテーマごとに並べており、本文中の図表番号もそれに沿っています。

い所得層は「400～499 万円（構成比 14.6%）」で、次いで「300～399 万円」（13.7%）、「200～299 万円」（11.3%）」の順となっています。一方、女性で最も多い所得層は「200～299 万円」（20.2%）、次いで「100 万未満」（20.0%）、「300～399 万円」（16.0%）となっています（**図表 7** 38 頁）。

(3) 市民のジェンダー意識

ライフ・スタイルや世帯構成、仕事と生活を取り巻く環境が変化する中、市民の意識も変化しています。「男は外で働き、女は家庭を守るのが望ましい」という固定的な性別役割分担意識については「そう思う」、「ややそう思う」と回答した人の割合は男女ともに経年で減少しています（**図表 9** 39 頁）。一方で男女の地位の平等観について、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合計した割合は、女性で 80.7%、男性で 68.3%となっています。特に、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたり」、「職場」で「男性の方が優遇されている」と回答する人の割合が高くなっています。なお「平等」と回答した人の割合は「職場」と「学校教育の場」を除いて、男性が女性よりも有意に高くなっています（**図表 8** 38 頁）。

「男女共同参画社会の実現のために川崎市が力を入れていくべきこと」について、「男性の家事・子育て・介護等への参加を促進する」と「学校などでの男女共同参画に関する教育を充実させる」が男女ともに高くなっています（**図表 18** 42 頁）。

第 3 章 現行計画の取組状況

川崎市では、これまで以下のとおり行動計画に基づき男女平等施策を総合的に進めてきました。

1 第 5 期川崎市男女平等推進行動計画の取組状況

第 5 期計画では、男女共同参画に係る教育や啓発がより一層必要となっている課題を踏まえ、目標Ⅰとして「男女共同参画に係る教育・啓発」を設定しました。そして、女性のキャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、男性の家庭生活への参画は一体的に行うことが望ましいことから、目標Ⅱを「家庭」と「働く場」を併せた「職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進」に、さらに地域特性を踏まえた取組の推進は引き続き重要であることから、目標Ⅲを「地域における男女共同参画の推進」として 3 つの基本目標を掲げ、その下に 11 の基本施策、46 の施策を体系的に位置付け取組を進めてきました。また、条例に基づき設置した市の男女平等施策の推進拠点である川崎市男女共同参画センター*（以下「男女共同参画センター」という。）では、「調査研究」、「相談」、「情報の収集提供」、「研修会、講演会等の開催」、「市民の学習、研修及び

交流の活動支援」など、幅広い事業を実施してきました。

(1) 目標Ⅰ「男女共同参画に係る教育・啓発の推進」

- 男女共同参画の理解の促進に向け、毎年6月23日から6月29日までを「川崎市男女平等推進週間」とし、パネル展示やイベントが実施されました。また多くの市民が男女共同参画について身近に考えるきっかけとなるよう、同推進週間の期間に合わせて、男女共同参画センターでは「すくらむ21まつり」を開催しました。
- 11月12日から11月25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中は、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけ、被害者が「ひとりで悩まず」相談につながるよう相談窓口の周知が図られました。令和6(2024)年度は、市役所本庁舎が運動のシンボルカラーであるパープル・カラーにライトアップされました。
- 男女共同参画社会の形成に向けては、幼少期から固定的な性別役割分担意識に捉われることなく、多様な生き方を選択できる教育の推進が重要であることから、川崎市では市内全小学3年生に対し、毎年度、男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」の配布を行っています。
- 男性は仕事中心の生活となりやすく、家庭生活や地域活動への参加が難しい状況を踏まえ、男女共同参画センターでは、男性が主体となって企画運営を行う「イクメン研究所」を通じ、父親を対象にした子育てサロン等を開催しました。近年は育児と介護の両方を担う男性も増えていることから、市民団体との協働事業として男性向けのダブルケア*の勉強会の開催にも取り組んでいます。
- 男女共同参画社会の形成に向けては、市職員がその重要性を理解し、男女共同参画の視点に立った施策を推進していくことが重要であることから、第5期計画では市職員の意識改革の中に、新たにアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）*とジェンダー統計（男女で比較可能な集計の実施）*への理解促進が位置付けられました。具体的な取組として、人権・男女共同参画室は会議や研修、eラーニングを活用した啓発を行うとともに、アンコンシャス・バイアスについては庶務課長会議を通じて市の施策の推進における配慮を依頼しました。

(2) 目標Ⅱ「職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進」

- 審議会等委員へ女性の参加を促進するため、人権・男女共同参画室は委員選任の際は審議会等を所管する部署と事前協議を実施し、女性委員比率の目標値の達成に向けた取組内容等の確認に取り組んでいます。また、毎年度「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査報告書」を取りまとめ、現状の課題や今後の方向性の検討を行ってきました。
- 市職員における女性活躍等に向けて、川崎市では令和4(2022)年3月に、「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」と「川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」を統合し、「川崎市特定事業主行動計画」を策定しました。同計画では「女

性職員のキャリア形成のサポート」、「子育て支援等に係る制度利用の促進」、「仕事と家庭を両立できる働きやすい職場環境づくり」の3つを柱に掲げ、全ての職員が生活と仕事とを両立し活躍するために必要な職場環境・職場風土づくりを推進しています。

- 川崎市では、女性が様々なライフイベントに対応しながら希望する働き方が実現できるよう、女性への就労支援を行っています。川崎市就業相談窓口「キャリアサポートかわさき」では、女性向け就職準備セミナーや託児サービス付き相談を実施しています。男女共同参画センターでは、就労継続・再就職支援に向けた相談支援や、川崎市産業振興財団や日本政策金融公庫と共催した女性起業家のための相談会の実施、市内企業や在勤の女性を対象とする女性リーダー養成講座を含めた学習研修事業など、一人ひとりのニーズに沿った働き方を支援しています。
- 川崎市では、市内中小企業の女性活躍を推進することを目的に、平成 30(2018)年度に「かわさき☆えるぼし」認証制度*を創設しました。制度創設から7年目となる令和 6 (2024)年度現在、146 社が「かわさき☆えるぼし」認証企業として認証され、市内中小企業における女性活躍推進の取組が広まりつつあります。

(3) 目標Ⅲ「地域における男女共同参画の推進」

- 川崎市では、平成 17(2005)年に、市、市民、事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現を目指す場として、「かわさき男女共同参画ネットワーク*」を設立しました。ネットワークでは、毎年度、年間のテーマ設定を行い、テーマに基づいた「男女共同参画かわさきフォーラム」が開催されました。
- 川崎市では令和 3 (2021)年度から「内閣府地域女性活躍推進交付金*」を活用し、孤立や困難を抱えながらも相談や支援に繋がることが難しい女性に対し、居場所事業等を実施しています。令和 6 (2024)年度は居場所事業等に参加した女性を対象とする出張夜間相談事業や、シングルマザーが子どもと一緒に参加しながら相談や交流ができるイベントが開催されました。
- 男女共同参画センターでは、市民活動団体「女性の視点でつくるかわさき防災プロジェクト」と協働し、出前形式で地域防災訓練等において、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進に向けた啓発を行いました。
- 川崎市では、性的マイノリティ当事者によるパートナーシップ宣誓の事実を公的に認める「川崎市パートナーシップ宣誓制度」を令和 2 (2020)年 7 月に創設しました。令和 7 (2025)年 2 月 10 日現在、148 組のカップルが宣誓しています。また当事者が自治体間で住所を移動する場合の手続きの簡素化、精神的・経済的負担の軽減を図る目的で、令和 2 (2020)年 12 月から相模原市との都市間連携を開始しています。

(4) 数値目標の達成状況

川崎市は、第5期計画において8つの数値目標を設定して取組を進めてきました。計画策定時の数値と現状値を比較すると、全ての項目で数値が改善し、性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況であると思う市民の割合、市職員に占める育児休業取得者割合、「かわさき☆えるぼし」認証企業数に係る目標については目標値を達成しました。しかしながら、現時点で達成できなかった目標が5つあり、特に、政策・方針決定過程に係る目標である審議会等委員及び市役所課長級に占める女性の割合は、ともに大幅な改善が見られない状況となっています。

項 目	計画策定時 【年度】	現状値 【年度】	目標値 【令和7年度】
性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況であると思う市民の割合（男女が平等になっていると思う市民の割合）	38.9% 【令和3年度】	41.9% 【令和5年度】	40%以上
審議会等委員に占める女性の割合	31.2% 【令和3年度】	34.2% 【令和6年度】	40%以上
女性委員ゼロの審議会等の数	22 【令和3年度】	20 【令和6年度】	0
市役所課長級職員に占める女性の割合	24.0% 【令和3年4月1日 現在】	25.9% 【令和6年4月1日 現在】	30% 【令和8年4月1日 まで】
就業に関する総合相談窓口「キャリアサポートかわさき」における女性年間就職決定者数	236人 【令和2年度】	245人 【令和5年度】	278人以上
ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業所割合	76.8% 【令和2年度】	77.6% 【令和5年度】	80%以上
配偶者が出産した市役所職員に占める育児休業取得者割合	17.8% 【令和2年度】	37.4% 【令和5年度】	30%以上
「かわさき☆えるぼし」認証企業数	83 【令和3年度】	146 【令和6年度】	100以上

2 第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画の取組状況

(1) 施策の取組状況

第3期DV計画では、複雑化するDV被害や被害者の多様な状況に応じた支援が求められている状況を踏まえ、配偶者暴力相談支援センター機能の充実が図られ、川崎

市では被害者支援を担う機関の組織的対応力の向上や、職員の専門性の確保と継承に向けた職員研修等の充実、女性相談支援員と各専門職の協働や、庁内関係部署や関係機関等の連携などに取り組んできました。またDVを未然に防ぎ、DVを許さない社会づくりのためには、市民のDVに関する理解を深めていくことが重要であることから、広報物や動画配信等によるDV相談窓口の周知と併せて、DVの形態等に関する啓発も行われてきました。特に若年層に対しては、将来的な被害者及び加害者にならないための教育を推進していくことが重要であることから、デートDVに関する啓発の対象拡大を図り、現在、市内中学生、高校生、大学生、専門学校生に向けたワークショップ型の予防啓発が行われています。

(2) 数値目標の達成状況

第3期DV計画では4つの数値目標を設定し、計画策定時から比較すると夫婦間における行為を暴力と認識する人の割合や「デートDV」の認知度については数値の改善が見られました。しかしながら、相談できる窓口の認知度は33.1%に低下しており、DV被害に遭った際に、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合も、56.3%（女性48.1%、男性67.9%）と目標の達成には至りませんでした。特に相談しなかった人の割合は男女ともに半数近くとなっており、男性の割合が高くなっています。なお相談しなかった理由について、男女ともに「相談しても、解決すると思わないから」が最も多く、次いで「相談するほどのことではないと思ったから」が多くなっています。

項 目	計画策定時 【平成30年度】	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和5年度】
夫婦間における次のような行為 を暴力と認識する人の割合			
①「平手で打つ」（身体的暴力）	①78.6%	①83.9%	①87.0%
②「殴るふりをしておどす」（精神的暴力）	②68.5%	②74.4%	②78.0%
③「必要な生活費を渡さない」（経済的暴力）	③78.9%	③83.5%	③88.0%
④「性的な行為を強要する」（性的暴力）	④88.4%	④91.3%	④98.0%
⑤「交友関係や電話を細かく監視する」 （社会的暴力）	⑤57.9%	⑤69.1%	⑤62.0%
「デートDV」という言葉とその内容の認知度	39.8%	61.0%	45.0%
配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度	34.0%	33.1%	40.0%
DV被害にあった際に、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合	52.9%	56.3%	45.0%

第4章 計画策定に当たって重要な事項

1 女性支援法に基づく市町村基本計画の策定及び困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援の推進

(1) 現状・課題

働き方の多様化や不安定就労の拡大、婚姻に関する意識や家族形態の変化が進む中、経済的困窮、性暴力や性的虐待、性的搾取、予期せぬ妊娠など、女性が生活上で直面する困難は複雑化し、支援ニーズも多様化しています。こうした困難は性別によって不平等な扱いや差別を生じさせる社会構造に根差すものであることから、女性を脆弱な立場に置く状況を生み出さないようにするとともに、困難を抱えた女性を社会全体で支援していくことが必要です。女性支援法では、従来の売春防止法に基づく「保護更生」の考え方から脱却し、当事者の意思を尊重した女性支援を推進していくことが求められています。

基本方針では「女性であることにより」直面する困難として第一に「性的な被害に遭いやすい」ことを挙げています。性的被害は女性だけが受けるものではなく、近年は男性タレントが所属する大手芸能事務所における性加害事件が発覚したことは社会に大きな衝撃をもたらしました。こうした性的被害を含めた暴力の本質には、立場や力で優位に立つ者が相手を支配する構造があり、男性優位の社会において女性は性被害や性暴力、DV被害を受けやすい状況に置かれます。またこうした困難は社会がパンデミックや災害などの危機的な状況に直面する際により深刻化します。新型コロナウイルス感染拡大期には、女性に対する暴力の増加、非正規労働者が多い女性の雇用状況の悪化、女性自殺者数の増加が顕在化しました。女性支援法では「困難に直面するすべての女性」を対象としており、年代や国籍、障害の有無、文化的背景を問いません。こうした女性の中の多様性を認識しながら、当事者に一番身近な基礎自治体である市町村が、困難な問題を抱える女性一人ひとりに寄り添い、当事者中心の支援が行える支援体制を構築していくことが求められています。

① 性暴力被害経験及び「性暴力相談窓口」の認知度

職場や日常生活において性的な嫌がらせを受けた経験について、女性では、「同意なしに、身体を触られる・触らせる、抱きつかれる、キスをされるなどの行為をされた」が28.8%、「見たくないのに、相手の裸や性器などを見せられた」が12.8%、「嫌がっているのに、性的な言葉を言われた」が12.1%など、42.8%がなんらかの「性暴力被害」を経験しています。一方、男性では「全くない」が82.7%となっています（図表 37 51 頁）。「性暴力被害相談窓口」については認知度が1割を超えるものではなく、男女ともに「知っているものはない」

が8割を超えています（**図表 38** 51 頁）。

② DVについての認識

ジェンダーに基づくあらゆる暴力*は重大な人権侵害であり、DV被害はその一つであるとともに、女性支援で対応すべき困難の中にも含まれます。DVについて「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答する人の割合は、身体的暴力と性的暴力の項目で高くなっています。暴力だと認識する割合について男女ともに上昇傾向にあります。全ての項目において「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答する人の割合は、女性に比べ男性が低くなっています（**図表 33** 49 頁）

③ これまでのDV被害経験

配偶者やパートナーから受けたDV被害について、身体的暴力、精神的暴力、性的強要、経済的圧迫のいずれかを受けたことがある人の割合は、女性では27.0%、男性では18.4%となっています（**図表 34** 49 頁）。DV被害を受けた際、「どこ（だれ）にも相談しなかった」人の割合は、女性は48.1%、男性は67.9%となっています（**図表 35** 50 頁）。相談しなかった理由について、「相談しても、解決すると思わないから」が男女ともに最も高く（女性:71.2%、男性:52.8%）、次いで「相談するほどのことではないと思ったから」が高くなっています（女性:34.6%、男性:44.4%）（**図表 36** 50 頁）。

(2) 今後の方向性

女性支援法の成立を踏まえ、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性や、そのおそれのある女性への支援を、民間団体等との連携・協働により、包括的に提供する体制の整備に努めることが求められています。女性支援法及びDV防止法に基づく取組については、「川崎市男女平等推進審議会男女平等推進行動計画策定部会」（以下「部会」という。）の報告書（別冊 57 頁）を踏まえた答申を基に市町村計画を策定し、市が取り組むべき事項や、行政・民間団体・関係機関等の役割や連携体制について明示するとともに、その推進においては支援調整会議を中心に施策の円滑かつ効果的な実施を図ることが重要です。またその際は、女性支援法とDV防止法それぞれにおける対象の範囲や支援内容は重なりながらも、DV防止法では男性も支援対象になること等にも留意して取り組む必要があります。

① 女性支援法の理念に基づく包括的な支援の推進

女性支援法第2条では、「困難な問題を抱える女性」を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と定義しており、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、

国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、支援の対象としています。また性自認*が女性であるトランスジェンダーの方については、基本方針で「トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましい」と記載されており、関係機関等と連携して可能な支援を検討していくことが求められます。

② 「川崎市男女平等推進審議会男女平等推進行動計画策定部会報告書」を踏まえた施策の検討

部会では、女性支援やDV被害者支援の現状を踏まえ、市町村計画の策定に当たって重点的な検討が必要な項目として、①女性支援を担う関係機関における役割分担の整理・明確化を踏まえた連携の推進、②相談窓口の周知等の相談につながる取組の推進、③多様な状況に対応した支援の推進、④女性相談支援員をバックアップする取組の推進、⑤DV被害者支援における課題の整理と充実を提示しました。各項目では市が行うべき具体的な取組も挙げられており、市は、国や神奈川県、他自治体の動向も勘案しながら、部会報告書で挙げられた検討項目を踏まえて、第6期計画の施策として検討していくことが求められます。

③ 支援対象となる女性の多様な状況の把握と対応

女性支援においては、ニーズがあるにもかかわらず現状では支援が届いていない女性を把握し、支援体制を整備していくことも重要です。若年女性は性暴力や性的虐待、性的搾取被害を年代別、男女別にみても最も多く経験していますが、行政の相談窓口へのハードルが高く、これまで相談や支援に十分につながってこなかった状況があります。若年女性の性暴力被害や貧困とともに、近年は中高年シングル女性が経済的困窮、健康や将来への不安を複合的に抱えていることも課題となっています。さらに、障害がある場合や外国籍の場合、特有のニーズを抱えることで問題がより複雑化し、その結果支援に繋がりにくいことも認識する必要があります。

④ DV被害者支援の固有性に配慮した支援の推進

DV防止のための予防啓発及び被害者支援については、現行の第3期DV計画を踏襲しながら、男性や性的マイノリティも含むDV被害者支援における課題の整理と充実を図るとともに、若年層を中心にDV防止の取組を強化していくことが重要です。特にDV被害者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場で自立して生活する場合、様々な課題に直面するため、多様な施策を連携させた経済的支援や被害回復支援を行い、被害者一人ひとりの状況に応じた自立支援を行うことが重要です。また、DVが起きている家庭では、児童虐待が同時に生じているケースが少なくないことから、児童虐待対応とDV対応における連

携と強化がより一層求められています。

女性支援法及びDV防止法における市町村計画は、対象者や支援内容が重なる点が多いことを踏まえて体系図を検討し、その中で具体的な施策を明らかにしていくことを求めます。そして、その推進に当たっては、目標Ⅳに位置付けられた施策を、目標ⅡやⅢにおける、女性の経済的自立に向けた支援、妊娠・出産支援やひとり親支援施策といった関連施策と一体的に推進することが必要です。

⑤ 女性支援と妊娠・出産支援が連携した「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の保障

誰もが妊娠や出産、子育てについて、自分の意思に基づいて選択、決定でき、必要な支援を受けられることは、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利*）の観点から重要ですが、若年女性が予期しない妊娠により孤立出産に至るケースも生じています。川崎市では、各区役所において保健師や母子保健コーディネーターが中心となって、妊婦等を対象に面接等を行い、必要な支援につなげていますが、支援情報が届かない方や支援をためらう方など、支援にたどり着かない女性もあり、若年層を中心に多様な方への情報発信や、個々人の多様性に配慮した継続的な支援が行えるよう、支援者の専門性の確保や多様な機関との連携が求められています（「川崎市男女平等推進行動計画 令和5（2023）年度年次報告書」ヒアリング結果参照）。

⑥ 女性支援における男女共同参画センターの役割の整理

男女共同参画センターでは、内閣府地域女性活躍推進交付金を活用し、令和3（2021）年度より孤独・孤立を抱える女性を対象に、関係機関と連携しながらつながりサポート型の支援を行ってきました。同事業ではシングル女性や、シングルマザーなどを対象に、キャリアや健康問題、家族関係など複合的な問題を抱えながらも、これまで行政支援につながってこなかった人も多く参加する状況が見られます。今後も、男女共同参画施策についてノウハウや知見を蓄積している男女共同参画センターの強みを活かしながら、女性が抱える困難の多様な実態を把握し、様々な関係機関と連携しながら居場所づくりや出張相談、アウトリーチなどの手法を検討していくことが重要です（「川崎市男女平等推進行動計画 令和4（2022）年度年次報告書」ヒアリング結果参照）。

2 あらゆる領域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(1) 現状・課題

政策・方針決定過程における女性の参画は、女性の活躍を推進し女性の経済的自立

を高めるといった観点だけでなく、男女が互いに対等な立場で、一人ひとりが性別にかかわらず個性や能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためにも重要です。しかしながら、日本の政策・方針決定過程の場における女性の参画は、国際社会と比べ非常に遅れた状況となっており、近年は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律や女性活躍推進法の改正など、一定の進捗がみられるものの、今後はさらに女性の参画の拡大の動きを加速させる必要があります。川崎市においても、市の審議会等委員及び課長級職員に占める女性の割合について目標を設定し、政策・方針決定過程における女性の参画拡大に取り組んできましたが、依然として目標を達成していない状況にあります。

① 審議会等委員における女性の参画状況

審議会等委員における女性の参画拡大は、平成 26(2014)年に策定された「第 3 期男女平等推進行動計画」の策定以降、審議会等委員への女性比率を 40%とすること、また女性委員ゼロの審議会等の数をなくすことを一貫として目標に掲げてきましたが、令和 6 (2024)年度の女性比率は 34.2%、女性委員ゼロの審議会等の数は 20 と目標達成に至っていない状況となっています(図表 21 43 頁)。こうした数値は経年で改善傾向にあるものの、国や神奈川県、他の政令指定都市と比べて低くなっています。

② 市役所における管理職の登用状況

市役所の課長級職員に占める女性の割合は、令和 7 (2025)年度までに 30%とすることを目標に取り組んでおり、年々増加はしているものの、令和 6 (2024)年 4 月 1 日現在、25.9%に留まっています。また、役職別に見ると、課長級、部長級は上昇傾向にあります。課長補佐と係長級、局長級は大きな変動がなく、特に今後課長級に昇格する課長補佐と係長級で女性の割合が増加していないことが懸念されます(図表 22 44 頁)。また、校長・教頭等に占める女性の割合は、令和 5 (2023)年度、小学校は 47.8%、中学校は 24.8%、高等学校は 16.7%となっており、小学校については男女ほぼ同数となり全国的にも高い水準にあります。中学校と高等学校は小学校に比べ低い水準となっています。

③ 政治の場や地域の方針決定の場における女性の参画状況

川崎市議会に占める女性の割合は、令和 5 (2023)年度 24.1%となっており、令和元(2019)年の 15.5%に比べ改善しましたが、国が掲げる「指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」目標には到達してない状況にあります。地域における女性リーダーは増加傾向にあるものの、令和 5 (2023)年度の町内会・自治会の会長に占める女性の割合は 9.2%、PTA 会長に占める女性の割合は 17.7%となっています。

④ 市内民間企業における女性の登用状況

川崎市内の民間企業・事業所の管理職(課長相当職)に占める女性の割合は、

令和2(2020)年度9.7%となっており、規模別でみると大企業が15.8%、中小企業が7.4%と大企業が中小企業に比べ高くなっています(図表23 44頁)。

(2) 今後の方向性

市の政策・方針決定過程において、多様な意見が公平・公正に反映されることは、市民生活に大きな影響を与えるとともに、バランスの取れた質の高い行政サービスの実現に繋がるため、市は目標達成に向けて具体的な対策を講じ、企業等に対して行政が率先して取組を進めていく姿勢を示す必要があります。また、政治・経済・行政・地域など、あらゆる分野における方針決定過程への女性の参画を進めるためには、女性の活躍推進に向けた理解の促進、人材の育成の観点からのロールモデルやキャリア形成の情報提供、目標値の設定などによる積極的是正措置(ポジティブ・アクション*)への理解の拡大が重要であり、市は地域の事業者や団体に向けて、広く意識啓発や情報発信を行い、積極的な取組に繋がるよう働きかけていく必要があります。

① 審議会等委員への女性参加促進に向けた効果的な取組の検討

審議会等委員における女性の参加促進に向けては、数値の改善が小幅にとどまっている状況を踏まえ、庁内審議会等所管部署で女性の参画が進まない実態の把握、委員選任段階からの積極的な取組に向けた働きかけ、実現可能な数値目標の検討など、目標値の達成を意識した効果的な取組を検討していくことが必要です。

② 女性職員のキャリア形成支援と登用の推進

市役所における女性管理職の登用の拡大については、「川崎市特定事業主行動計画」に基づき、現状や課題、数値目標の達成状況を把握しながら、取組の点検、評価を行っていく必要があります。令和5(2023)年度における職員アンケートによると、「責任のある職につきたいと思わない理由」として、「自分の能力に自信がないから」(男性28.8%、女性32.6%)、「家事、育児、子育てとの両立が困難だから」(男性15.4%、女性34.1%)となっています。こうしたことから、男性に比べ女性は、同じ能力がある場合でも自分の能力への自信のなさや家庭生活との両立が懸念事項になっています。女性職員のキャリア形成支援に向けて、仕事と育児等の両立支援、時差勤務や在宅勤務などの多様な勤務形態の推進、時間外勤務時間の縮小を図っていくとともに、女性の管理職登用にに向けたキャリア形成と人材育成を推進していくことが重要です。

③ 地域のあらゆる場における女性の参画拡大

地域における女性の参画拡大に向け、市の審議会等委員や市役所管理職に占める女性の割合に関する情報を広く発信するとともに、女性管理職の増加に向けたリーダーシップ養成講座や、防災の場におけるリーダー研修など、政策・方針決定過程への女性の積極的な参画に向けた学習機会を提供していくことが必要です。

④ 企業における女性の参画拡大

企業における女性の参画拡大においては、中小企業における女性管理職登用が課題となっており、「かわさき☆えるぼし」認証制度を通じた、女性従業員のキャリア形成支援や女性管理職の増員などの好事例を発信していくことが求められます。

3 働く場における女性活躍推進及び男女の均等な機会と待遇の確保の推進

(1) 現状・課題

女性活躍推進法の成立以降、国の方針の中で企業等における女性活躍の推進や女性のキャリア形成や男性の家庭生活の参加に向けた取組が重点化され、女性の採用・育成・登用、男女間の所得格差に関する情報開示や、女性のキャリア形成支援仕事と育児・介護の両立支援など、近年、働く場における男女共同参画の推進に向けた取組は充実が図られてきました。川崎市においても女性の就労支援や「かわさき☆えるぼし」認証制度を通じた企業への働きかけを行い、川崎市の女性の就労決定者数やワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の割合は上昇傾向にあります。

こうした取組から、就労の場では女性の労働力率が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブ*については全国的に解消傾向にあり、川崎市でも全国と比較するとM字カーブの底が深いものの、経年としては改善傾向にあります。しかしながら、女性の就業形態をみると非正規雇用が多く、川崎市でも女性の48.2%が非正規雇用労働者であり、年代が上がるにつれて増加する傾向があります。近年ではこうした状況を踏まえ、女性の正規雇用率が20代後半でピークを迎えた後、低下を続けるL字カーブ*という新たな課題も提起されています。また、非正規雇用と正規雇用の間では給与等の処遇面で格差も存在しており、男性と比べて女性の非正規雇用労働者が多い結果、男女間の賃金格差が生じる要因にもなっています。

さらに、女性の就労が拡大しながらも、家事や育児・介護は依然として女性が中心的に担っていることも課題です。こうした状況は女性が仕事と子育て・介護等を両立するために、長期的に非正規雇用という形態を選択せざるを得ない状況を作ることによってキャリア形成を阻害するだけではなく、生涯賃金の男女の格差、そして高齢期の女性の貧困に繋がる要因となります。実際に市民の「いまの社会は女性にとって働きやすいか」という認識について、男女ともに「働きやすいとは思わない」が半数以上を占めています。また企業におけるワーク・ライフ・バランス推進も拡大傾向にありますが、大企業と中小企業の間で取組状況に差が見られます。

① 年齢階級別就業者数の状況

川崎市の女性の就業者数は増加傾向にありますが、労働力率は依然として 35～39 歳を底とする M 字カーブを描いています。また、M 字カーブの底は全国より深くなっています(図表 24 45 頁)。

② 雇用形態別の状況

雇用形態については、川崎市の女性の 48.2% が正規雇用となっており、割合は上昇傾向にありますが、依然として半数近くが非正規雇用となっています。年齢別に見ると、30 代まで正規雇用が占める割合が高いですが、40 代以降は非正規雇用が占める割合が高くなっています(図表 25 45 頁)。

③ 子どもがいる世帯の状況

子どもがいる夫婦世帯の就業状態をみると、共働き世帯が占める割合が 60.5% と最も高く、夫が就業・妻が非就業のいわゆる専業主婦がいる世帯は 28.5% となりました。子どもの年齢別にみると、6 歳未満の子どもがいる世帯の共働き率は 60.9% と前回調査の 48.2% から大幅に上昇し、過半数以上を占める状況となりました(図表 26 46 頁)。

④ 夫婦の家庭内での役割分担の状況

「家庭内での役割分担」について、「収入を得ること」以外、家事や育児に関わる全ての項目で女性が「自分を中心」と回答する割合が高くなっています。特に男女差が大きかったのは「学校などの行事への参加」「育児」「看護」で、その差はいずれも 60 ポイントを超えています(図表 28 46 頁)。

⑤ 企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組状況

ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている企業の状況を見ると、大企業は 90% 以上が取組を行っているのに対し、中小企業は改善傾向にあるものの令和 5 (2023) 年現在、74.9% となっています(図表 30 47 頁)。また具体的な取組として、「育児・介護等による短時間勤務やフレックスタイム等、時差勤務制度」について大企業は 89.2%、中小企業は 48.8%、「育児・介護等による勤務軽減措置(時間外・休日勤務の免除、転勤配慮等)」について大企業 75.7%、中小企業 37.5% と開きが大きい特徴も見られます(図表 31 48 頁)。

⑥ 女性の働きやすさに関する市民の意識

「いまの社会は女性にとって働きやすいか」どうかについて、「働きやすいと思う」と回答した人の割合は、女性で 42.8%、男性 47.9% となっています(図表 13 40 頁)。いまの社会が「女性にとって働きやすいとは思わない」理由を尋ねたところ、女性では「男性の家事・子育て・介護への参加が十分でないから」(65.3%) が最も高く、男性では「昇進・昇格・給与に男女間で差があるから」(62.6%) が最も高くなっています(図表 14 41 頁)。

⑦ 非正規シングル女性の状況

男女共同参画センターでは、令和3(2021)年度に市内在住の「非正規シングル女性」(調査では、「無配偶(未婚・非婚・離婚・死別)の女性」として定義)を対象にアンケート調査を実施しました。その結果、非正規シングル女性は正規シングル女性に比べて、雇用、収入が不安定であり、特にコロナ禍では仕事や収入、家計だけではなく、心身の健康などさまざまな面でより影響を受けたことがわかりました。また支援・制度の存在を認識しているにもかかわらず、「自分が申請対象か分からない」といった理由で利用しない者も多いことも把握されました。(令和4(2022)年3月公表「川崎市におけるコロナ禍での非正規シングル女性に対する影響調査：アンケート調査報告書」)

(2) 今後の方向性

女性の就業状況は、近年全国的にも川崎市でも改善傾向にありますが、雇用形態は就労が不安定となりやすい非正規雇用が過半数近くとなっています。また市内企業の99%を中小企業が占めており、中小企業におけるワーク・ライフ・バランスや働き方改革に向けた取組は進んできているものの、大企業に比べると差がある状況となっています。こうした状況を踏まえ、市は一人ひとりの女性がライフイベントに合わせて希望する働き方が実現でき、また経済的困窮に陥ることなく生活ができるよう、就業継続及び再就職等のための就労支援や、起業を含む多様な働き方やキャリア形成支援を推進していく必要があります。また雇用者が働く産業や職業については、分野や職種によって男女で偏りがあり、近年は学術・技術分野における理工系分野やデジタル分野など、従来女性の少なかった分野へのチャレンジ支援を推進していく必要性も提起されています。

また、こうした女性の就業支援と併せて、ワーク・ライフ・バランスの推進といった長時間労働を前提とした働き方の見直しや、男性の育児・介護休業取得促進など、男性の家庭生活への参加に向けた支援を推進していくことが必要です。さらに、雇用の場における男女の均等な機会及び待遇の確保、非正規雇用の処遇改善、性別による固定的な業務分担や人員配置等の見直し、能力開発の十分な機会の提供などの取組の実施を企業等に促し、男女ともに働きやすい職場環境づくりに努めていくことも求められます。

① 多様な女性のニーズに応じた就労支援、キャリア形成支援の推進

子育て中の女性や、シングル女性、シングルマザーなど、女性の異なる多様なニーズに応じて、様々な就労支援やキャリア形成支援を継続的に実施していくことが必要です。働きたい女性に向けては、求職者の特性に合った就労支援、再就職支援や起業支援を、働く女性に向けては、就業継続支援、キャリアアップ支援を行うことが求められます。また、女性が固定的な性別役割分担意識に縛られず、

多様な進路選択や職業選択が可能となるよう、早期からのキャリア教育も重要です。

② 就労支援における男女別ニーズの把握及びそれに基づく就労支援の推進

女性に対する就労支援について、川崎市では男女共同参画センターで女性のための働き方・しごと相談を実施するほか、男女双方に対して川崎市就業自立支援室「キャリアサポートかわさき」を通じた就労支援、若年無業者を対象とする「コネクションズかわさき」による就労自立支援を実施しています。「キャリアサポートかわさき」と「コネクションズかわさき」については資格を持った相談員が、一人ひとりに寄り添った丁寧な支援を推進し、地域に根差した就職決定にもつながっていますが、事業登録者や就職決定者については男女別に把握されておらず、事業の推進においては相談者のニーズや就職決定状況、定着率等のデータを男女別に客観的に把握するジェンダー統計の視点が求められます。具体的には、女性求職者に対し、非正規雇用を希望する背景などを把握したうえで、正規雇用と非正規雇用の間の労働条件や待遇に関する違いの説明、事務系だけではなく他の業種の就労体験を聞く機会を提供するなど、女性求職者が就労の幅を広げる取組が求められます。また、短時間正社員制度の導入や正規雇用への就業転換など、就労者が希望する多様な就業環境の整備に向けて、企業規模を考慮しながら市内企業への啓発を行うことも重要です。（「川崎市男女平等推進行動計画 令和4（2022）年度年次報告書」ヒアリング結果参照）

③ 雇用の分野における均等な機会と待遇の確保及びハラスメントの防止に向けた取組

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に向けて、国の動向を踏まえながら、非正規雇用労働者の処遇改善や男女間の賃金格差の解消に向けて、企業に対し法改正等の周知・啓発を行うことが求められます。また、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント*、性的指向*や性自認に対するハラスメント、ジェンダー・ハラスメント*など、多様なハラスメントのない職場づくりに向け、引き続き企業に対し法改正等の内容の情報提供や啓発に努めていくことも重要です。

④ 市役所における職員の給与の男女の差異の把握・分析の推進

働く男女それぞれが、仕事と家庭生活を両立していくためには、家庭生活への参加や就業の継続を困難にする長時間労働を前提とした働き方の見直し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組を進め、男性の家庭生活への参画促進のための取組を進めていくことが重要です。このため市役所の男性職員における育児休業取得を推進するとともに、女性活躍推進法に基づく職員の給与の男女の差異を公表し、課題の把握・分析を行い、女性の職業選択における活躍の推進のための取組を進めるなど、企業等に率先して市が積極的に取り組むことを求めます。

⑤ 市内企業に対する働きかけ

企業に対しては、市内事業所の99%が300人未満の中小企業であることを踏まえ、「かわさき☆えるぼし」認証制度を通じた情報提供や働きかけを行っていくことが重要です。長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方を可能とする環境整備は、女性の登用や男性の家事・育児参加で有効なだけではなく、企業にとっても人材確保や定着、競争力の向上等のメリットがあります。また女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の好事例を発信することで、女性活躍に関する数値目標の設定や積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進、性別による固定的な業務分担や人員配置等の見直しなど、具体的な行動を促していくことが求められます。

⑥ 市内中小企業を対象とする「かわさき☆えるぼし」認証制度の一層の推進

「かわさき☆えるぼし」認証制度については創設から7年が経過し、認証制度への申請を契機に女性活躍推進の取組が広がるなど、同制度が市内の女性活躍推進に向けた環境づくりの後押しとなっています。しかしながら、認証される企業の業種の偏りや、認証制度の認知度拡大や認証企業数の増加、認証企業の取組内容の向上に向けた継続的なフォローアップが課題となっています。今後も制度設計や運用の見直しを適宜検討し、認証制度の質と持続可能性を担保していくことが必要です。また認証後の企業による取組事例の紹介など、好事例を示していくことも求められます。

⑦ 子育て・介護にかかる施策の推進

出産・子育て期において多様な選択が可能となるよう、子どもが地域で健やかに育つことができる環境づくりや、子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実等、多様なニーズに沿った子育て支援策の推進が必要です。また、高齢化に伴い重要性が増している介護については、利用しやすい介護サービスの充実を図るとともに、介護離職防止に向けた支援に取り組んでいくことが重要です。

4 男性にとっての男女共同参画の推進

(1) 現状・課題

男女共同参画社会を形成するための大きな課題の一つに、固定的な性別役割分担意識とそれに基づく分業があります。固定的な性別役割分担意識は男女ともに徐々に弱まりつつありますが、依然として働き方や社会制度・慣行等に影響を及ぼしています。また、就労する女性は増加傾向にあるものの、家庭内の家事・育児等の分担状況は女性に偏り、男性自身が家事や育児、介護、地域活動等に積極的に参画する具体的な行動変容に至っていない状況があります。このため、男性が長時間労働を伴う仕事中心の生活をせざるを得ない状況を、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進によ

って見直す必要があります。また、社会の様々な分野において指導的地位に就く男性が多い点からも、男性に向けた意識啓発を強化し、男性にとっての男女共同参画の意義の理解促進や、男性の家庭生活・地域活動への参画に向けての啓発・教育を推進する必要があります。なお、固定的な性別役割分担意識の解消においては、仕事中心となる男性の生き方を形成するだけではなく、「男らしさ」を背景に男性が相談することをためらうなど、男性の孤独や孤立、生きづらさにもつながっている側面にも留意して推進していくことが求められます。

① 長時間労働の実態

川崎市の年間就業日数 200 日以上の雇用者に占める週間労働時間 60 時間以上の雇用者割合は、女性 9.9%に対し男性 20.6%となっています。前回調査から男女ともに 35～48 時間の割合が増えており、60 時間以上については男女ともに減少しました（**図表 27** 46 頁）。

② 生活優先度の理想と現実

生活優先度について、男女ともに「家庭生活や個人としての生活」と「仕事と家庭生活や個人としての生活」を希望する人の割合が高くなっています。対して現実には、女性は「家庭生活や個人としての生活優先」と「仕事と家庭生活や個人としての生活優先」の割合が高いのに対し、男性は「仕事と家庭生活や個人としての生活優先」の次に「仕事優先」が高くなっています（**図表 29** 47 頁）。

③ 就労や生計に関する固定的な性別役割分担意識の実態

「男性は外で働き、女性は家庭を守るのが望ましい」と回答する人の割合は男女ともに有意に減少傾向にありますが、男性の 30 代、50 代と 60 代では「そう思う」と回答する人の割合が他の年代に比べて高い状況があります（**図表 9** 39 頁）。また、「家族を養うのは、もっぱら男性の責任である」と回答する人の割合も、男女ともに減少傾向にありますが、「そう思う」と回答する人の割合は女性が約 2 割であるのに対し、男性は約 4 割となっており、女性に比べて男性の割合が高い状況があります（**図表 17** 42 頁）。

④ 男性の育児休業取得に関する意識と課題

男性の育児休業取得について「積極的に取るべきだ」は、女性で 51.9%、男性 46.6%となり、前回調査に比べると、男女ともに有意に上昇しました（**図表 15** 41 頁）。また、男性の育児休業取得促進に必要なこととして、男女ともに「男性が育児休業を取得しにくい職場の雰囲気はなくしたり、上司などの理解を促す」が最も高く、次いで「男性が育児休業を取得することは当然のことであるという理解を社会に広める」「人の補充や業務分担の調整など職場で育児休業者がいた場合の体制を整える」となっており、体制整備と意識改革が必要であると認識されていることが伺えます（**図表 16** 41 頁）。

⑤ 悩みや困りごとがあったときの相談先

悩みや困りごとがあったときに相談する先は、男女ともに「家族・親戚」が最も高く、次いで「友人・知人」となっています。男女別にみると、男性は家族など誰かに相談している割合が女性より低く、一方で「相談していない」が高くなっています(図表 32 48 頁)。こうした傾向はDV被害でより顕著になり、DVを受けた時に「どこ(だれ)にも相談しなかった」人の割合は女性で48.1%であるのに対し、男性は67.9%となっています(図表 35 50 頁)。

(2) 今後の方向性

男性の家庭生活への参画は近年増加傾向にあるものの、依然として長時間労働を前提とする働き方が主流であり、結果として家事・育児・介護などのケア負担が女性に偏る状態が続いています。このため性別に関わりなく誰もが仕事と家庭生活を両立できるよう、男性の育児休業等の取得促進や働き方の見直し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組を進める必要があります。また、男性が家庭生活や地域生活に参画できるためには、企業等における働き方や慣習も関わるため、男性個々人だけではなく企業に対しても働きかけていく必要があります。

男女共同参画社会の形成にはこうした取組と併せて、固定的な性別役割分担意識を背景にした男性の孤独や孤立、生きづらさ、また男性特有の心身の健康問題にアプローチする必要性も提起されています。こうした取組の推進においては、ジェンダー統計や調査研究等を踏まえて、男女間でニーズや課題が異なることを把握し、あらゆる事業においてそれを前提とした対応を検討していくことも重要です。

① 男性に対する意識啓発の推進

固定的な性別役割分担意識は女性よりも男性のほうが強い傾向があり、また男女とも高齢者において他の年代に比べて根強く残っているため、意識啓発に当たっては、男性や高齢者に向けた取組を強化していく必要があります。こうした啓発においては、男性自身が多様な経験を得ること等を通して男女共同参画の意義を理解し、自らの行動変容に繋がるよう、学習機会の提供や地域で子育てや介護をする男性同士のネットワーク形成など体験型の事業を推進していくことも重要です。

② 男性の生きづらさの解消に向けた支援や企業への働きかけの推進

共働き夫婦が増加していく中で、未だ女性が家事・育児等を多く負担している状況があり、パートナーである男性が主体的に子育て等に関わっていくことが重要です。このため、男性の多様な生き方・働き方が可能となるよう、固定的な性別役割分担意識の解消や、性に関する無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)に関する理解促進を行うとともに、男性であることで負っている社会的重圧や悩みなどについては、引き続き男性相談員による相談事業を推進していくことが求められます。また、パタニティ・ハラスメントなど、男性が育

児休業を取得するに当たっては、職場の意識や慣行が障壁となることも多く、企業に対する働きかけを行っていくことも重要です。

③ 市役所における男性職員の育児休業取得促進

男性市職員の育児参加促進に向け、引き続き、配偶者が出産した市役所職員に占める育児休業取得者割合を向上させていくため、育児休業の取得を考えている職員が、希望する時期に必要な期間、気兼ねなく育児に専念することができる職場環境づくりが必要です。

5 男女共同参画に係る広報・啓発・教育の推進

(1) 現状・課題

男女共同参画社会の形成においては、全ての個人が、性別に関わりなく社会のあらゆる場において主体的に参画することができ、男女平等に関する課題に協力して取り組んでいくことが重要となります。「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担の考え方について、男女ともに「そう思わない」人の割合は経年で増加しており、男女共同参画の意識の醸成は徐々に進んでいます。一方で、社会全体における男女の地位の平等感については、男性の方が優遇されていると回答した割合が7割を超えており、特に職場や政治の場、社会通念や慣習・しきたりにおける見直しは依然として進んでいない状況も見られます。このため、引き続き意識啓発等の事業と併せて各領域における女性の参画拡大を推進していく必要があります。

また、幼少期から性別による固定的な性別役割分担にとらわれない意識を醸成し、男女が対等な関係を築くための基礎を築くためにも、学校教育や地域において多様な生き方を選択できる力を育むことが重要です。

① 固定的な性別役割分担意識に対する変化

固定的な性別役割分担意識について、「男は外で働き、女は家庭を守るのが望ましい」という考え方と併せて、「女性は、収入が少なくても、勤務時間を選べる仕事が望ましい」、「女性は、結婚したら自分自身よりも夫や子どもなど家族を中心に考えて生活すべきである」といった考え方は男女ともに「そう思う」と考える人の割合が経年で有意に低下し、「子どもの有無にかかわらず職業を続ける方がよい」と考える人の割合が増加しています（[図表 10](#) 39 頁、[図表 11](#) 40 頁、[図表 12](#) 40 頁）

② 男女が平等になっていると思う市民の割合

第5期計画の目標である「性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況であると思う市民の割合（男女が平等になっていると思う市民の割合）」は令和5(2023)年度に41.2%となり、40%以上とする目標値を達成しました。

ただ、上記数値については微増を続けているものの、全体としては大きく変動していない点に留意が必要です。

③ 若年層に対する啓発の効果（デートDVの認知経路）

「デートDV」の認知経路をみると、30歳未満では男女ともに「テレビ」や「SNS*」にならんで「学校の授業」が有意に高くなっています。こうしたことは学校教育や授業内における予防啓発ワークショップが一定の役割を果たしていることを示唆します（図表 39 51 頁）。

(2) 今後の方向性

あらゆる立場の人々が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会に向けて、その阻害要因となる固定的な性別役割分担意識や性に関する無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）を解消し、市民全体の意識改革や理解促進に引き続き取り組む必要があります。

① 市民に対する意識啓発及び学習機会の提供の促進

男女共同参画に係る啓発を具体的な行動変容や慣行等の見直しに繋げるためには、これまで女性の参画が少なかった分野で活躍する女性のロールモデルの提示や、育児や介護休業を取得した男性の経験など、具体的な事例や取組例なども活用し、多様な生き方や価値観を包摂する人権意識や男女平等意識を育むことが重要です。このため、市は地域や学校、働く場などを通じて、幅広い市民への学習機会の提供や啓発の充実に努めることが求められます。

② 男女共同参画の視点からの市の広報の推進

市で作成する広報、出版物が、性別による固定的なイメージや、性別役割分担を前提した表現にならないよう、男女共同参画の視点に留意した広報・出版物の作成を全庁的に実施し、男女共同参画の視点に立った広報活動を率先して行うことも必要です。

学校や地域での教育は、次世代を担う若年層が人権意識や男女平等意識を育み、性別に捉われない多様な生き方を推進する上で重要な場であり、男女共同参画社会の基盤を形成するものです。発達段階に応じた人権教育や、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止に向けた予防啓発、多様な生き方・働き方を可能とするキャリア教育や理工系分野における女性の進路選択支援を推進するとともに、教員や保護者等の男女共同参画に関する認識を深めていくことが求められます。

③ 若年層に対する周知等の強化

従来の紙媒体や市のホームページを通じた周知だけでは、若年層を含め多様な市民に必ずしも情報が行き届いていない可能性もあり、今後はSNS等を使

用した様々なメディアや媒体を活用していくことが望まれます。

④ SNSやインターネットにおける性暴力や性犯罪の予防に向けた教育の推進

スマートフォンが急速に普及し、SNSやインターネットが生活に身近になる中で、そうしたインターネット上のコミュニティサイトが性差別意識の助長や、女性や子どもの人権侵害、性暴力、性犯罪の被害の原因となる事態も深刻になっています。特に、デートDV、リベンジ・ポルノ*、デジタル性暴力*、JKビジネス*、アダルトビデオ出演強要など、若年女性に対する性暴力や性犯罪は近年深刻化・複雑化しています。このため、学校教育や社会教育を通じて、メディアから流れる情報を客観的に読み解き、様々な情報を主体的に収集・判断できる能力の育成も重要です。また、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止に向けては、様々な機会を捉えて幅広い世代に、啓発を推進していくことが必要となりますが、特に若年層に対しては、将来的な被害者及び加害者とならないための教育を推進していくことが必要です。

6 男女共同参画の視点に立った地域防災やまちづくりの推進

(1) 現状・課題

地震や風水害など大規模災害による影響は、全ての人の生活を脅かすと同時に、性別、年齢、国籍、障害などの属性によって異なる影響をもたらし、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受けることが指摘されています。そうした影響は平時からの固定的な性別役割分担意識に拠ることも大きく、実際に、東日本大震災や能登半島地震をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、避難所や物資提供において各人のニーズの違いが配慮されない課題や、DVや性被害・性暴力が生じるといった課題が顕在化してきました。

① 地域防災における女性の参画状況

行政や地域の関係団体が地域の防災体制を協議する場である防災会議の女性参加比率について、令和6（2024）年6月1日現在、6.2%となっており、例年10%以下となる状況が続いています。また、行政の防災担当部署に配置された女性職員の割合について、全国的にも低い状況があり、神奈川県は9%（令和5年現在）となる中、川崎市の危機管理本部の職員に占める女性の割合は19%、課長級以上の職員に占める女性の割合は9%となっています（「川崎市男女平等推進行動計画 令和5（2023）年度年次報告書」ヒアリング結果参照）。

② 地域防災における多様性への配慮

川崎市の避難所運営マニュアルでは、高齢者、障害者、妊産婦、外国人などを

要配慮者として記載しており、配慮が必要な場合は臨機応変に対応することが示されています。また各区役所では、地域の人が参画する避難所運営会議を中心に、固定的な性別役割分担意識にとらわれない炊き出しや、多様な属性への配慮に向けたプライベートルームの活用など、地域住民が中心となって活発な検討が行われています。

③ 地域防災における男女共同参画センターの役割

男女共同参画センターは、男女共同参画の視点からの地域防災活動の啓発において、中心的な役割を担ってきました。同センターでは川崎市危機管理本部と連携し、市内7区全ての自主防災組織に対して、女性の視点からの防災・減災をテーマとして、リーダー研修会などを行っています。また、「男女共同参画の視点でつくる避難所運営ガイド」、「シニアシングル女性のためのサバイバル読本 日頃から備える防災・減災」など、男女共同参画の視点から取り組む防災啓発冊子の発行や配布にも取り組んでいます。

(2) 今後の方向性

地域防災の取組に男女共同参画の視点が浸透するよう、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、男女共同参画の視点から防災対策に取り組んでいく必要があります。職員や地域に向けて継続的な研修や意見交換、ワークショップ等を通じた啓発活動を推進し、庁内関係部署と地域が連携して男女共同参画の視点に立った防災体制を構築していくことが重要です。特に地域防災組織における女性リーダーの数は依然として少数に留まっており、より多くの女性が地域防災の担い手として、参画できるよう取り組んでいく必要があります。

① 地域防災における女性の参画拡大

市役所内部の危機管理担当部局の職員や防災会議、地域の防災組織については、職務内容に男女差が無いことを踏まえ、女性の参画に向けて課題意識をもって改善に取り組むことが必要です。また、地域防災においては、地域で実際に活動している女性が積極的に地域防災の意思決定の場に参加できるよう、環境整備に努めるとともに、防災を考える上で女性が重要な担い手であるという意識改革を推進することも重要です。

② 平常時の防災活動における属性で異なるニーズの把握

地域の防災組織においては、性別、性的指向・性自認、年齢、国籍などにより、災害時に抱える困難やニーズが異なることを前提に、どのような課題やニーズがあるのか、平常時から避難所運営会議等の機会を活用して市民の実態把握を行うことが必要です。

③ 男女共同参画センターの専門性を生かした地域防災の推進

男女共同参画センターは、川崎市地域防災計画風水害対策編において男女共同

参画の視点に基づく防災活動の拠点として位置付けられており、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立や啓発においては、センターの専門性を生かしながら地域住民とともに取り組んでいく必要があります。

7 男女共同参画を推進する体制の充実

(1) 現状・課題

男女共同参画社会の形成においては、施策を推進する市職員が男女平等について十分に理解し、性別役割分担意識を固定化しない広報資料の作成や、男女で異なるニーズがあることを把握するジェンダー統計の実施、またそうしたデータに基づいて男女間の格差を改善するポジティブ・アクションの視点を踏まえ取り組んでいくことが重要です。しかしながら、子育て支援などの一部の施策においては、依然として女性がケア役割を担うことを前提とした表現や内容が見られるとともに、各施策においてジェンダー統計やポジティブ・アクションの必要性が十分に理解されていない状況が見られます。

男女平等施策の拠点施設である男女共同参画センターでは、これまで講座や講演会の開催、情報の収集・提供、各種団体の交流支援など様々な事業を展開しています。地域に根差した男女平等施策を推進する上で、男女共同参画センターは非常に重要な役割を担っていますが、センターの認知度は男女ともに3割程度に留まっており、行政内部でもセンターの認知度やセンターとの連携は部署によってばらつきがあることも課題です。

地域における男女共同参画の推進においては、民間団体を含む多様な主体による連携体制を構築することが重要です。「かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）」は、川崎市内で活動する民間団体等が地域において「身の回りから」、「手の届く範囲から」男女共同参画を推進するために必要な意見・情報を交換や情報発信を行う場として、毎年「男女共同参画かわさきフォーラム」を開催してきました。また平成26（2014）年度に審議会から活性化に向けて答申されたことを踏まえ、毎年度テーマ設定を行い団体内部での情報共有に取り組むとともに、コロナ禍を契機に男女共同参画フォーラムの開催を対面と録画配信のハイブリッドで行うなど、取組を充実させてきました。しかしながら、情報共有の推進などネットワークの活性化が課題となっており、活動の広がりは限定的となっている状況もあります。

① 男女平等施策に関する認知度

「男女平等かわさき条例」の令和5年度の認知度は、女性が26.2%、男性が19.5%、「川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)」の認知度は、女性が34.6%、男性は22.2%となっており、経年で見て女性の方が有意に高い傾向があります。

す（**図表 19** 42 頁、**図表 20** 43 頁）。

（2） 今後の方向性

「男女平等のまち・かわさき」の実現においては、市、市民、事業者がともに協働・連携していくことが重要であり、川崎市が男女平等施策を体系的に整理するだけではなく、市の全ての施策を男女共同参画の視点から実施していくことが必要です。特にその推進においては、ジェンダー統計を活用して各施策で性別によって異なるニーズを把握するとともに、全ての施策において固定的な性別役割分担を再生産することがないよう、市のあらゆる部署が男女共同参画の視点から点検・評価していくことが求められます。特に雇用、福祉、教育、保健に関連する部署は、男女共同参画の課題との関連も大きいことから、施策におけるジェンダー・バイアスに留意することが重要です。

男女共同参画センターは開設以降、川崎市における男女平等施策を牽引し、事業や調査研究等を通じて、川崎市における男女共同参画の課題を発信し、また課題解決に向けた独自の事業を推進してきました。今後も、センターが地域の関係団体や関係機関、市民、市役所関係部署と連携しながらその役割を発揮していくためには、センター機能の一層の充実を図り、事業の積極的な展開を行える体制を整備することが必要です。男女共同参画センターの役割や機能について、国は令和 7（2025）年にガイドラインを策定する見込みとなっています。今後策定されるガイドラインや男女共同参画社会基本法改正の動向を注視しながら、川崎市においても男女共同参画センターの機能について検討していくことが必要です。

さらにこうした市の施策の推進に当たっては、条例の理念に基づき、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たしていくことが重要です。今後も男女共同参画ネットワークや民間団体との連携を充実させていくことが望まれます。

① 市職員への意識改革及び男女平等施策の推進に向けた体制の充実

市職員に向けた啓発については、市のあらゆる施策において男女共同参画の視点が徹底されるよう、条例や行動計画の周知を図るとともに、施策の推進で重要なジェンダー統計、ポジティブ・アクションの視点、女性であることに加え、外国人であること、障害があること、高齢であること等で複合的・交差的な困難*を抱えることについて理解を促進していく必要があります。また、男女平等施策の推進において重要な手法であるジェンダー統計の実施に当たっては、啓発に留まらず具体的な実践に繋がるよう、アプローチを検討する必要があります。

② 男女共同参画センターの機能強化に向けた検討

国が令和 6（2024）年 12 月に公表した「男女共同参画センターにおける業務及

び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ提言」では、男女共同参画センターの役割として「広く地域の関係機関・団体とネットワークを築きながら、広報啓発や講座、研修、相談対応等の事業をよりきめ細かな形で展開することで、地域において男女共同参画社会を実現すること」と記載されました。また、各業務の基本的考え方として、まず「地域の課題及びニーズを把握するための情報収集・整理、提供、調査研究、相談対応」を行い、それを踏まえ「地域の課題解決に向けた施策の主体的な企画立案と実施」、また「住民と男女共同参画をつなぐ広報・啓発、講座・研修」を段階的に実施することが提言されました。

③ 地域における多様な関係機関との連携の推進

男女共同参画ネットワークについては、答申から10年経過したことを踏まえ、市民に身近なネットワークとして、現状に沿った取組の検討を行っていく必要があります。また、地域の民間団体については男女共同参画に関する啓発の対象であると同時に、市の男女平等施策とともに推進する関係機関でもあります。条例第12条では「市は、男女平等を推進する活動を行う関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努めるものとする」とされており、民間団体の特色を尊重しながら、対等な立場で連携・協働を図っていくことが重要です。

第5章 第6期川崎市男女平等推進行動計画の策定について

1 基本的な考え方

(1) 目標の再編成

第5期計画は、男女共同参画に係る教育や啓発のより一層の推進が必要なことから、目標Ⅰを「男女共同参画に係る教育・啓発の推進」と位置付けました。そして女性のキャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、男性の家庭生活への参加は一体的に行うことが望ましいため、目標Ⅱを「家庭生活・職業生活における男女共同参画の推進」とし、女性活躍推進法に基づく市町村計画として推進されてきました。市民が暮らす場として重要な「地域」については目標Ⅲとして「地域における男女共同参画の推進」として、特にDVや困難を抱える女性等への支援については、地域の支援ネットワークの中で推進されることが重要であるとして、目標Ⅲに位置付けられました。

第6期計画においても、男女共同参画の重要な領域として、「教育・啓発」、「家庭生活・職業生活」、「地域」ごとに目標設定を行う考え方を継承することを期待します。

また、女性支援法が成立し市町村の責務が示される中、同法に基づく女性支援はこれまで取り組んできたDV被害者支援とも親和性が高く、一体的に推進することが望ましいと同時に、男女共同参画社会の形成において重要な施策となることから、第6期計画では新たに目標Ⅳを設定し、女性支援法に基づく市町村計画及びDV防止法に基づく市町村計画として位置付けることを提案します。そして、その名称は「困難を抱える女性等を社会全体で支える男女共同参画の推進」とし、目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに含まれる関連施策も含め、新たに4つの目標に基づいて施策を再編成し、各目標に位置付けられる施策相互の関連性を考慮しながら、一体性をもって取組を進めていくことを期待します。こうした取組によって、困難を抱える一人ひとりを支えるとともに、困難を生み出すことのない男女共同参画社会の形成に資することが重要です。

- | | |
|-----|-----------------------------|
| 目標Ⅰ | 男女共同参画に係る教育・啓発の推進 |
| 目標Ⅱ | 家庭生活・職業生活における男女共同参画の推進 |
| 目標Ⅲ | 地域における男女共同参画の推進 |
| 目標Ⅳ | 困難を抱える女性等を社会全体で支える男女共同参画の推進 |

(2) 数値目標の設定と進捗管理

第5期計画と同様に、第6期計画においても数値目標を設け、計画の進捗・達成状況を的確に把握していく必要があります。数値目標として提案する項目は、次のとおりです。

- ・性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況であると思う市民の割合（男女が平等になっていると思う市民の割合）
- ・市の審議会等委員に占める女性の割合
- ・女性委員ゼロの審議会等の数
- ・市役所管理職職員に占める女性の割合
- ・ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業者の割合
- ・「かわさき☆えるぼし」認証企業数
- ・市の就労支援における女性年間就職決定者数
- ・配偶者が出産した市役所職員に占める育児休業取得者の割合
- ・女性支援に関する相談窓口の認知度
- ・DV被害に遭った際に相談する人の割合

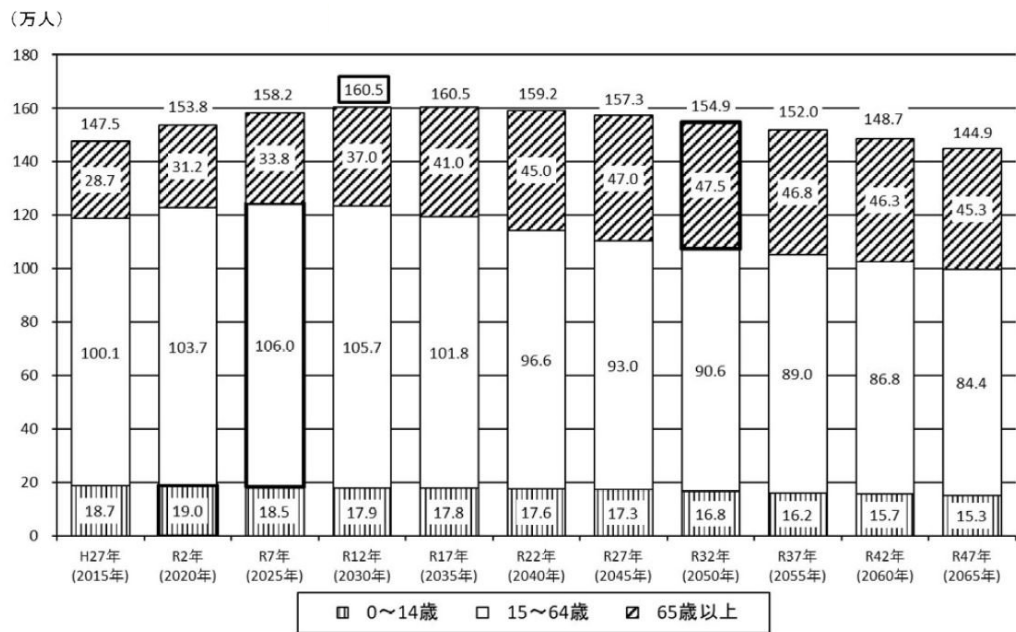
2 第6期川崎市男女平等推進行動計画体系図案

目 標	基本施策	施 策	第4章 関連番号
Ⅰ 男女共同参画に係る教育・啓発の推進	1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	(1) 固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた広報・啓発の推進	4、5
		(2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進	
		(3) 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進	
		(4) 男性にとつての男女共同参画の意義についての理解の促進	
		(5) 性の多様性についての理解の促進	
Ⅱ 家庭生活・職業生活における男女共同参画の推進(女性活躍推進計画)	2 男女共同参画の視点に立った施策の推進	(6) 市職員の意識改善	7
		(7) ジェンダー統計の実施に向けた理解の促進	
	3 政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大	(8) 男女共同参画社会の形成に関する影響等の把握及び施策の推進	2
		(9) 審議会等委員への女性の参画拡大	
	4 働く女性・働きたい女性の活躍推進	(10) 女性職員のキャリア形成支援と登用の推進	3
		(11) 企業や地域の関係団体等における女性の参画拡大	
		(12) 働く女性の就業継続とキャリアアップ支援の推進	
		(13) 専門分野や専門職等への女性の参画拡大	
		(14) 多様なニーズに対応した就業支援の推進	
		(15) 女性の起業・事業継続に向けた支援の推進	
	5 誰もが働きやすい環境づくりと仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	(16) 多様な選択を可能とする教育・学習機会の提供	4
		(17) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実と利用の促進	
		(18) 育児・介護休業制度などの定着と利用の促進	
		(19) 働き方改革と多様で柔軟な働き方の推進	
		(20) 市役所における働き方改革と仕事と家庭を両立できる職場環境の推進	
		(21) 働く場におけるハラスメントの防止対策と被害者支援の推進	
Ⅲ 地域における男女共同参画の推進	8 地域活動における男女共同参画の推進	(22) 家事・子育て・介護における男性の主体的な参画の促進	5
		(23) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	
		(24) 女性の活躍推進や多様な働き方、ハラスメント防止に向けた企業への啓発の推進	
	9 男女共同参画の視点に立った貧困など複合的な困難に対する支援の推進	(25) 女性の活躍推進や働き方改革に取り組む企業への支援の推進	3、4、5
		(26) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進及び地域における連携の強化	
		(27) 地域で活動する市民団体等と連携した男女共同参画の促進	
		(28) 地域のあらゆる場における方針決定過程への女性の参画促進	
		(29) 地域防災における男女共同参画の推進	
		(30) 男性が地域活動に参画できる環境づくり	
	10 生涯を通じた健康支援	(31) 地域における子ども・若者に向けた男女共同参画の推進	6、7
		(32) 男女平等や人権侵害に関する相談事業の推進	
		(33) 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	
		(34) ひとり親家庭に対する支援の充実と自立の促進	
		(35) 外国人市民に対する支援の充実と差別のない人権尊重のまちづくりの推進	
		(36) 高齢者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援	
		(37) 障害者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援	
Ⅳ 困難を抱える女性等を社会全体で支える男女共同参画の推進	11 困難を抱えた女性等に対する支援の推進	(38) 性的マイノリティの人々の人権尊重に向けた取組の推進	1、4
		(39) 就労に困難を抱えた若者に対する自立支援の促進	
		(40) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する理解の促進と生涯にわたる健康づくりの推進	
	12 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の推進	(41) 妊娠・出産期における健康支援と安心して出産・子育てができる環境づくり	1
		(42) 女性特有の健康課題に対する性差医療の推進	
		(43) 様々な機関と連携・協働した支援体制の充実	
		(44) 早期発見に向けた連携及び安心して相談できる窓口の整備と周知	
		(45) 当事者の意思を尊重した自立支援の促進	
		(46) DV被害者の安全確保と自立支援の推進	1
		(47) DVに関する啓発や教育の促進及び防止に向けた調査研究等の実施	
		(48) 性犯罪やハラスメントの防止に向けた啓発と被害者支援の推進	1

参考データ

【人口・産業構造関連】

図表 1 年齢 3 区分別将来人口推計（川崎市）



(出典) 川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計について(R3年)

図表 2 配偶関係別人口（川崎市）

年次	男					女				
	総数	未婚	有配偶	死別	離別	総数	未婚	有配偶	死別	離別
	実数					(人)				
平成12年	561 798	225 079	301 102	10 391	14 851	516 561	144 549	299 938	46 911	20 554
17年	596 941	245 860	317 231	11 848	17 883	554 947	157 276	316 050	53 249	26 010
22年	625 484	229 615	332 809	11 929	18 224	600 354	162 226	333 316	54 731	26 593
27年	653 408	263 901	351 573	15 015	22 919	634 853	185 042	351 934	65 087	32 790
令和2年	678 469	278 604	358 638	15 808	25 419	670 215	202 489	362 409	69 339	35 978
	総数に占める割合(%)									
平成12年	100.0	40.8	54.6	1.9	2.7	100.0	28.2	58.6	9.2	4.0
17年	100.0	41.5	53.5	2.0	3.0	100.0	28.5	57.2	9.6	4.7
22年	100.0	38.7	56.2	2.0	3.1	100.0	28.1	57.8	9.5	4.6
27年	100.0	40.4	53.8	2.3	3.5	100.0	29.1	55.4	10.3	5.2
令和2年	100.0	41.1	52.9	2.3	3.7	100.0	30.2	54.1	10.3	5.4

(注) 平成27年及び令和2年は不詳補完値による。平成22年以前は総数に不詳を含む。

(出典) 川崎市の人口(1) 令和2年国勢調査結果報告書

図表3 日本人人口及び外国人人口の推移

年次、区	日 本 人 人 口			日本人人口 増減率(%)	外 国 人 人 口			外国人人口 増減率(%)	外国人人口 の割合(%)
	総 数	男	女		総 数	男	女		
平成 12年	1 232 182	641 311	590 871	3.9	16 847	8 073	8 774	5.1	1.3
17年	1 307 180	677 381	629 799	6.1	18 972	8 849	10 123	12.6	1.4
22年	1 379 849	706 993	672 856	5.6	26 502	11 802	14 700	39.7	1.9
27年	1 444 657	734 284	710 373	2.7	30 556	14 754	15 802	△ 5.3	2.1
令和 2年	1 492 236	753 282	738 954	3.3	46 026	22 490	23 536	50.6	3.0
川 崎 区	216 258	117 130	99 128	1.5	16 707	7 961	8 746	60.5	7.2
幸 区	165 768	84 305	81 463	5.5	5 351	2 400	2 951	41.5	3.1
中 原 区	257 464	130 778	126 686	5.8	6 219	3 105	3 114	52.7	2.4
高 津 区	228 767	113 562	115 205	2.1	5 561	2 776	2 785	37.9	2.4
宮 前 区	229 782	111 365	118 417	3.1	3 946	2 021	1 925	49.4	1.7
多 摩 区	216 579	110 360	106 219	2.9	5 155	2 618	2 537	42.7	2.3
麻 生 区	177 618	85 782	91 836	2.4	3 087	1 609	1 478	54.0	1.7

(注1) 平成27年及び令和2年は不詳補完値による。

(注2) 令和2年の増減率は不詳補完値による。平成27年以前の増減率は原数値による。

(出典) 川崎市の人口(1) 令和2年国勢調査結果報告書

図表4 家族類型別一般世帯数の推移 (川崎市)

全市、区	総 数	親 族 の み の 世 帯							非 親 族 を 含 む 世 帯	単 独 世 帯
		総 数	核 家 族 世 帯					核家族以外 の世帯		
			総 数	夫 婦 の み	夫 婦 と 子	男 親 と 子	女 親 と 子			
		実 数 （ 世 帯 ）								
平成 22年	660 400	371 214	341 516	114 906	181 210	7 101	38 299	29 698	8 500	280 630
27年	689 886	377 947	351 736	119 855	184 855	7 404	39 622	26 211	9 106	294 648
令和 2年	745 988	395 854	373 427	129 421	192 437	7 758	43 811	22 427	9 332	340 715
川 崎 区	122 879	54 983	50 554	17 175	24 525	1 411	7 443	4 429	1 428	66 457
幸 区	80 003	45 791	42 849	14 759	21 848	936	5 306	2 942	901	33 310
中 原 区	134 619	65 410	62 232	21 842	32 977	1 068	6 345	3 178	1 812	67 360
高 津 区	113 575	60 192	57 002	19 541	29 769	1 163	6 529	3 190	1 411	51 964
宮 前 区	102 189	64 789	61 789	20 273	33 211	1 204	7 101	3 000	918	36 466
多 摩 区	113 427	54 507	51 363	18 828	25 482	1 122	5 931	3 144	2 006	56 903
麻 生 区	79 296	50 182	47 638	17 003	24 625	854	5 156	2 544	856	28 255
		増 減 率 （ % ）								
平成 27年	4.5	1.8	3.0	4.3	2.0	4.3	3.5	△ 11.7	7.1	5.0
令和 2年	8.1	4.7	6.2	8.0	4.1	4.8	10.6	△ 14.4	2.5	15.6
		割 合 （ % ）								
平成 22年	100.0	56.2	51.7	17.4	27.4	1.1	5.8	4.5	1.3	42.5
27年	100.0	55.4	51.6	17.6	27.1	1.1	5.8	3.8	1.3	43.2
令和 2年	100.0	53.1	50.1	17.4	25.8	1.0	5.9	3.0	1.3	45.7
川 崎 区	100.0	44.7	41.1	14.0	20.0	1.1	6.1	3.6	1.2	54.1
幸 区	100.0	57.2	53.6	18.4	27.3	1.2	6.6	3.7	1.1	41.6
中 原 区	100.0	48.6	46.2	16.2	24.5	0.8	4.7	2.4	1.3	50.1
高 津 区	100.0	53.0	50.2	17.2	26.2	1.0	5.7	2.8	1.2	45.8
宮 前 区	100.0	63.4	60.5	19.8	32.5	1.2	6.9	2.9	0.9	35.7
多 摩 区	100.0	48.1	45.3	16.6	22.5	1.0	5.2	2.8	1.8	50.2
麻 生 区	100.0	63.3	60.1	21.4	31.1	1.1	6.5	3.2	1.1	35.6

(注)総数には、世帯の家族類型「不詳」を含む。

(出典) 川崎市の人口(1) 令和2年国勢調査結果報告書

図表 5 事業所数及び従業者数の推移（川崎市）

従業者規模別	事業所数				従業者数			
	平成28年 (参考)	令和3年	増減率 (%)	構成比 (%)	平成28年 (参考)	令和3年	増減率 (%)	構成比 (%)
総数	40,934	41,223	0.71	100.0	543,812	547,471	0.7	100.0
1～4人	21,403	21,697	1.4	52.6	47,703	46,971	△ 1.5	8.6
5～9人	8,575	8,262	△ 3.7	20.0	56,365	54,625	△ 3.1	10.0
10～19人	5,524	5,648	2.2	13.7	75,410	77,200	2.4	14.1
20～29人	2,219	2,349	5.9	5.7	52,578	55,628	5.8	10.2
30～49人	1,580	1,541	△ 2.5	3.7	59,520	57,458	△ 3.5	10.5
50～99人	813	883	8.6	2.1	55,366	60,091	8.5	11.0
100人以上	596	609	2.2	1.5	196,870	195,498	△ 0.7	35.7
100～199人	329	333	1.2	0.8	44,913	45,201	0.6	8.3
200～299人	107	104	△ 2.8	0.3	25,849	25,488	△ 1.4	4.7
300人以上	160	172	7.5	0.4	126,108	124,809	△ 1.0	22.8
出向・派遣従業者のみ	224	234	4.5	0.6				

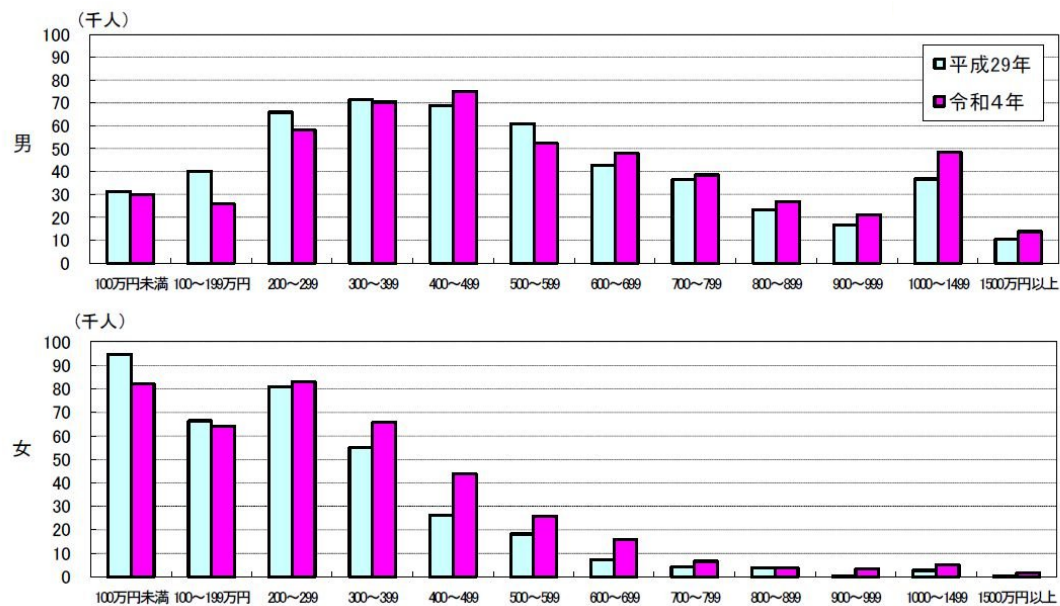
（出典）令和3年経済センサス-活動調査結果（確報）

図表 6 産業別事業所数及び従業者数の推移（川崎市）

産業大分類	事業所数				従業者数				1事業所 当たり 平均 従業者数
	平成28年 (参考)	令和3年	増減率 (%)	構成比 (%)	平成28年 (参考)	令和3年	増減率 (%)	構成比 (%)	
A～R 全産業(S公務を除く)	40,934	41,223	0.7	100.0	543,812	547,471	0.7	100.0	13.3
A～B 農林漁業	64	74	15.6	0.2	650	561	△ 13.7	0.1	7.6
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D 建設業	3,829	4,108	7.3	10.0	30,420	31,236	2.7	5.7	7.6
E 製造業	3,034	2,838	△ 6.5	6.9	68,482	68,560	0.1	12.5	24.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	23	41	78.3	0.1	1,626	685	△ 57.9	0.1	16.7
G 情報通信業	678	930	37.2	2.3	38,364	35,867	△ 6.5	6.6	38.6
H 運輸業、郵便業	1,330	1,248	△ 6.2	3.0	36,745	34,806	△ 5.3	6.4	27.9
I 卸売業、小売業	8,844	8,150	△ 7.8	19.8	100,393	105,391	5.0	19.3	12.9
J 金融業、保険業	469	456	△ 2.8	1.1	8,893	7,851	△ 11.7	1.4	17.2
K 不動産業、物品賃貸業	3,853	4,349	12.9	10.5	15,772	17,190	9.0	3.1	4.0
L 学術研究、専門・技術サービス業	1,716	2,159	25.8	5.2	32,983	24,081	△ 27.0	4.4	11.2
M 宿泊業、飲食サービス業	5,827	4,848	△ 16.8	11.8	53,534	45,674	△ 14.7	8.3	9.4
N 生活関連サービス業、娯楽業	3,476	3,208	△ 7.7	7.8	20,298	18,319	△ 9.7	3.3	5.7
O 教育、学習支援業	1,407	1,515	7.7	3.7	21,819	21,624	△ 0.9	3.9	14.3
P 医療、福祉	4,178	4,841	15.9	11.7	71,516	85,460	19.5	15.6	17.7
Q 複合サービス事業	143	144	0.7	0.3	3,524	3,430	△ 2.7	0.6	23.8
R サービス業(他に分類されないもの)	2,063	2,314	12.2	5.6	38,793	46,736	20.5	8.5	20.2

（出典）令和3年経済センサス-活動調査結果（確報）

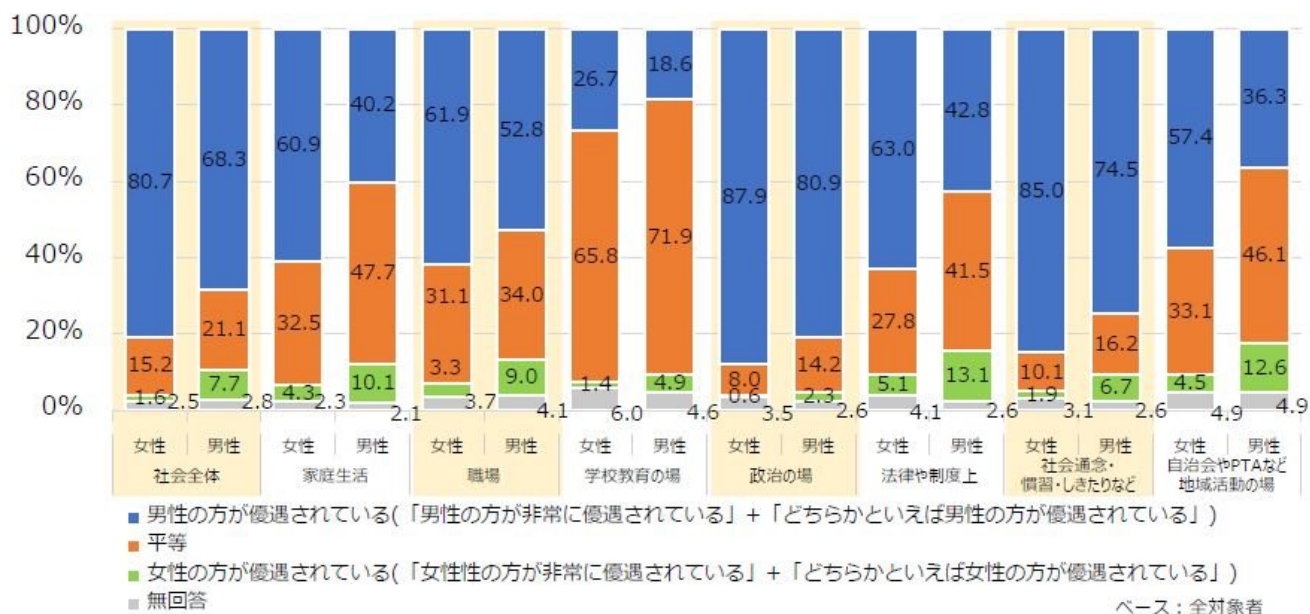
図表7 男女、所得階級別有業者数（平成29年、令和4年）（川崎市）



（出典） 令和4年就業構造基本調査結果

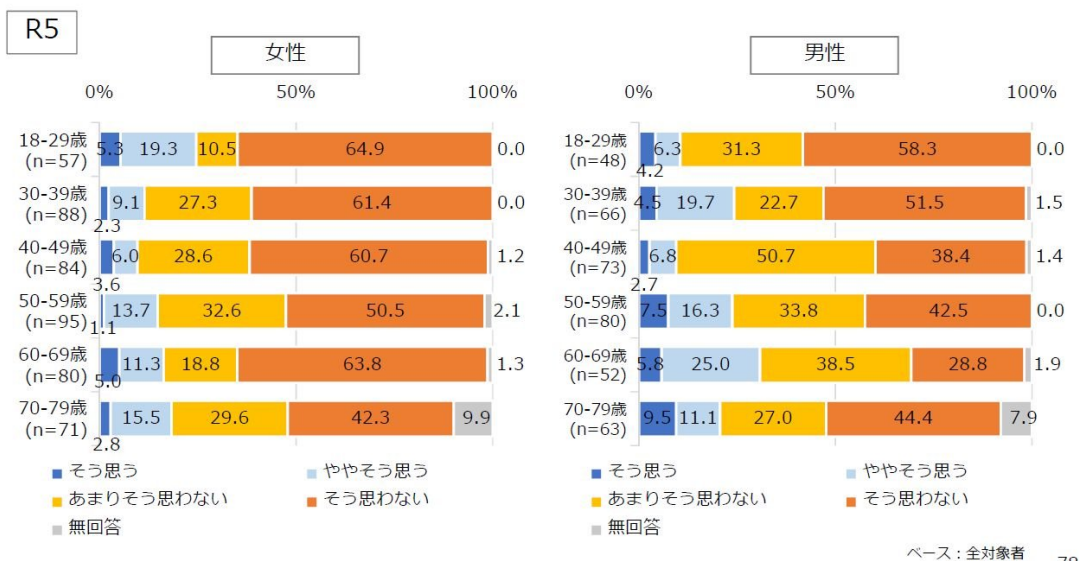
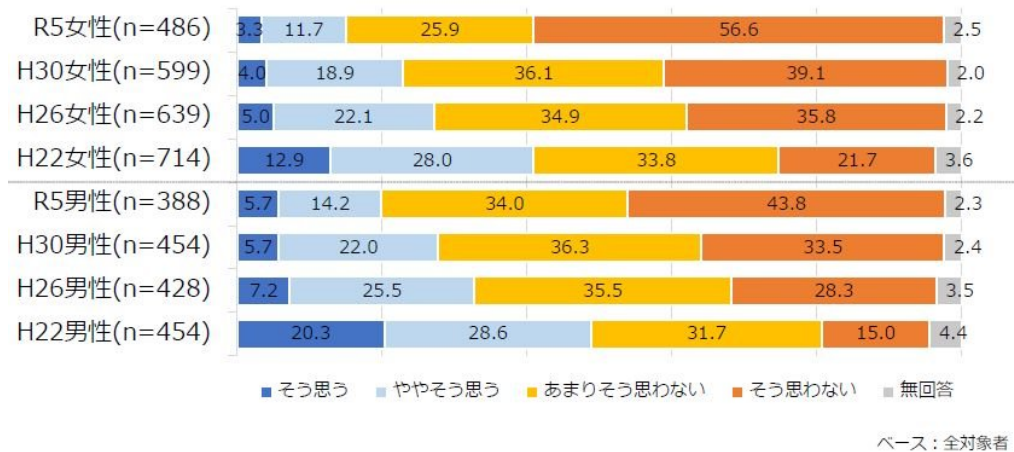
【市民意識関連】

図表8 男女の地位の平等感（川崎市）



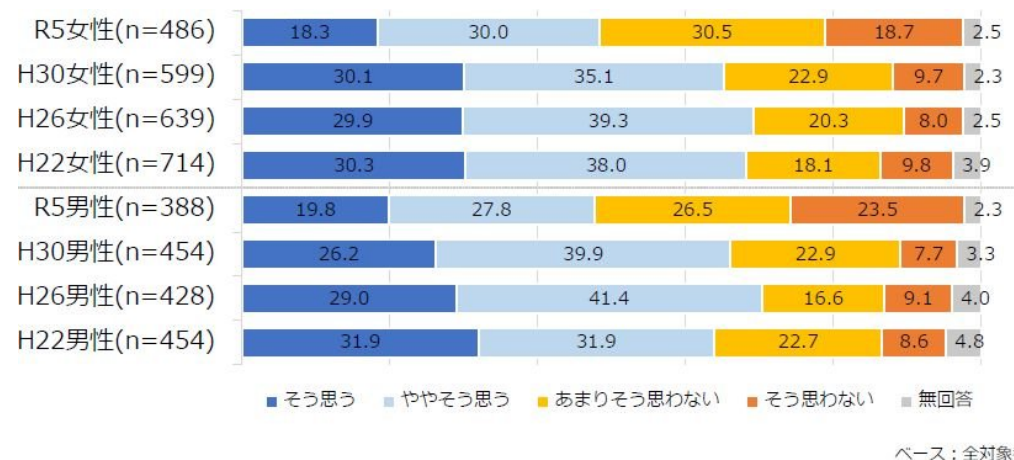
（出典） かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

図表 9 「男性は外で働き、女性は家庭を守るのが望ましい」(川崎市)



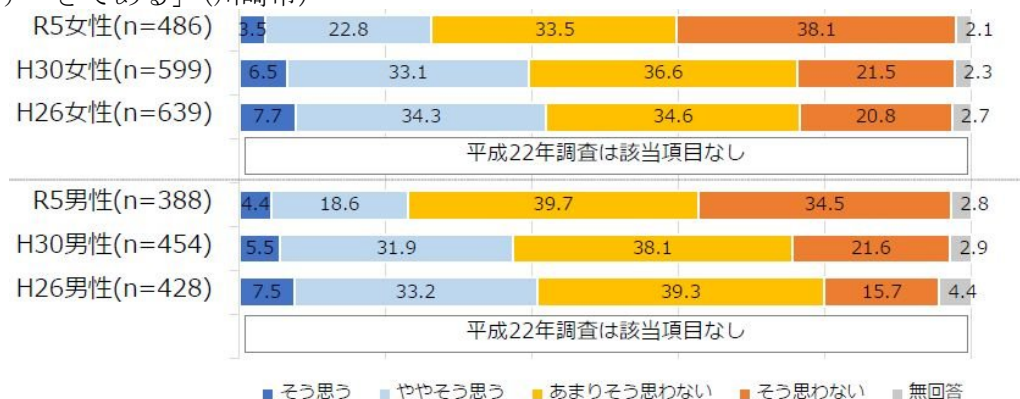
(出典) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

図表 10 「女性は、収入が少なくても、勤務時間を選べる仕事が望ましい」(川崎市)



(出典) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

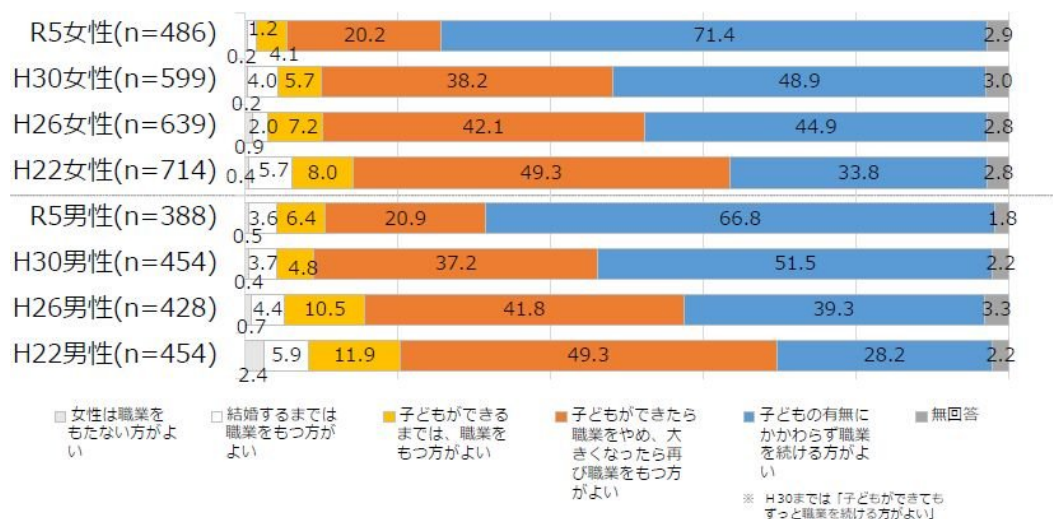
図表 11 「女性は、結婚したら自分自身よりも夫や子どもなど家族を中心に考えて生活すべきである」(川崎市)



ベース：全対象者

(出典) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

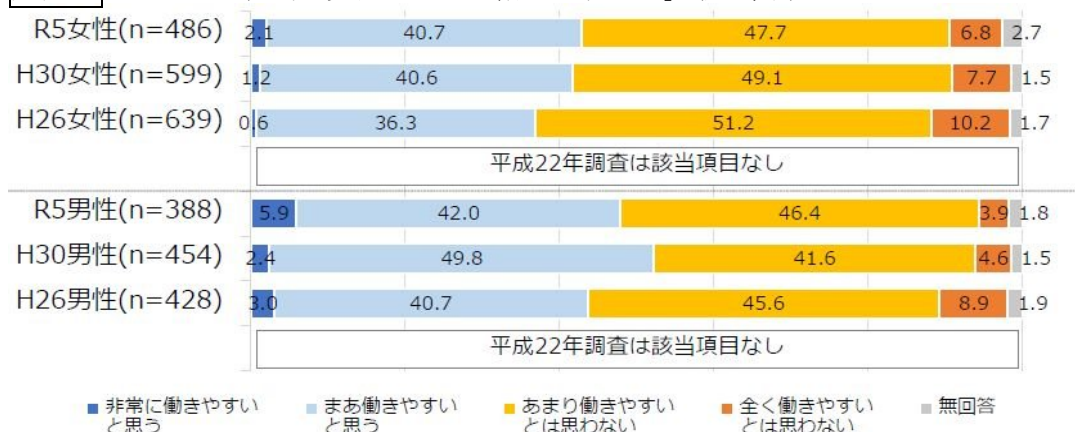
図表 12 「一般的に、女性が職業をもつことについて」(川崎市)



ベース：全対象者

(出典) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

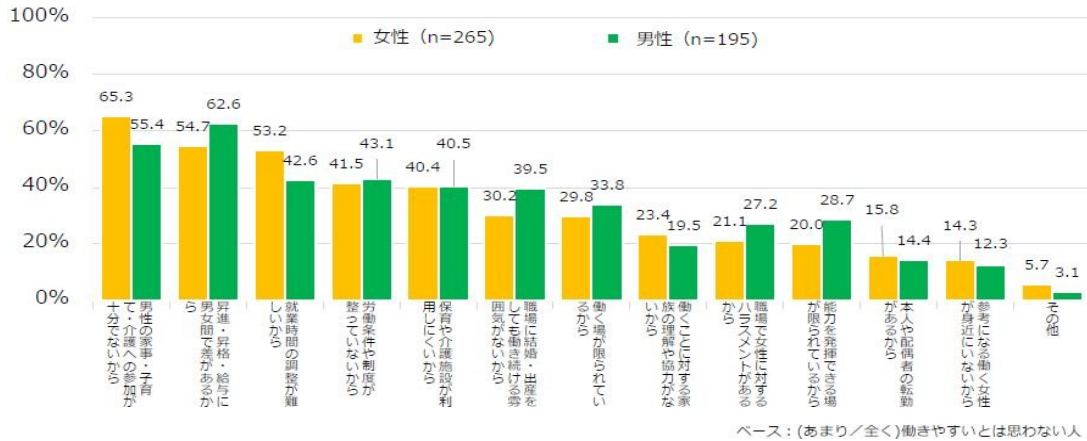
図表 13 「いまの社会は女性にとって働きやすいか」(川崎市)



ベース：全対象者

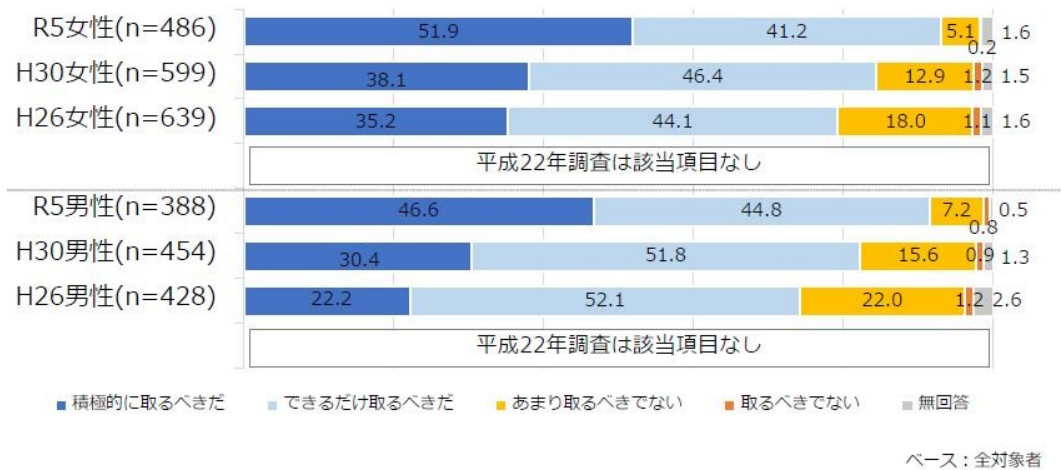
(出典) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果報告

図表 14 女性にとって働きやすいと思わない理由（川崎市）



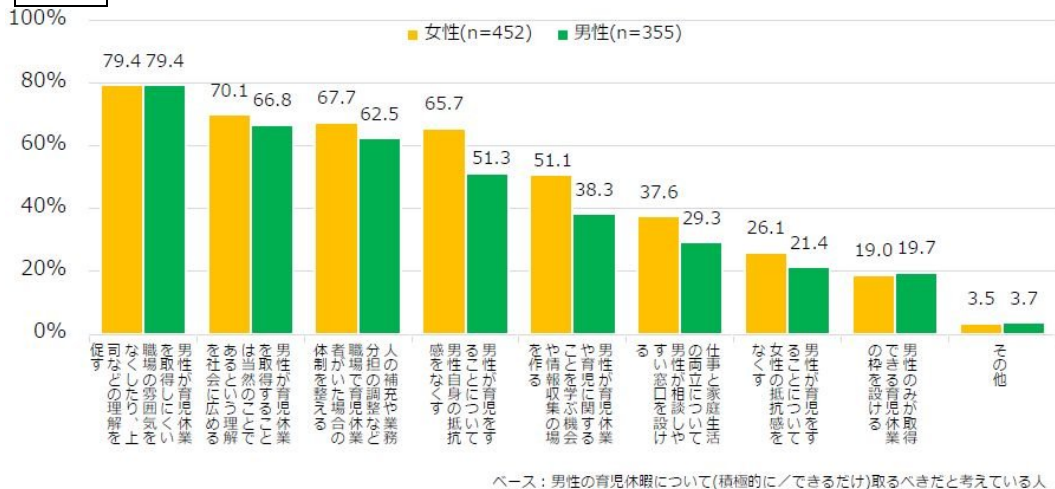
(出典) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

図表 15 「男性の育児休業取得について」（川崎市）



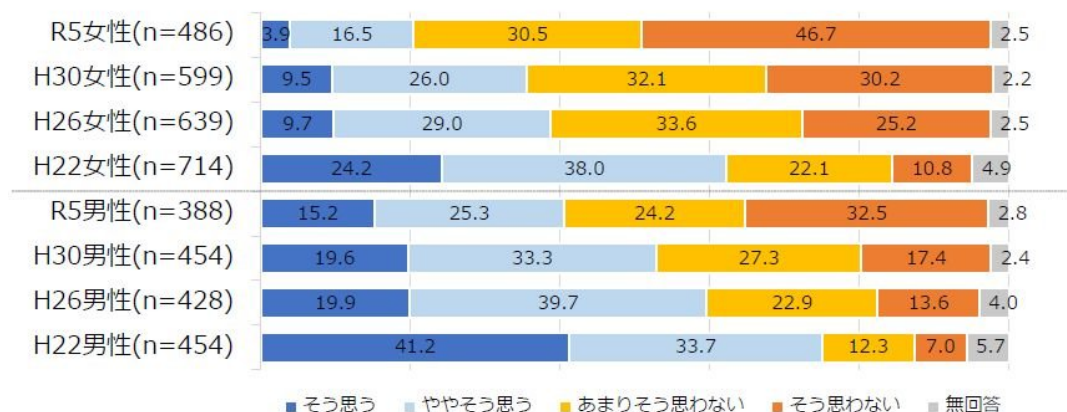
(出典) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

図表 16 「男性の育児休業取得促進に必要と思うこと」（川崎市）



(出典) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

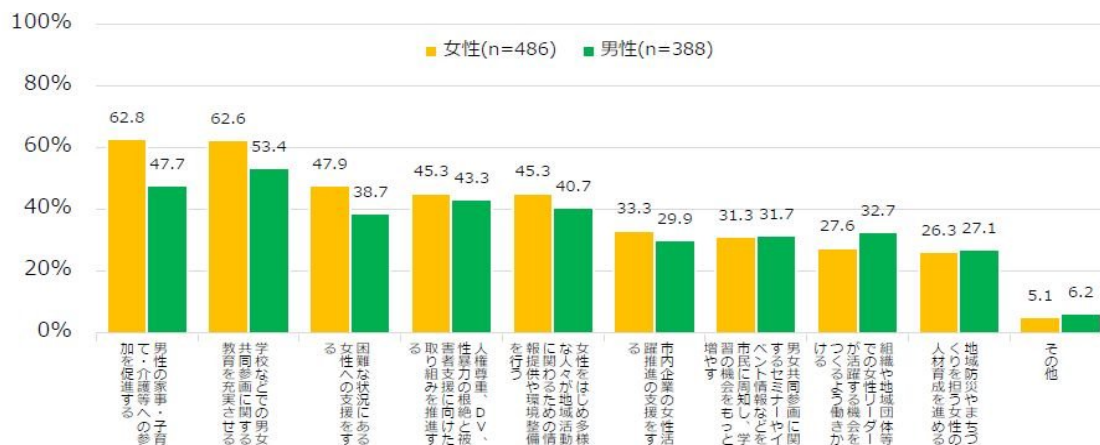
図表 17 「家庭を養うのは、もっぱら男性の責任である」(川崎市)



ベース：全対象者

(出典) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

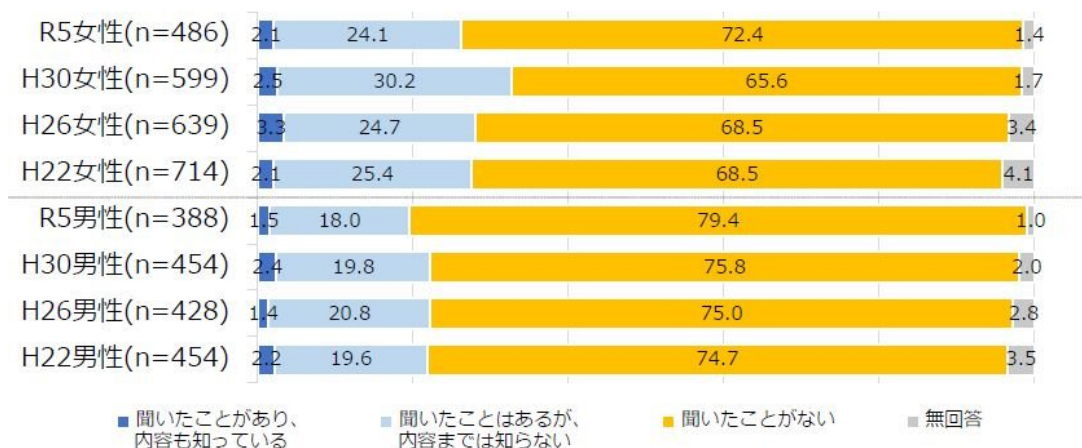
図表 18 社会の実現のために川崎市が力を入れていくべきこと (川崎市)



ベース：全対象者

(出典) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

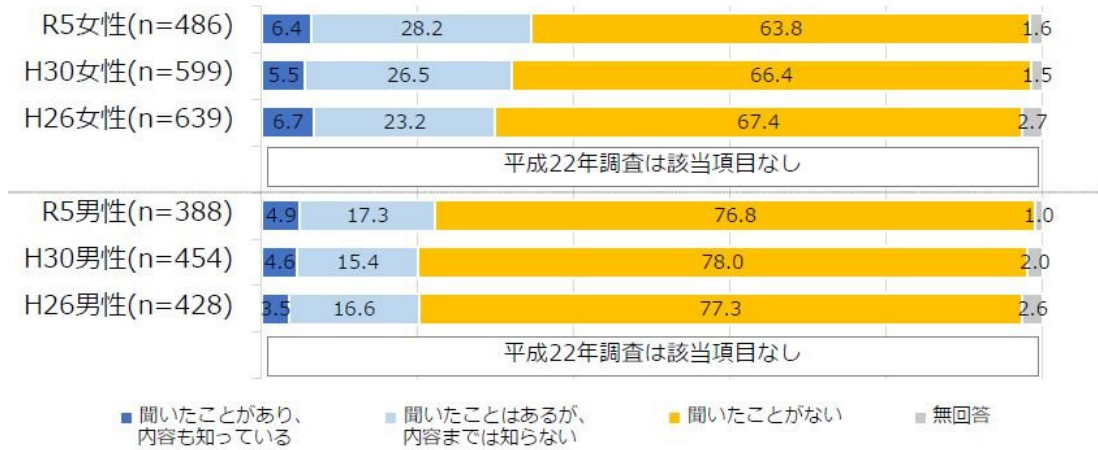
図表 19 男女平等かわさき条例の認知度 (川崎市)



ベース：全対象者

(出典) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

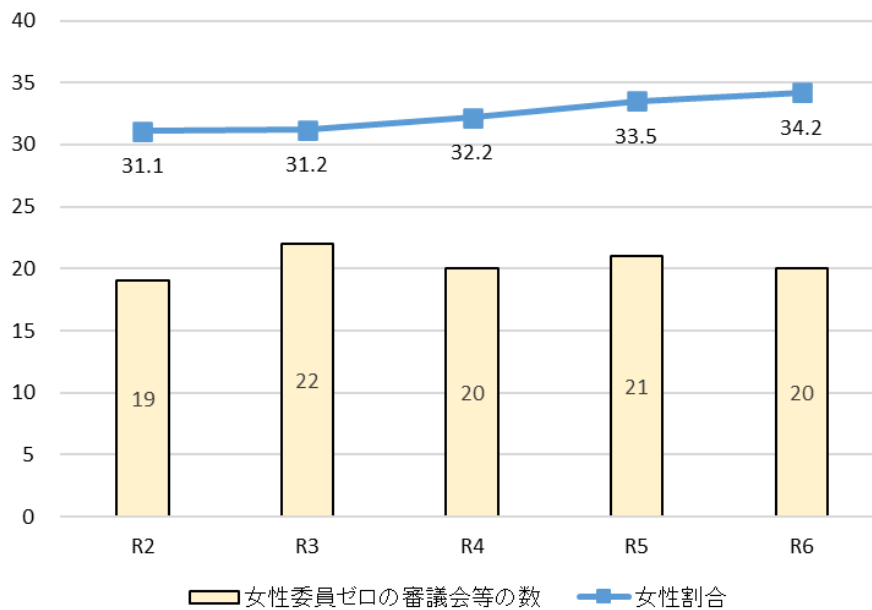
図表 20 川崎市男女共同参画センターの認知度



(出典) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書 (川崎市)

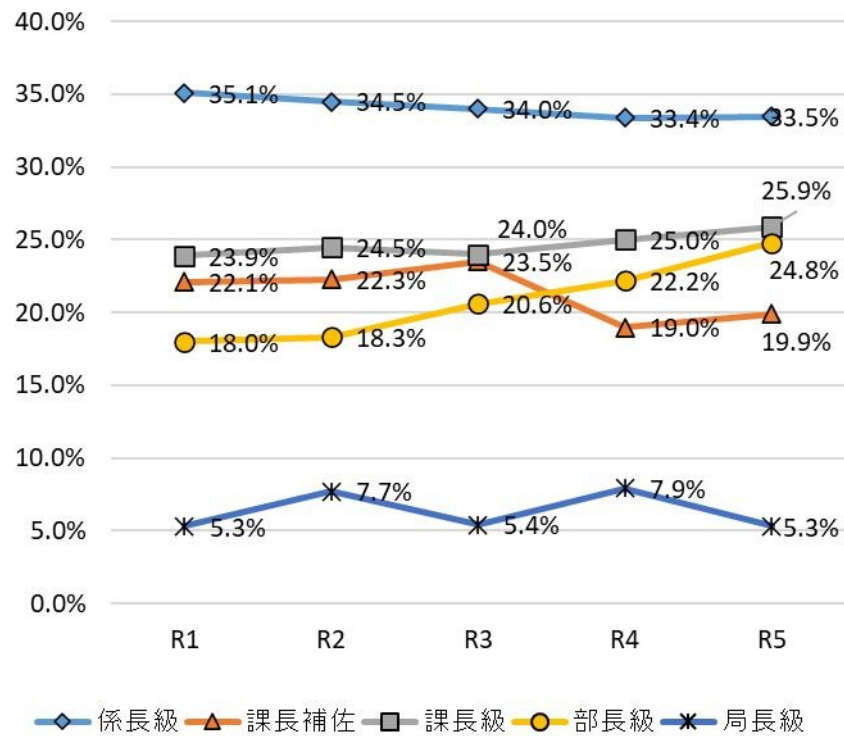
【政策・方針決定過程関連】

図表 21 審議会等委員に占める女性の割合及び女性委員ゼロの審議会等の数 (川崎市)



(出典) 市民文化局調べ

図表 22 市役所管理職に占める女性の割合（川崎市）



（出典）総務企画局調べ

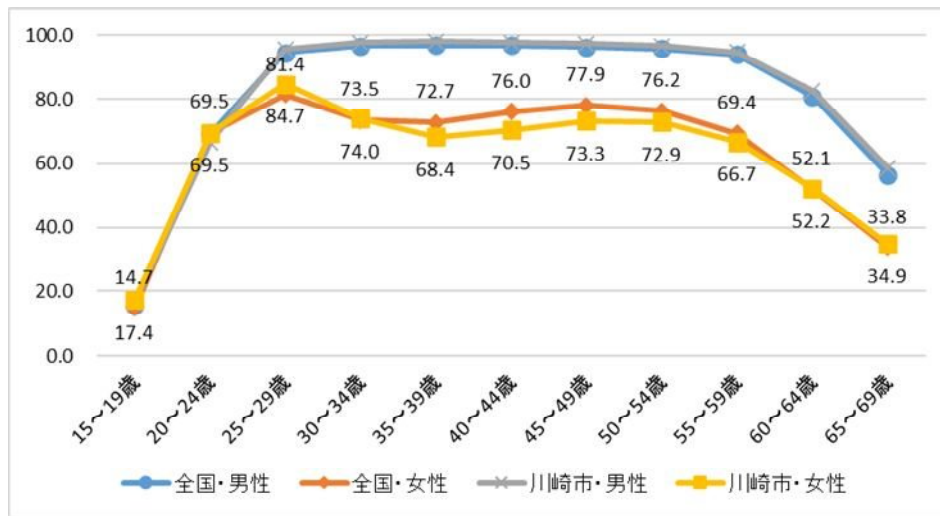
図表 23 川崎市内の民間企業・事業所の管理職に占める女性の割合

		調査数	管理職全体（係長を含む）に占める女性の比率・平均値（％）	調査数	管理職全体（課長・部長相当職のみ）に占める女性の比率・平均値（％）	調査数	係長相当職に占める女性の比率・平均値（％）	調査数	課長相当職に占める女性の比率・平均値（％）	調査数	部長相当職に占める女性の比率・平均値（％）
全体		662	10.9	638	8.0	467	16.5	554	9.7	519	5.7
産業分類別	建設業	78	4.0	77	3.3	46	6.5	60	4.9	67	2.9
	製造業	220	6.5	209	4.3	157	10.3	185	4.1	175	4.9
	情報通信業※	18	5.1	18	2.3	16	7.5	16	3.4	16	0.7
	運輸業、郵便業	73	8.1	73	6.6	55	11.5	63	9.6	51	0.4
	卸売・小売業	70	11.9	69	9.2	45	17.7	59	9.3	57	7.4
	宿泊業、飲食サービス業※	10	23.3	9	3.5	8	42.2	8	3.4	7	4.1
	教育、学習支援業※	9	44.8	9	38.3	7	55.9	8	52.0	7	21.8
	医療、福祉業※	23	58.0	22	51.9	21	70.4	20	60.8	21	38.0
	サービス業	70	15.7	64	9.9	49	21.7	56	13.9	50	3.2
	その他	82	9.4	79	5.9	59	16.0	70	6.8	61	3.7
規模別	大企業	158	15.1	157	13.4	133	20.3	152	15.8	135	9.0
	中小企業	395	9.6	376	6.2	260	15.3	309	7.4	307	4.6

（出典）令和 2 年度労働白書

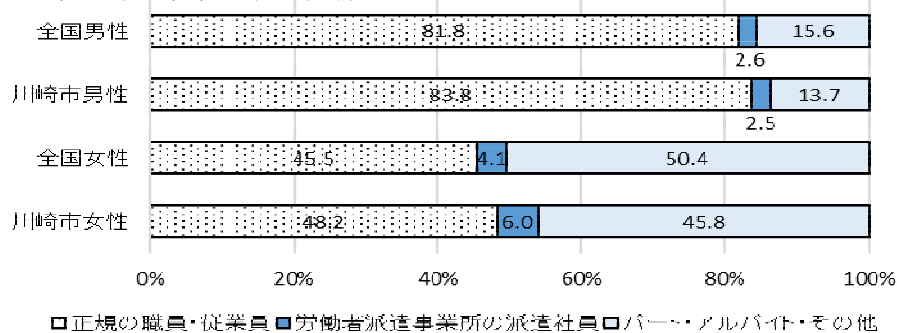
【就業関連】

図表 24 年齢階級別労働力率（全国・川崎市）



（出典）川崎市の人口(3) 令和2年国勢調査結果報告書

図表 25 正規・非正規雇用者の割合



男 女 従業上の地位	就業者数					割合(%)				
	総数	15～29歳	30～44歳	45～59歳	60歳以上	総数	15～29歳	30～44歳	45～59歳	60歳以上
総 数 1)	717 354	131 629	221 015	243 533	121 177	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者	614 143	123 474	200 431	209 447	80 791	87.5	97.2	92.1	87.1	69.3
正規の職員・従業員	426 974	86 596	160 509	147 493	32 376	60.8	68.1	73.7	61.3	27.8
労働者派遣事業所の派遣社員	23 648	3 648	7 926	8 823	3 251	3.4	2.9	3.6	3.7	2.8
パート・アルバイト・その他	163 521	33 230	31 996	53 131	45 164	23.3	26.1	14.7	22.1	38.8
役員	37 593	830	6 020	14 740	16 003	5.4	0.7	2.8	6.1	13.7
自営業主	42 460	2 486	9 800	13 842	16 332	6.1	2.0	4.5	5.8	14.0
家族従業者	7 612	304	1 485	2 404	3 419	1.1	0.2	0.7	1.0	2.9
男 1)	401 196	66 554	124 293	138 347	72 002	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者	331 226	61 438	110 901	114 308	44 579	84.6	96.4	90.8	83.8	64.3
正規の職員・従業員	278 385	45 295	102 525	106 332	24 233	71.1	71.1	83.9	78.0	34.9
労働者派遣事業所の派遣社員	8 192	1 386	2 445	2 347	2 014	2.1	2.2	2.0	1.7	2.9
パート・アルバイト・その他	44 649	14 757	5 931	5 629	18 332	11.4	23.2	4.9	4.1	26.4
役員	29 657	553	4 717	11 982	12 405	7.6	0.9	3.9	8.8	17.9
自営業主	29 244	1 572	6 101	9 542	12 029	7.5	2.5	5.0	7.0	17.3
家族従業者	1 474	179	426	528	341	0.4	0.3	0.3	0.4	0.5
女 1)	316 158	65 075	96 722	105 186	49 175	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者	282 917	62 036	89 530	95 139	36 212	91.2	97.9	93.7	91.4	76.7
正規の職員・従業員	148 589	41 301	57 984	41 161	8 143	47.9	65.2	60.7	39.6	17.3
労働者派遣事業所の派遣社員	15 456	2 262	5 481	6 476	1 237	5.0	3.6	5.7	6.2	2.6
パート・アルバイト・その他	118 872	18 473	26 065	47 502	26 832	38.3	29.2	27.3	45.6	56.9
役員	7 936	277	1 303	2 758	3 598	2.6	0.4	1.4	2.7	7.6
自営業主	13 216	914	3 699	4 300	4 303	4.3	1.4	3.9	4.1	9.1
家族従業者	6 138	125	1 059	1 876	3 078	2.0	0.2	1.1	1.8	6.5

（出典）令和2(2022)年国勢調査

図表 26 子どもがいる夫婦の就業状況（川崎市）

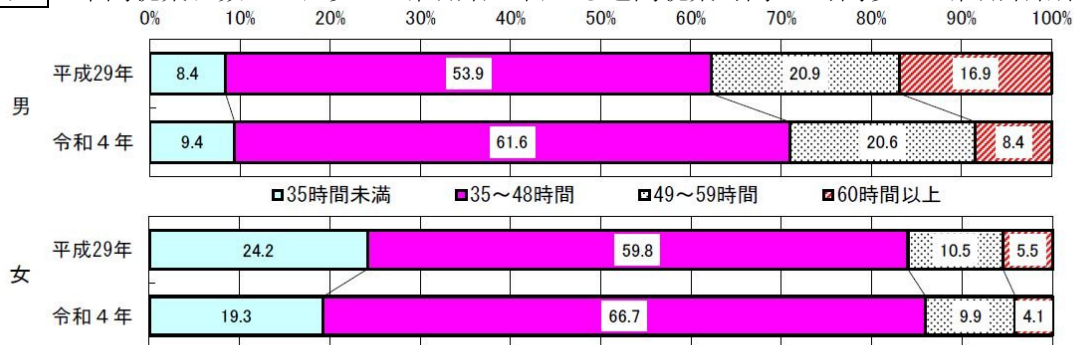
最年少の子供の年齢	総数 1)	夫・妻とも 就業	夫が就業、 妻が非就業 2)	夫が非就業、 妻が就業	夫・妻とも 非就業 2)
実数					
総数	201 919	105 405	49 644	4 749	14 467
6 歳 未 満	58 385	28 937	18 180	183	208
6 ～ 11 歳	37 418	22 408	8 753	256	114
12 ～ 14 歳	16 529	10 804	3 251	139	48
15 ～ 17 歳	15 192	10 028	2 954	148	56
18 歳 以 上	74 395	33 228	16 506	4 023	14 041
割合（％） 3)					
総数	100.0	60.5	28.5	2.7	8.3
6 歳 未 満	100.0	60.9	38.3	0.4	0.4
6 ～ 11 歳	100.0	71.1	27.8	0.8	0.4
12 ～ 14 歳	100.0	75.9	22.8	1.0	0.3
15 ～ 17 歳	100.0	76.1	22.4	1.1	0.4
18 歳 以 上	100.0	49.0	24.3	5.9	20.7

1) 総数には労働力状態「不詳」を含む。 2) 「非就業」は、「完全失業者」及び「非労働力人口」。

3) 割合は労働力状態「不詳」を除いて算出。

（出典） 令和 2（2022）年国勢調査

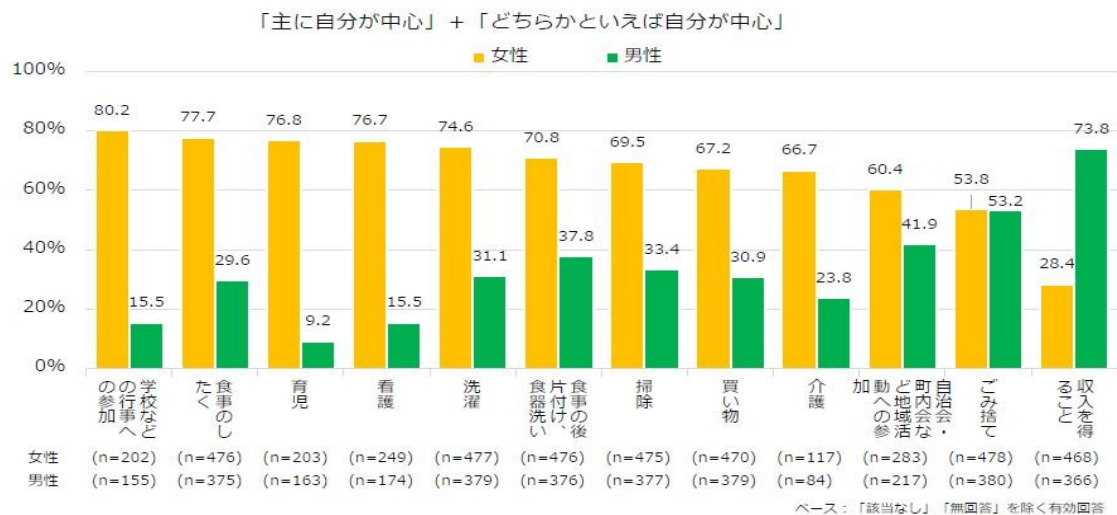
図表 27 年間就業日数 200 日以上 の雇用者に占める週間就業時間 60 時間以上の雇用者割合



（出典） 令和 4（2022）年就業構造基礎調査

【ワーク・ライフ・バランス・生活関連】

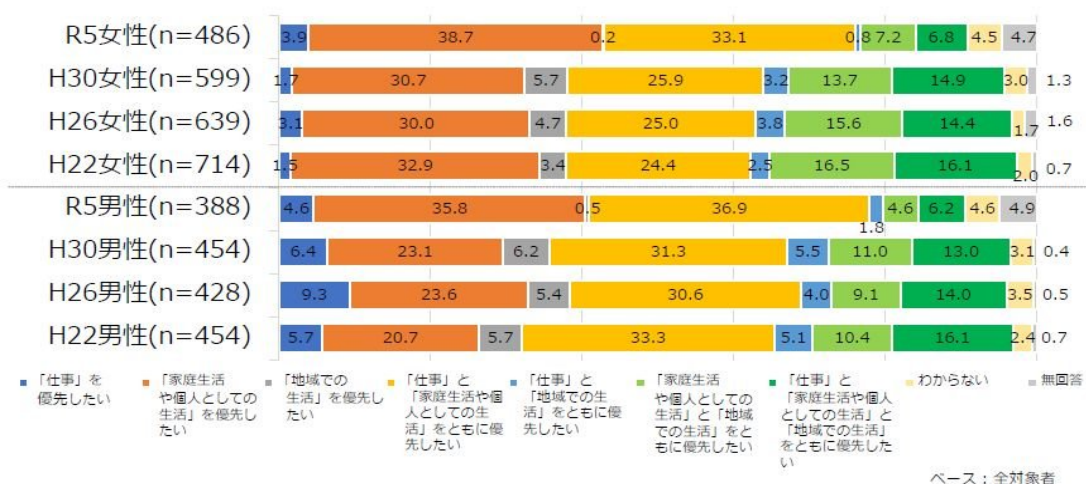
図表 28 家庭の分担状況（川崎市）



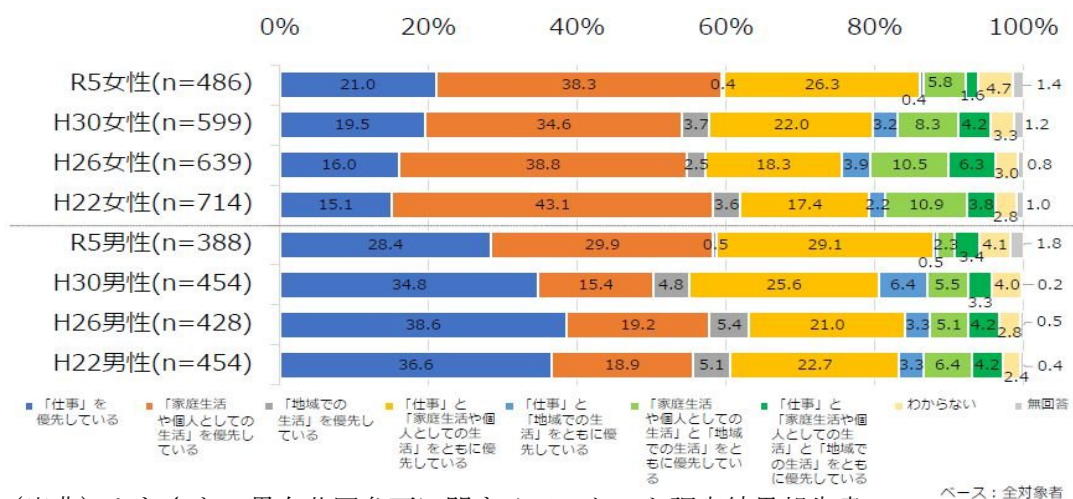
（出典） かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

図表 29 生活優先度の希望と現実（川崎市）

【希望】



【現実】



（出典）かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

図表 30 ワーク・ライフ・バランスへの取組を行っている企業の割合（川崎市）

		R1	R2	R3	R4	R5
全体		74.0	76.8	79.1	80.0	77.6
規模別	大企業	94.6	96.6	98.6	98.0	95.9
	中小企業	67.9	70.9	74.7	77.1	74.9

（出典）令和元年度～令和5年度 川崎市労働白書

図表 31 ワーク・ライフ・バランスの取組状況（川崎市）

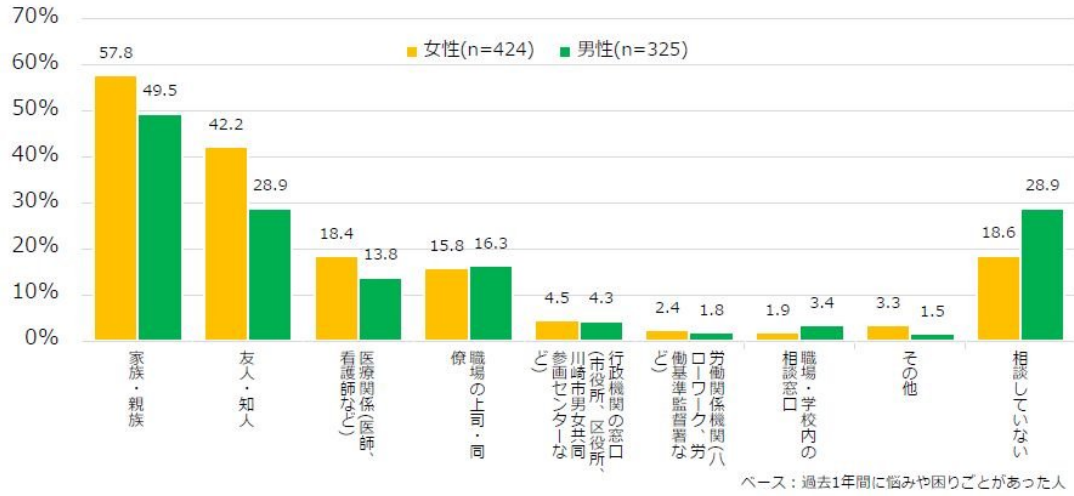
(単位：％)

		調査数	育児・介護等による 時差勤務制度	育児・介護等による 勤務軽減措置	在宅勤務制度	託児施設の設置	育児・介護等休職中の 経済的支援	休職前や復職時の 上司等による面談	育児・介護等の退職者の 再雇用制度	転勤等を配慮して 女性管理職を登用	その他	いずれも行っていない	無回答
全 体		885	55.6	44.0	22.7	2.7	8.8	31.4	9.8	9.4	2.7	22.4	4.7
産業分類別	建設業	160	38.8	32.5	18.1	0.6	11.9	16.3	5.6	6.9	1.9	30.0	10.6
	製造業	242	58.3	47.5	25.6	1.2	8.7	34.7	8.7	9.5	3.3	19.8	2.5
	情報通信業※	23	91.3	78.3	73.9	—	4.3	73.9	4.3	17.4	—	4.3	—
	運輸業、郵便業	89	55.1	50.6	13.5	2.2	7.9	33.7	10.1	9.0	—	21.3	4.5
	卸売・小売業	90	55.6	45.6	12.2	—	10.0	36.7	11.1	8.9	2.2	26.7	5.6
	宿泊業、飲食サービス業※	13	46.2	15.4	—	—	7.7	—	7.7	—	15.4	23.1	—
	教育、学習支援業※	19	73.7	47.4	36.8	15.8	5.3	31.6	15.8	10.5	5.3	10.5	—
	医療、福祉業	57	68.4	59.6	14.0	22.8	8.8	38.6	26.3	19.3	5.3	7.0	3.5
	サービス業	96	57.3	36.5	26.0	2.1	10.4	26.0	6.3	8.3	4.2	22.9	2.1
	その他	85	61.2	43.5	35.3	—	3.5	37.6	14.1	9.4	1.2	24.7	7.1
規模別	大企業	148	89.2	75.7	36.5	11.5	15.5	56.1	16.9	21.6	3.4	4.1	—
	中小企業	578	48.8	37.5	17.5	1.0	8.0	24.7	7.1	6.7	2.9	25.1	5.7

※調査数が30以下は参考値のため、コメント・分析に含めていない

（出典）令和5年度 川崎市労働白書

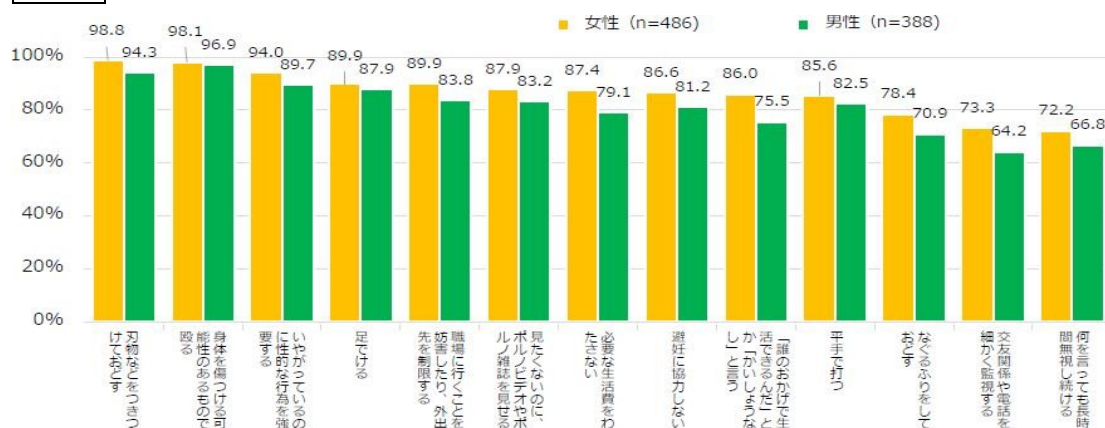
図表 32 悩みや困りごとの相談先（川崎市）



（出典）かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

【DV・暴力関連】

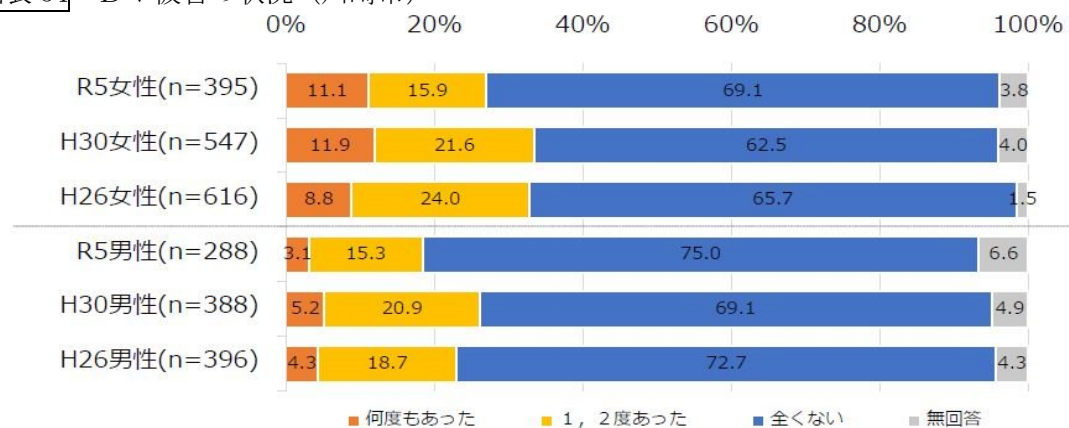
図表 33 DVについての認識（川崎市）



（出典）かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

ベース：全対象者

図表 34 DV被害の状況（川崎市）

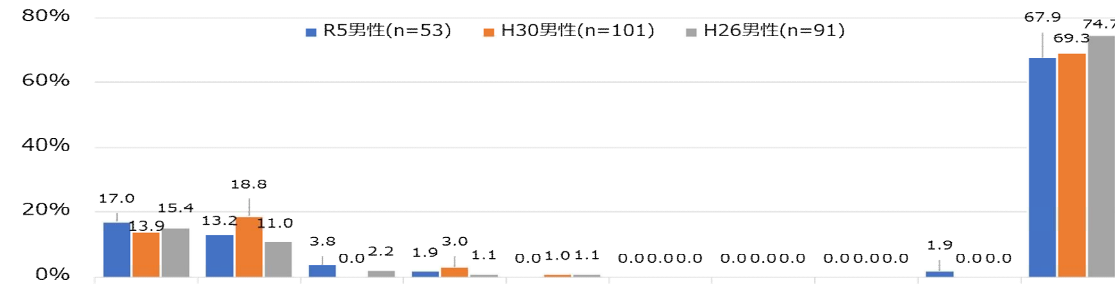
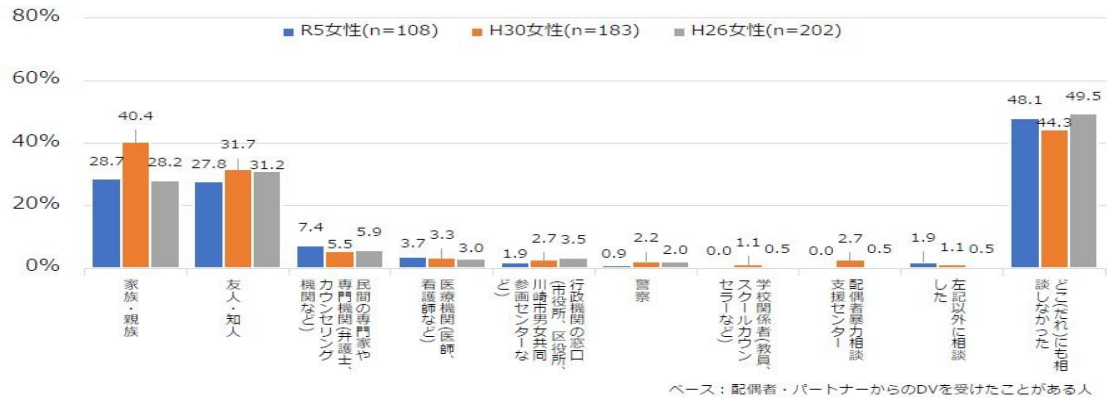


いずれかの暴力を受けたことがある 「身体的暴力」「精神的暴力」「性的強要」「経済的圧迫」のいずれかをを受けたことがある人 ※ H26は「経済的圧迫を含んでいない」

ベース：これまでに配偶者やパートナーがいたことがある人

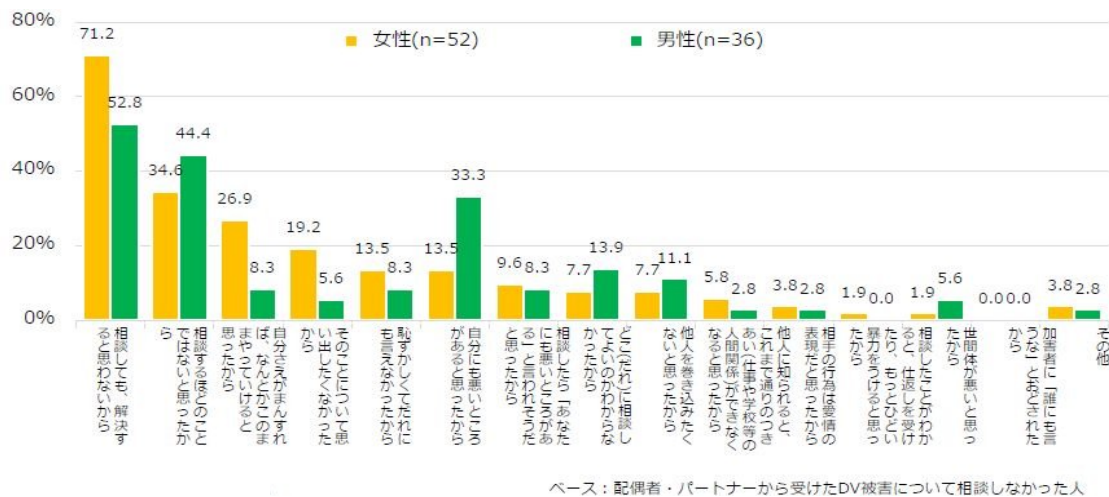
（出典）かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

図表 35 DVの相談状況（川崎市）



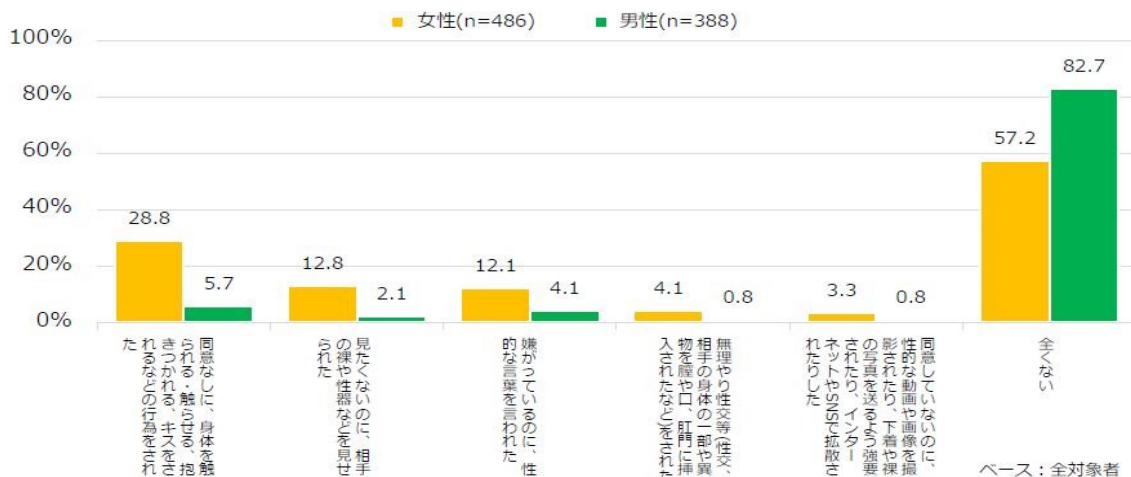
（出典）かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

図表 36 DV被害について相談しなかった理由（川崎市）



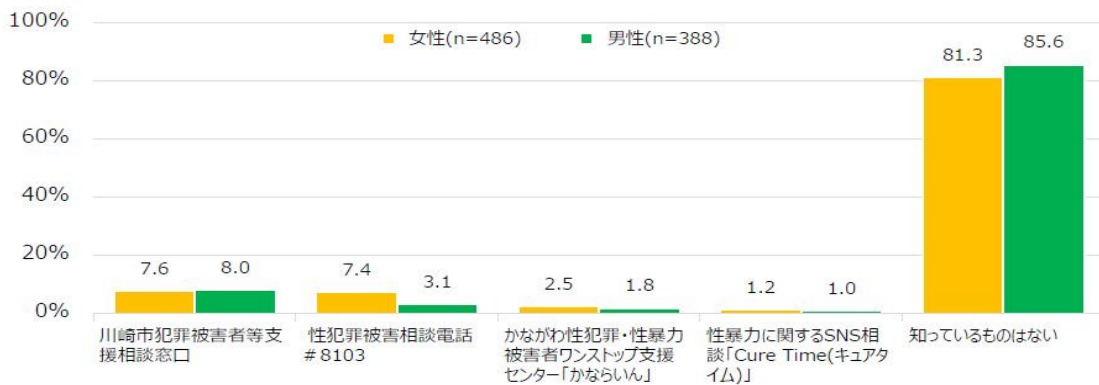
（出典）かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

図表 37 性暴力被害経験（川崎市）



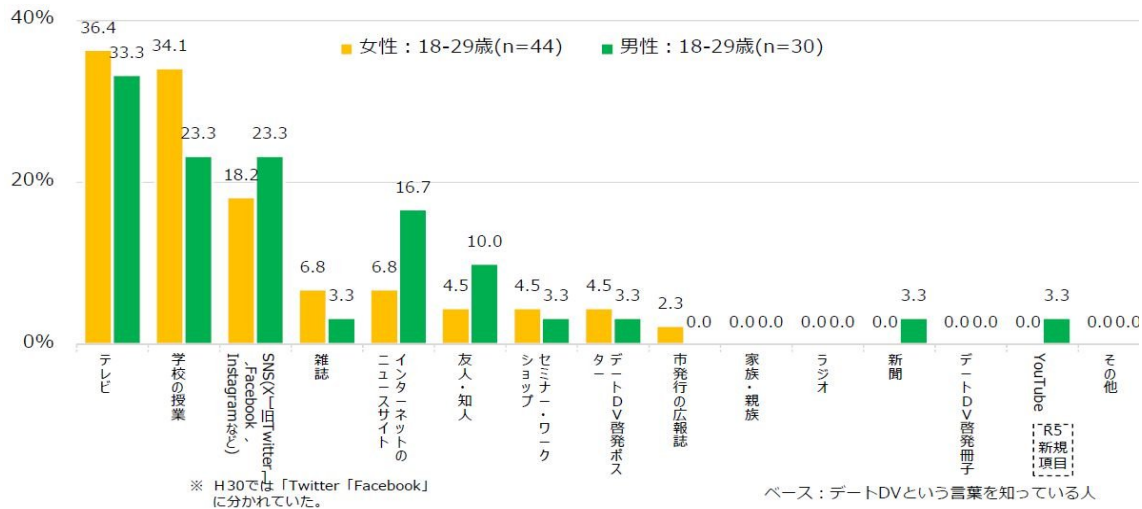
(出典) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

図表 38 性暴力被害相談窓口の認知（川崎市）



(出典) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

図表 39 「デートDV」の認知経路（川崎市）



(出典) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

用語解説

アンコンシャス・バイアス

自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と言われる（「無意識の思い込み」とも呼ばれる）。具体的には「育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない」「男性は気を遣う仕事やきめ細かな作業は向いていない」などが該当する。

SNS

ソーシャル・ネット・ワーキング・サービスの略語であり、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型サービスのことをいう。

L字カーブ

女性の正規雇用比率が現象を表した言葉であり、年齢階級別に見た女性の正規雇用比率の線グラフが、20代後半をピークに低下することが、アルファベットの「L」のようなカーブに見えることに由来する。「M字カーブ」が女性の就労に関する全体傾向を捉えているのに対して、「L字カーブ」はそれの中でも正規雇用に焦点を当てている違いがある。

M字カーブ

女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。こうした形状になる背景には、女性は結婚や出産を機に

労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する傾向があることによる。

「かわさき☆えるぼし」認証制度

川崎市内で女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を「かわさき☆えるぼし」認証企業として認証する制度。川崎市が、平成30(2018)年度に独自に創設し、令和7(2025)年1月現在、146社が認証企業となっている。

川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)

条例に基づき設置された市の男女平等施策の推進拠点。市民や事業者に対し、広く男女共同参画を推進するために、「調査研究」、「相談」、「情報の収集提供」、「研修会、講演会等の開催」、「市民の学習、研修及び交流の活動支援」など、幅広い事業を行っている。令和元(2019)年に開館20周年を迎えた。

かわさき男女共同参画ネットワーク(すくらむネット21)

市、市民、事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現を目指す場として、平成17(2005)年に設立された。令和7(2025)年現在、市域で活動する44の民間団体等が加盟しており、「身の回りから」男女共同参画を推進することを目的として活動している。

JKビジネス

女子高生を商品化し、接客サービスすることを売り物とする営業形態のこと。裏オプションと称してわいせつな行為が行われるなど、若年女性に対する性犯罪の温床となっている。

ジェンダー

男性・女性であることに基づき定められた社会的属性や機会、女性と男性、女兒と男児の間における関係性、さらに女性間、男性間における相互関係を意味する。こういった社会的属性や機会、関係性は社会的に構築され、社会化される過程において学習される。また時代や背景に特有であり、変化する。さらにジェンダーは、一定の背景において女性・または男性として期待され、許容され、評価されることを決定しており、多くの社会では、課せられる責任や負うべき活動、資金・資源へのアクセスと支配、意思決定の機会において、女性と男性の間に違いや不平等が存在する。

第4回世界女性会議で採択された北京宣言では、政府はあらゆる政策及び計画にジェンダーの視点を反映させることを保障すると明記され、性別にかかわらず個性と能力を十分発揮できる社会を実現するうえで、ジェンダーは重要なキーワードとなっている。

ジェンダー統計

社会的・文化的に形成された男女の生活や意識における偏り、格差、差別を明らかにする統計を指す。ジェンダー平等を実現するには、まずその不平等さを明確にすることが必要であり、1975年の国際婦人年に開催されたメキシコ会議において、女性が置かれている差別的状況を把握するための統計の重要性が指摘された。第4回世界女性会議でもその必要性が取り上げられ、日本でも、女性の置かれている状況を客観的に把握することのできる統計情報等の収集・整備・提供を行っていくことが大きな課題となっている。

ジェンダーに基づく暴力

社会におけるジェンダー構造を背景に、特定のジェンダーを持つ人々に対して向けられる暴力や、ジェンダー規範を逸脱しているなどの理由で向けられる暴力のことをいう。DV、性暴力、性虐待、性的搾取などが含まれる。

ジェンダー・ハラスメント

固定的な性別役割分担意識などに基づいて行われる差別や嫌がらせのことをいう。例えば、「男（女）のくせに」という発言で相手を罵倒すること、女性従業員だけにいわれる「お茶くみ」をさせることなどが当てはまる。

性的な内容の発言及び性的な行動（食事やデートへの執拗な誘い、必要のない身体への接触、性的な内容の噂を意図的かつ継続的に流すなど）を指すセクシュアル・ハラスメントに対し、ジェンダー・ハラスメントは、「女性是这样あるべき」「男性是这样あるべき」という価値観に基づいて行われる不快な言動を指すことが多い。

ジェンダー平等

ジェンダーに基づく差別や偏見、経済的・社会的な不平等を受けることなく、人権が尊重されることをいう。平成27(2015)年に採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、17の目標のうち5番目を「ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う」として位置付けている。→「持続可能な開発サミット」の項目参照

持続可能な開発サミット

平成27(2015)年に、ニューヨーク国連本部において開催された会議。150を超える加

盟国首脳に参加のもと、全会一致で「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択された。

性自認

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念を指す。

性的指向

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいう。

性的マイノリティ

同性愛や両性愛、トランスジェンダー（身体の性に違和感をもつ人）、性分化疾患の人々などを総称した言葉。女性同性愛者（レズビアン Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ Gay）、両性愛者（バイセクシュアル Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の英語表記の頭文字を取った「LGBT」という表現もある。

また、性的指向（sexual orientation）と性自認（gender identity）の英語表記の頭文字を取って「SOGI」と表現することもある。

世界経済フォーラム

グローバルかつ地域的な経済問題に取り組むために、政治、経済、学術等の各分野における指導者層の交流促進を目的とした独立・非営利団体で、毎年スイス・ダボスで年次総会を開催することが慣例となっている。「世界ジェンダーギャップ報告書」をはじめ、数多くの比較調査を発表している。

世界女性会議

国際社会では、昭和 50(1975)年の「国際婦人年」を契機に、5年ごとに各地で世界女性会議が開催されてきた。平成 7(1995)年に北京で開催された第 4 世界女性会議では、ジェンダー平等を目指す取組の指針となる「北京宣言」及び「行動綱領」が採択された。政府間会議には 190 カ国が参加するとともに、2000 を超える NGO も参加し、政府間会議と並行して、「NGO フォーラム北京'95」も開催された。

ダブルケア

晩婚化・晩産化を背景に、1 人の人や 1 つの世帯が、同時期に育児と介護の両方に直面する状況を指す。総務省の 2017 年の調査の再集計によれば、ダブルケアを行う者の推計人口は 29 万 4 千人となっており、男女別では、男性が 9 万 7 千人、女性が 19 万 7 千人と、女性により負担が偏っている実態がうかがえる。

デジタル性暴力

SNS を通じて性的な画像・動画を要求されたり、同意なく拡散されるといった被害のこと。被害者は 10 代の若年女性が中心となっており、リベンジポルノとして行われることも多い。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去に関係があった者を含む）から振るわれる暴力のこと。暴力には、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力など多様な種類がある。交際相手からの暴力をデートDVという。

内閣府地域女性活躍推進交付金

内閣府が、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、都道府県及び市町村に交付する。地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。

年収の壁

給与所得者の税金や社会保険料の負担が増える年収のラインを意味する。主に健康保険や厚生年金保険の扶養の範囲内で働いている女性や学生などの働き控えやキャリア形成の阻害につながるため、政府でも対策が検討されている。

複合的・交差的な困難

女性であることに加え、障害があること、外国人であること、少数民族であること、高齢であること、性的マイノリティであることで生じる困難が重なること（複合的な困難）や上記の属性やカテゴリーが交差することで特有の困難を持つこと（交差的な困難）をいう。女子差別撤廃委員会では平成22(2010)年に、「一般勧告第28号女子差別撤廃条約第2条に基づく締約国の主要義務」を採択し、条約締約国に対応を求めた。これを受けて、国においても同年に策定された「第3次男女共同参画基本計画」で複合的な困難におかれている女性へ支援を行うことが位置付けられている。

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差

を改善するために、必要な範囲において男女のいずれかの一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。具体的な手法としては、性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度(クォータ制)や、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する方式(ゴール・アンド・タイムテーブル方式)などがある。

パタニティ・ハラスメント

男性が育児のための制度を利用・希望したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うこと。

マタニティ・ハラスメント

女性が妊娠・出産したこと、育児のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うこと。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6(1994)年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7(1995)年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の

性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

リベンジポルノ

元交際相手や元配偶者が、相手から拒否された腹いせに相手の性的な画像や動画をインターネット等を通じて不特定多数に配布・公開する行為のこと。被害の発生及び拡散防止を目的に、平成 26(2014)年に「私事性的画像の提供等による被害の防止に関する法律（平成 26 年法律第 126 号）」（通称リベンジポルノ防止法）が制定された。

川崎市男女平等推進審議会 男女平等推進行動計画策定部会報告書

令和6（2024）年9月
男女平等推進行動計画策定部会

【目 次】

1	部会の概要	1
2	計画策定に係る状況	2
3	現状	6
4	課題と今後の方向性	9
参考資料		13
1	男女平等かわさき条例	14
2	川崎市男女平等推進審議会規則	16
3	男女共同参画社会基本法	17
4	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	21
5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	25
6	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	35

1 部会の概要

(1) 部会設置の経緯について

- 川崎市では、令和4年度に第5期男女平等推進行動計画を策定し、「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けた総合的な男女平等施策を推進してきた。また、配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であり、被害者への支援と被害を未然に防止するために、令和2年度に第3期DV防止・被害者支援基本計画を策定し、取組を推進してきた。
- 昨今の男女共同参画の課題は複雑化しており、男女平等施策の推進において、女性活躍、ワーク・ライフ・バランス、DV被害者支援、生活上の困難を抱えた女性支援など、多様な施策を相互に連携して推進することが重要となっている。特に、令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号。以下、「女性支援法」という。）が成立し、困難な問題を抱える女性の人権擁護とともに、その性に起因して困難な状態に陥りやすい女性を支援することにより、男女平等の実現に資することが求められている。このため、男女平等推進審議会は、次期計画となる第6期男女平等推進行動計画の策定において、現状の課題や施策として位置付けるべき事項の検討と併せて、「DV防止・被害者支援基本計画」を男女平等推進行動計画に統合し、さらに女性支援法に基づく市町村計画も含む一体的な計画として策定する方向性を提示するという趣旨のもと、令和5年4月に川崎市から諮問を受けた。
- 答申に向けて基本的な考え方をまとめるには、法律や支援の実態に基づいた専門的な見地からの整理が必要なことから、男女平等推進審議会の下に男女平等推進行動計画策定部会が設置され、課題整理や方向性を検討することとされた。本報告書は、5回にわたる部会の審議経過と審議の結果をまとめ、審議会への報告とするものである。

(2) 部会委員名簿

【任期 令和5(2023)年11月1日～令和7(2025)年3月31日】

(敬称略、50音順)

	氏 名	所 属 等	備考
1	あべ ひろこ 阿部 裕子	かながわ 女のスペース みずら 理事	第11期川崎市男女平等推進審議会臨時委員
2	いたい ひろあき 板井 広明	専修大学経済学部 教授	同 委員
3	かいのう たみ え 戒能 民江 ◎	お茶の水女子大学 名誉教授	同 委員
4	まつもと いくこ 松本 育子	神奈川県弁護士会 弁護士	同 委員
5	むらお ゆみこ 村尾 祐美子	東洋大学社会学部 准教授	同 委員

◎部会長

(3) 部会実施状況

	議 事	審議内容
第1回 令和5年	・ 部会長の選出について ・ 「第6期川崎市男女平等推進行動	・ スケジュールの確認 ・ 女性支援の現状の説明

12月22日	計画」の策定に向けた部会審議について ・ 川崎市における女性支援の状況について	・ ヒアリング調査の説明
第2回 令和6年 2月26日	・ 女性支援法に関するヒアリング調査の実施について ・ 女性支援の状況や今後の論点について	・ ヒアリング調査実施前の説明 ・ 各委員からの御報告
第3回 令和6年 5月17日	・ 女性支援法に関するヒアリング調査の結果について ・ かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果について ・ 男女平等推進行動計画策定部会報告書について	・ ヒアリング調査結果の報告 ・ かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査結果の報告 ・ 部会報告書骨子案の審議
第4回 令和6年 8月2日	・ 男女平等推進行動計画策定部会報告書について	・ 部会報告書案の審議
第5回 令和6年 9月2日	・ 男女平等推進行動計画策定部会報告書について	・ 部会報告書案の審議

(4) 部会審議に使用したデータ等

- ・ 第6期計画策定に向けて、川崎市における男女共同参画についての現状を把握する資料として、令和6年1月に川崎市が実施した「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」を参照した。また、川崎市の女性支援法に基づく市町村計画の策定に向けて、女性支援の現状や課題を把握するため、庁内関係部署及び庁外関係機関を対象に、アンケート調査及び一部ヒアリング調査を実施した。

調査実施部署等は、次のとおり。

【庁内部署等】

区役所地域みまもり支援センター、女性相談支援員、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室（DV相談支援センター、母子・父子福祉センター、妊娠出産SOS相談）、児童相談所、健康福祉局生活保護・自立支援室（だいJOBセンター、自立支援センター、生活保護担当）、市民オンブズマン事務局人権・オンブズパーソン、市民文化局地域安全推進課、市民文化局多文化共生推進課

【神奈川県】

女性相談所（現、女性相談支援センター）、かながわ男女共同参画センター（配偶者暴力相談支援センター）、神奈川県警察本部人身安全対策課、ハローワーク川崎

【民間団体】

公益社団法人川崎市看護協会、一般社団法人プラスケア、シェルター事業を行う民間団体

2 計画策定に係る状況

(1) 現行計画の取組状況

○第5期男女平等推進行動計画

- ・ 第4期行動計画で充実を図った働く場における女性の活躍推進においては、政策・方針の

立案及び決定への女性の参画拡大や女性のキャリア形成支援と併せて、長時間労働の是正に向けた働き方改革、男性の家庭・地域生活への参加の促進が重要である。このため、第5期行動計画では、目標Ⅱを「職業生活・家庭生活における男女共同参画の指針」と位置付け、働く場と家庭生活の双方における取組を一体的に推進することが強調された。

- 令和2年に始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、様々な形で就労や生活に大きな影響がもたらされたが、特に女性に対する影響は大きく、雇用の不安定化や暴力被害の深刻化が見られた。第5期行動計画ではこうした状況を踏まえ、男女平等施策の推進に当たっては性別によって異なる課題やニーズがあることに留意し、各施策事業においてはジェンダー統計の観点から必要な取組を進めることが明記された。これを受けて、市職員に対し研修等を通じたジェンダー統計に関する理解の促進が行われている。
- 計画の進捗に関して、第5期行動計画では、8つの数値目標を設定して取組を進めてきた。計画策定時から比較するとすべての項目で数値が改善し、3つは目標値を達成した（「性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況であると思う市民の割合」、市職員に占める育児休業取得者割合、「かわさき☆えるぼし」認証企業数）（図表1）。しかしながら、現時点で達成できなかったものが5つあり、特に政策・方針決定過程に係る目標である審議会等委員及び市役所課長級に占める女性の割合は、依然として未達成となっている。

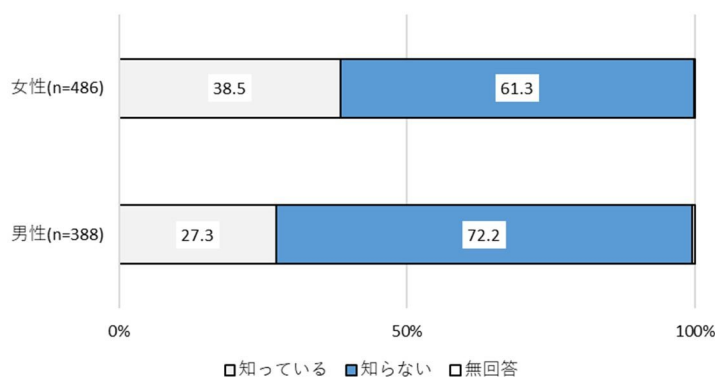
〔図表1 第5期行動計画の数値目標〕

項目	策定時【年度】	現状値【年度】	目標値【令和7年度】
性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況であると思う市民の割合(男女が平等になっていると思う市民の割合)	38.9% 【令和3年度】	41.9% 【令和5年度】	40%以上
市の審議会等委員に占める女性の割合	31.2% 【令和3年度】	33.5% 【令和5年度】	40%以上
女性委員ゼロの審議会等の数	22 【令和3年度】	21 【令和5年度】	0
市役所課長級職員に占める女性の割合	24.0% 【令和3年 4月1日現在】	25.0% 【令和5年 4月1日現在】	30%以上 (令和8年4月1日 まで)
就業に関する総合相談窓口「キャリアサポートかわさき」における女性年間就職決定者数	236人 【令和2年度】	245人 【令和5年度】	278人以上
ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業所割合	76.8% 【令和2年度】	77.6% 【令和5年度】	80%以上
配偶者が出産した市役所職員に占める育児休業取得者割合	17.8% 【令和2年度】	37.4% 【令和5年度】	30%以上
「かわさき☆えるぼし」認証企業数	83 【令和3年度】	132 【令和5年度】	100以上

○第3期DV防止・被害者支援基本計画

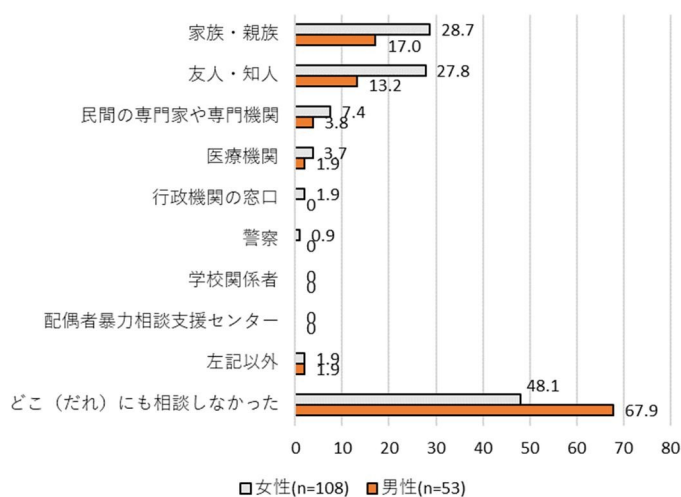
- 第3期基本計画では、複雑化するDV被害や被害者の多様な状況に応じた支援が求められている状況を踏まえ、配偶者暴力相談支援センター機能の充実を図り、被害者支援を担う機関の組織的対応力の向上、職員の専門性の確保と継承に向けた職員研修等の充実、女性相談支援員と各専門職が協働した対応、庁内関係部署や関係機関等と連携した支援、被害者の自己決定に応じた保護事業のあり方検討に取り組んできた。またDVを未然に防ぎ、DVを許さない社会づくりのためには、市民のDVに関する理解を深めていくことが必要であり、広報物や動画配信等によるDV相談窓口の周知と併せて、DVの形態等に関する啓発を推進してきた。特に若年層に対しては、将来的な被害者及び加害者にならないための教育を推進していくことが重要であることから、デートDVに関する啓発の対象拡大を図り、現在、市内中学生、高校生、大学生、専門学校生に向けたワークショップ型の予防啓発が行われている。
- 第3期基本計画では4つの数値目標を設定して取組を進めてきた。計画策定時から比較するとすべての項目で概ね数値の改善が見られ、特に暴力に対する認識やデートDVの認知度は男女ともに上がった。しかしながら、依然として相談できる窓口の認知度は女性38.5%、男性27.3%となっている（図表2）。またDV被害に遭った際に、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合は、女性48.1%、男性67.9%となっており、男女ともにその割合が半数近くを占め、特に男性が高くなっている。相談しなかった理由について、男女ともに「相談しても、解決すると思わないから」が最も多く、次いで「相談するほどのことではないと思ったから」が多くなっている（図表3）。

〔図表2 窓口の認知度〕



（出典）かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書（令和6年3月）

〔図表3 相談した人の割合〕



（出典）かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書（令和6年3月）

(2) 女性支援法の制定等と今後求められる取組

○女性支援法の成立

- 令和4年に女性支援法が成立し、令和6年4月1日に施行された。女性支援法の成立以前は、売春防止法に基づき婦人保護事業が推進されてきたが、同法の対象となる女性を「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子」と定義し、「要保護女子」の「保護更生」を目的とするなど、困難な問題に直面している女性の人権擁護、福祉の増進、自立支援等の視点は不十分なものだった。女性支援法はこうした実態や支援対象者のニーズに即

さない従来の婦人保護事業の枠組みを抜本的に改め、施策の対象者を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と定義した。そして、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）では「支援対象者本人が自らの意思や意見を決定し、表明できるように支援する体制を整え、本人の意思に寄り添った支援を行うこと」が明記された。また、支援対象者の中でも特に若年女性は、何に困っているのか本人自身もわからなかったり、困難な状況を表現する難しさを抱えている場合もあり、基本方針でも「支援が途切れても繰り返しながら支えていく姿勢を持って、支援に当たることが重要である」と位置付けられた。このため、都道府県を基本とする広域的な実施主体と、市町村を基本とした身近な実施主体、困難な問題を抱える女性を多様な観点及び手法で支援している民間団体や専門機関等の多様な機関が連携して、包括的かつ切れ目のない支援体制を整備することが求められている。

- ・ 特に市町村は、支援対象者にとって最も身近な支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉や母子福祉、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の実施主体でもあることから、庁内関係部署はもとより、幅広い関係機関等と緊密な連携を図ることが重要である。女性支援法では、市町村の努力義務として、支援調整会議の設置のほか、女性相談支援員の配置、教育・啓発、民間団体に対する援助、市町村計画の策定等が位置付けられている。

ODV 防止法の改正

- ・ DVは被害者やその子どもの心身に深い傷を残すが、外部から発見が困難な家庭内で行われることから潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特徴がある。特に近年はことばや態度による「精神的暴力」の被害が増加しており、令和5年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下、「DV防止法」という。）の改正（令和6年4月1日施行）では、保護命令制度の拡充が行われ、「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫、いわば精神的暴力を受けた者も接近禁止命令等の申し立てをすることができる被害者に追加されるとともに、発令要件が「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により、心身に重大な危害を受けるおそれがあるとき」に拡大された。また、接近禁止命令等の期間の延長や保護命令違反の厳罰化などが行われた。川崎市では相談支援の中で、保護命令制度に関して法改正の内容も含め、必要に応じて情報提供等を行っている。さらに、関係機関等から構成される協議会が法定化され、情報交換の円滑化等に向けて協議会の事務に関する守秘義務等が創設された。DV被害者支援に係る協議会について、川崎市では平成22年度に川崎市DV被害者支援対策推進会議を設置し、関係機関や民間団体と連携してDV被害者支援を推進してきた。
- ・ また、近年、DVと児童虐待が密接に関連していることを踏まえて、多様な関係機関が連携した取組の強化が求められていることに加え、令和6年度に施行された女性支援法では、地方公共団体において支援調整会議の設置が努力義務となった。DV防止法の法定協議会の開催においては、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会、また女性支援法に基づく支援調整会議と連携を図ることが望ましいと言われており、関係機関同士の情報交換や支援方針の協議の場として機能することが求められている。

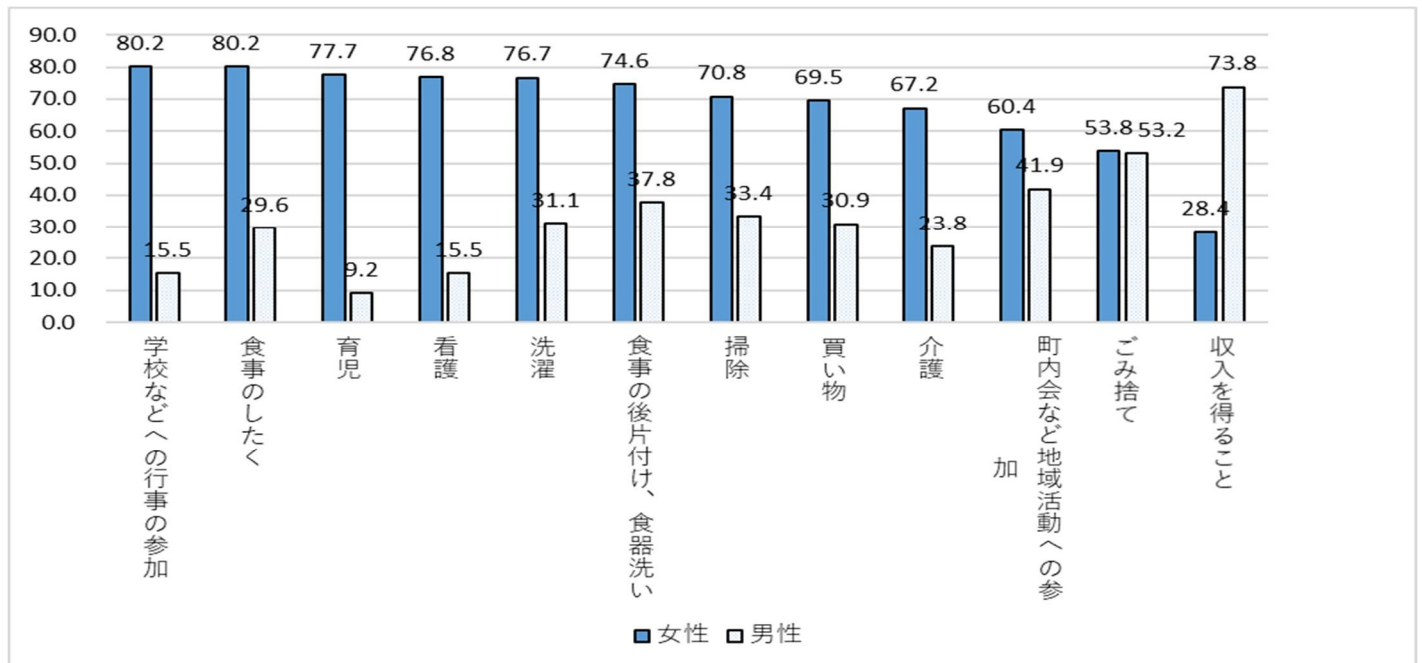
3 現状

(1) 川崎市における男女共同参画の取組状況

○かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査から見える状況

- 川崎市では、男女共同参画に係る市民の意識と実態の最新状況と推移を把握するために、4、5年に一度「かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査」を実施している。
- 令和5年度の調査では、現在の社会が「女性にとって働きやすいと思う」と回答する割合は男女ともに4割台に留まっており、前回調査との比較で有意な差は把握されなかった。「女性にとって働きやすいと思わない」理由は、女性は「男性の家事・子育て・介護への参加が十分でないから」、男性は「昇進・昇格・給与に男女間で差があるから」が高くなっている。また、家庭内の分担状況に関して男性が「自分が中心」と答えた割合が女性より高いのは「収入を得ること」のみで、依然として、女性が家事・育児・介護等を担い、男性が仕事中心となっている（図表4）。

〔図表4 家庭内の分担状況〕



(出典) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書（令和6年3月）

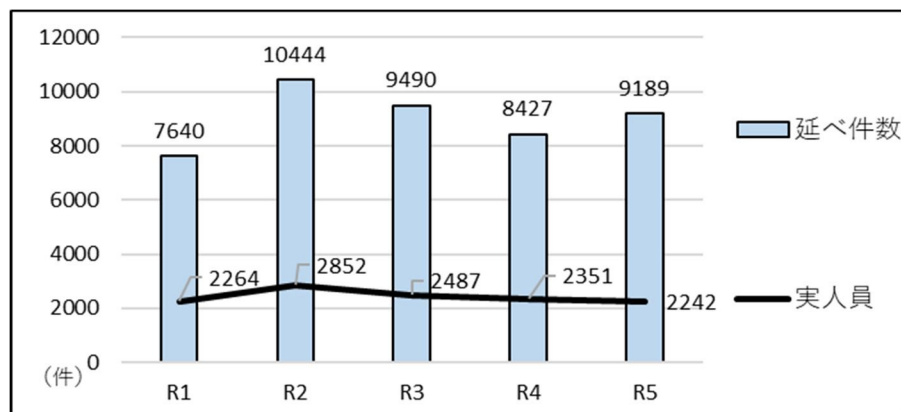
- 一方でジェンダー規範については、固定的な性別役割分業を肯定する割合は男女ともに減少している。男性の稼ぎ手役割意識は根強いものの、男性育休取得に肯定的な人の割合は増加し、取得促進に職場、上司、社会の理解を求める声が多い。
- 男女平等のために必要と思うことについては、男女ともに「組織のトップが男女平等の実現に積極的に取り組む」が最も高く、「男女が平等に政策や方針に意見を反映させていくことの大切さを広く伝える」が続き、これら2項目がいずれも5割を超えた。
- DV被害については、女性の約3人に1人、男性の約5人に1人に被害経験がある。性暴力被害については、女性は42.8%が、男性は17.3%がいずれかの「性暴力被害」を経験していると回答した。

(2) 川崎市における困難な問題を抱える女性の状況や支援状況

○現状の女性支援とDV被害者支援の状況

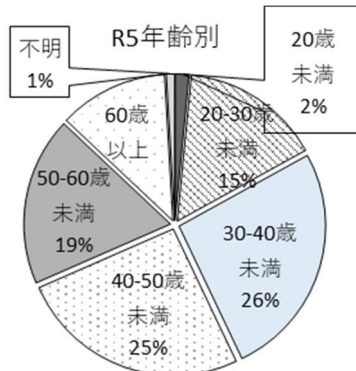
- ・ 川崎市では、各区役所の地域みまもり支援センター等を中心に女性相談を受けており、令和5年度の延べ相談件数は9,189件となっている。相談件数の傾向として、令和2年度に過去最多の10,444件となつて以降、高止まりしている。来所相談は30代の相談が最も多く、次いで40代、50代、20代の順となっている。令和5年度の相談主訴を見ると、DVが全体の約7割を、次いでDV以外の暴力（親や子、親族からの暴力）が約2割と、暴力に関する相談が9割近くを占めている。それ以外の相談としては、「居なし（帰住先なし、住居問題）」、「人間関係」がある。
- ・ 女性支援事業（旧、婦人保護事業）における一時保護は、神奈川県的女性相談支援センターを中心に民間団体及び県内の自治体と連携して広域での対応を行っている。令和5年度の一時保護件数は65件（DV防止法32件、DV防止法以外33件）となっており、3年ぶりに増加している。

〔図表5 女性相談件数〕



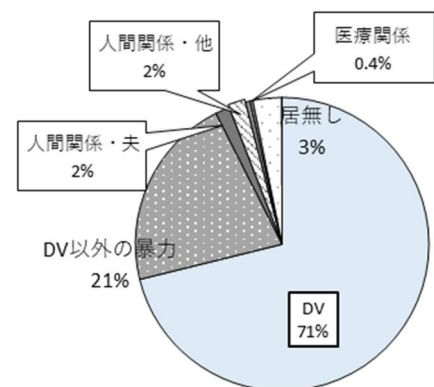
(出典) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室作成資料

〔図表6 R5相談内訳（年齢別）〕



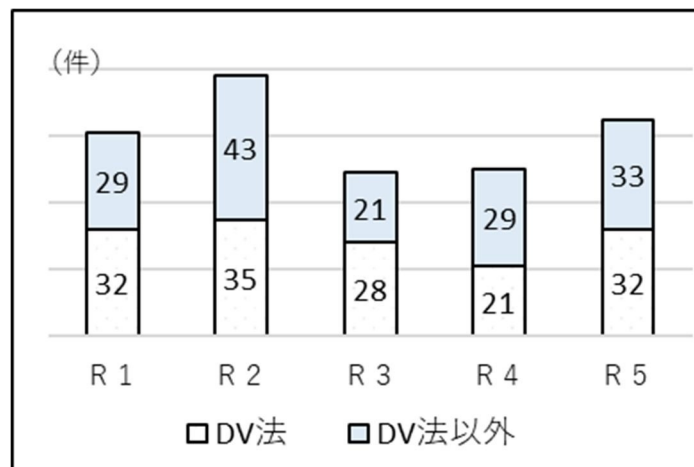
(出典) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室作成資料

〔図表7 R5相談内訳（主訴別）〕



〔図表8 一時保護件数〕

(出典) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室作成資料



(出典) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室作成資料

○関係部署・関係機関へのヒアリング調査から把握した状況

① 女性支援に直接かかわる区役所等

- ・ 現状の女性支援における困難事例として、医療機関や施設退所後に行き先がないケース、外国人のDVケース、幼少期から虐待や性暴力など被害を受けてきたケース、知的障害や精神障害が疑われるケース、親から暴力を受ける若年者のケースなどが挙げられた。また、今後でも対応が必要な対象として、主に妊産婦、若年女性、高齢女性、トランス女性、障害のある女性、外国籍の女性が挙げられた。
- ・ 今後、女性支援法に基づく取組を進めるうえでの課題としては、①現状の組織・人員体制、②法の趣旨を踏まえた支援策の不足、③他部署との連携が挙げられた。また、今後充実が「特に必要」な施策事業として、「秘匿性の低い一時保護施設の受入」「心身の回復に向けた被害回復支援」「一時保護に同伴する児童などへの支援」「女性自立支援施設等における日常生活の回復支援」「医療機関・専門機関との連携」「支援における障害や外国籍の方への配慮」が主に挙げられた。さらに、市町村計画に求めることとしては、人員体制の充実と併せて、①相談窓口の周知とDV被害など秘匿性が高い相談における相談者と支援者の安全確保のバランス、②他部署に向けた女性支援に対する理解や協力の促進が指摘された。

② 女性相談支援員

- ・ 女性支援法に基づき各区役所等に配置された女性相談支援員からは、現状はDV相談が全体の7割を占め、特に近年は、一時保護施設で携帯電話の使用や仕事の継続が難しい状況から、一時保護を望まない（望めない）相談者が多く、その場合の支援に配慮が必要という声が聞かれた。
- ・ DV以外の相談では、若年層から高齢者まで、家族からの暴力を相談するケースが多く、配偶者からの暴力の被害者に発行する来所相談に関する証明書の対象外となるため、公的支援として使用できる支援策がDV相談に比べて乏しく、現状では福祉事務所として可能な支援を行っていることが把握された。また、女性支援法に基づく取組に向けた課題としては、女性相談支援員1人で対応することは困難であり、現在行われている所属部署内での連携に留まらず、他部署との協力も必要ことが指摘された。一方で、女性相談が他の部署に理解されていないことも課題として挙げられた。

③ 庁内関係部署

- ・ 女性支援と連携関係のある関係部署等（児童相談所、生活保護、生活困窮者自立支援制度、ホームレス自立支援など）からは、現状の区役所等の体制で対応するうえでの課題、DV相談と女性相談一般の区別、部署間連携の難しさなど、区役所と同様の課題が示された。また携帯電話の使用や通勤・通学ができる一時保護施設の必要性も同様に指摘された。一方で部署によっては、女性支援法施行の課題について「わからない」もしくは空白で回答するなど、担当する事業との関連性が見えていない部署もあった。なお、女性支援法について明確な説明を受けたことは今までにないなど、どの部署も法については一般的な理解に留まっている傾向が見られた。

④ 神奈川県

- ・ 神奈川県女性相談所（現、女性相談支援センター）はDVを主訴とした一時保護が7割を占め、それ以外の親や子どもなどからの家族暴力を含めると8割が暴力被害相談となる。数年前から10代の相談が増加傾向にある。対応が困難となっているのは、高齢者、障害者、外国籍の女性で、長期化することが多い。神奈川県警察は、DV、ストーカー、虐待など

家族や親密な関係における暴力に幅広く対応しているが、行政や関係機関との連携に課題を感じている。神奈川県が対応する相談で、川崎市の地域性などは特に把握されなかった。

⑤ 民間団体

- ・ 民間団体で女性の一時保護や自立支援を行う団体からは、今後対応が必要な対象として「妊産婦」「若年女性」「トランス女性・男性」が共通して挙げられた。また今後の課題として、いずれの団体においても財源確保が指摘されたほか、関係機関や担当職員における情報の把握や支援対応の差、「女性保護」が自立支援であることの理解不足、また相談者の保護施設への抵抗感から支援に繋がらないケースが挙げられた。
- ・ その他、若年女性の一時保護も行っている民間団体からは、対応困難事例として、医療拒否、行政拒否、支援拒否、困難な問題の重複が挙げられ、いずれも本人の意思を尊重しながら、根気よく繋がり、繋がりが途絶えないよう苦労していることが伺われた。地域のコミュニティスペースで相談を実施する団体からは、家族との関係性に悩む若年層に対して支援情報が届いていない状況、また行政相談のハードルの高さが課題として挙げられ、民間団体が行政支援に繋がりにくい女性たちの受け皿となっている側面を把握した。

4 課題と今後の方向性

(1) 計画策定に向けた現状の課題

○男女共同参画社会の形成に向けた課題

- ・ 「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担を肯定する市民の割合は減り、男女ともに仕事と家庭が両立できる生活を希望するなど、市民の意識は変わってきている。しかしながら、「かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査」からも把握されたように、家事や育児などのケア役割は未だに女性に偏っており、男性は収入を得ることなど仕事中心となっているとともに、「女性にとって働きやすいと思う」と思う市民は、男女ともに4割程度に留まるなど、女性にとって働きやすい社会とは言い難い状況がある。また、政策・方針決定過程への女性の参画は男女平等の基盤を成すが、市役所における政策・方針決定過程に関する目標はいずれも未達成となっている。さらに、DVや性暴力被害などの暴力被害について、人権侵害だという認識や相談できる窓口の存在は一定程度理解が進んできているが、DV被害を「どこ（だれ）にも相談しなかった」人は、女性の約半数、男性の6割以上を占めており、公的機関に相談する人の割合は半数程度に留まっている。
- ・ 男性優位な社会において、女性は依然として就労や意思決定過程への参画機会が妨げられ、それらが女性の経済的自立を困難にしていると同時に、女性という性に起因する脆弱性からDVや性暴力、家族からの暴力、望まない妊娠といった生活上の困難に直面している。また「男性稼ぎ主」など男性に向けられるジェンダー観は、現在も男性が育休取得などケア役割を担うことを難しくするとともに、暴力などの被害を公的機関に相談する障壁となっている。さらにジェンダーを性別二元制に基づき男女の二項で捉え、性の多様性に対する視点が欠如することは性的マイノリティの生きづらさを生み出している。男女共同参画社会の形成に向けては、こうした社会にあるジェンダー構造に起因する問題を政策課題として捉え、継続して取り組んでいくことが求められている。川崎市においては、男女平等かわさき条例に基づき行動計画を策定し、男女平等施策を推進してきたが、第6期行動計画の策定に当たっては、部会報告書や答申を踏まえて現状の把握や課題の整理を行い、庁

内の関係部署とも協議のうえ、市としてどのような取組を重点的に進めるのか明確にすることが重要である。

○女性支援における課題

- ・ 令和6年4月に施行された女性支援法では、女性支援事業のあるべき姿として、本人の立場に寄り添って相談に応じ、様々な機関が連携・協働して、一人ひとりのニーズに応じた包括的で最適な支援を実施することを明確にした。そして法の理念に基づき、多様な相談ルートを通じて、それまで支援に繋がっていなかった若年女性などを含む多様な相談者に対応し、女性相談支援員が中心となって当事者の意思を尊重しながら、課題や背景、ニーズを整理する的確なアセスメントを行い、民間団体を含む多様な関係機関との協働のもと切れ目のない支援を行うことが求められている。こうした支援には、アウトリーチやその後の支援に繋げる居場所の提供、一人ひとり異なる相談者の状況に配慮した一時保護、性的な被害や暴力被害による心的外傷からの回復支援、個々の支援対象者の状況や希望、意思に応じて、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現する自立支援も含まれる。
- ・ しかしながら、女性支援の現状を見ると、女性支援法の趣旨が支援に直接関わる部署や関係部署等に十分に理解されているとはいえず、法の趣旨に基づいた支援体制や連携体制においても課題があることが把握された。さらに、生活困窮やDV被害といった困難に加え、妊産婦、若年女性、高齢女性、トランス女性、障害のある女性、外国籍の女性であることで特有のニーズを抱える場合、問題が複合化し支援がより困難になっている状況が見られる。
- ・ また相談者に一番身近な市町村ならではの課題として、危険性や秘匿性が高く安全確保が優先事項となるDVを含む複合的な困難に対する支援を包括的に行うために、中長期的な自立に向けた経済的支援や被害回復支援、地域における居場所の提供など、多様な地域資源を確保し活用していく必要性も顕在化している。
- ・ 特にDV被害者支援においては、一時保護を望まない被害者の顕在化や男性被害者や性的マイノリティ被害者への対応、加害者対策などもあり、女性支援と重なりながらも特有の課題があることに留意が必要である。

(2) 次期計画に盛り込むべき事項と施策の方向性

○第6期男女平等推進行動計画について

- ・ 従前の男女共同参画社会基本法、男女平等かわさき条例、女性活躍推進法に基づく男女平等推進行動計画に、女性支援法、DV防止法に基づく市町村計画を統合する第6期行動計画の策定に当たっては、市として対応すべきジェンダー課題を明確に整理し、性別やセクシュアリティ、年齢、国籍、障害などの属性に関わらず市民全体を対象としながら、個別の法の趣旨を踏まえたうえで、それぞれの法で想定する対象者に対して的確に対応することが重要である。
- ・ ジェンダー課題の整理に当たっては、現在支援を必要とする女性の生活上の困難に対応する視点と、そうした女性の困難や性的マイノリティや男性の生きづらさを生み出す社会構造の変革を目指す視点を持ち、施策事業を連動させていくことが必要である。前者の女性の生活上の困難への支援については、女性支援法、DV防止法に基づく市町村計画の策定

が関連するが、その際は第3期DV防止・被害者支援基本計画で示された詳細な支援体系を引き継ぎながら、男女平等推進行動計画の本編とは独立した形で計画に記載するなどの工夫を行う必要がある。

- ・ 後者の社会におけるジェンダー構造の変革においては、女性活躍推進法に基づく女性のキャリア形成支援や市内企業における女性活躍の取組を引き続き促進するとともに、市における政策方針決定過程への女性の参画については、計画策定以降も女性委員ゼロの審議会の数など数値が順調に改善されていない項目もあることを踏まえ、新たな取組や実現可能な目標設定を検討し、より一層の推進を図ることが望ましい。また、第5期行動計画で新たに位置付けられたジェンダー統計の推進について、一部の部署では必要性の認識が薄く、事業にもその視点を十分に反映しているとは言い難い状況がある。ジェンダー統計が多様な調査統計で広範に実施され、統計の基本的な考え方として主流化されることは、川崎市における男女共同参画や地域課題の把握において重要であるため、実効性のあるジェンダー統計の実施に向けた取組の検討が必要である。さらに、男女共同参画に関する市民全体への啓発や若年層に対する早期からの教育、地域防災を含む男女共同参画の視点からの地域社会の形成、リプロダクティブ・ヘルスを含む包括的な健康支援といった男女共同参画の課題についても推進する必要がある。
- ・ 国が策定を進めている「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」に向けてのワーキング・グループ提言骨子案には、男女共同参画センターは「男女共同参画に取り組む民間団体、地域コミュニティ、事業者及び事業者団体、学校・教育機関等と一層の連携強化」が必要であるとの認識が示されている。そして、各地域において男女共同参画を推進するためには「地域の課題・実情を把握する機能が今後の要となるため、調査業務に係る機能強化の必要性を明記」すべきであるとされており、相談事業については「個々の住民の悩みに対応するためだけの事業ではなく、当該地域の課題を把握するためにも重要である」との認識が示されている。また、「配偶者暴力相談支援センターなど、関係が深い制度上の公的機関との関係の整理」についても言及されている。次期計画においては国の動向を踏まえ、市の男女平等施策の推進拠点である男女共同参画センターが果たす役割についても改めて明示することが必要である。

○女性支援法、DV防止法に基づく市町村計画策定に向けた考え方について

女性支援法及びDV防止法に基づく市町村計画の策定に当たっては、DV被害を含む多様な生活上の困難に対応する支援枠組みを女性支援法の理念に基づき提示することが必要である。市町村計画策定に当たっては、以下の5点について重点的に検討を進めてほしい。

① 女性支援を担う関係機関における役割分担の整理・明確化を踏まえた連携の推進

女性支援法の理念に基づき、従前の婦人保護事業を脱却した支援を行うためには、支援を担う関係機関が法の趣旨を理解し、相談者の意思を尊重した切れ目のない支援を行う支援体制を構築することが重要である。このため、市は女性支援における役割分担を整理・明確化し、法の趣旨や女性相談支援員の役割を研修や会議等の場で関係機関等に周知するとともに、代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議からなる支援調整会議を組織し、民間団体も含め多様な関係機関が川崎市の女性支援の取組を理解し、連携・協働できる支援体制を構築していくことが望ましい。特に民間団体については、基本方針で「行政機関と民間団体は、

双方の特色を尊重し、補完し合いながら対等な立場で協働」すること、また国や地方自治体は「民間団体が安全かつ安定的に運営を継続するに当たっての支援や、女性支援を行う意向のある団体の立ち上げに関する支援等」を検討することが明記された。今後も、女性支援を行う民間団体への支援を継続することが重要である。

② 相談窓口の周知等の相談につながる取組の推進

女性の中には困難な問題を抱えながらも、女性自身が気付いていない場合や気付いているが他者には言えない場合、また相談窓口を知らない場合や行くことをためらう場合もあり、支援を必要とする女性が相談に繋がり、適切な支援を受けることができるよう、相談窓口の周知を広く行うとともに、関係機関から必要に応じて女性相談へ適切につなぐ体制をとることが重要である。また「相談しても、解決するとは思わない」など、窓口を知らながらも相談をためらう女性もいるため、どのような支援が受けられるかを周知していくことも必要である。

③ 多様な状況に対応した支援の推進

切れ目のない支援に向けては、秘匿性や緊急性が低い場合における一時保護のあり方や、家族からの暴力などの被害者に対する支援の検討など、相談者の多様な状況に対応できる支援の推進が求められる。特に、一時保護については、安全性の理由から一時保護施設やシェルターで携帯電話が使用できず、就業及び就学を中断せざるを得ないことから、利用をためらう人も多いことが課題になっている。相談者にとって使いやすく、必要な社会生活が継続できるような多様なニーズに応じた支援の検討を行ってほしい。また一時保護と併せて、相談者が心身ともに健康に、その人らしい日常生活や社会生活を取り戻せるよう、被害回復支援や日常生活を円滑に送るための生活支援を含め、中長期的な自立支援の推進も重要である。

④ 女性相談支援員をバックアップする取組の推進

基本方針において、女性相談支援員は「地方公共団体において、困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職員」と記載され、相談者の丁寧なヒアリングやアセスメントを通じてその意思決定を支援し、関係機関と連絡調整を行う重要な役割を担っている。女性支援法の施行により相談件数の増加や相談内容が多様化し、またそれに伴い女性相談支援員の負担も増すことが見込まれるため、資質向上に向けた研修の実施に加え、女性相談支援員の増員や、女性相談支援員を部署全体でバックアップする体制が重要である。引き続き、専門家によるスーパーバイズ、支援技術向上に向けた研修、相談員のピアカウンセリングのための連絡調整会議等を実施してほしい。

⑤ DV被害者支援における課題の整理と充実

DV被害者支援については、女性だけではなく、男性や性的マイノリティも支援の対象になるとともに、被害状況は一人ひとり異なり、子どもの有無や経済状況等によって抱える課題や必要な支援も様々であるため、多様な実態に配慮した包括的な支援を推進していくことが重要である。現行制度上、DV被害における安全確保の手段として、シェルター等による一時保護や警察への通報、保護命令の申立てなどがあるが、全国的な動向として加害者と家族との関係性を考慮し一時保護や被害届の申告をためらう被害者も少なくない。DV被害者に対する理解の促進、自立における経済的支援の推進、またさらなる被害を生み出さないための加害者対策など、現状の課題を踏まえた支援のあり方の検討を行うことが必要である。

参考資料

参考資料 1

5 川市人第 3 0 号

令和 5 年 4 月 2 4 日

川崎市男女平等推進審議会会長 様

川崎市長 福田 紀彦

第 6 期川崎市男女平等推進行動計画の策定について（諮問）

男女平等かわさき条例（平成 1 3 年川崎市条例第 1 4 号）第 1 7 条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

1 諮問事項

第 6 期川崎市男女平等推進行動計画の策定について

2 諮問の理由

令和 4 年 3 月に策定した「第 5 期川崎市男女平等推進行動計画」は、令和 7 年度末をもって計画期間が満了となるため、社会情勢の変化等を踏まえ、現行計画に基づく施策の取組状況や課題について検証を行うことが必要となっている。特に昨今の男女共同参画を取り巻く喫緊の課題として、令和 4 年 5 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、DV 被害者を含む困難を抱える女性の人権尊重及び福祉の増進に向けた施策を推進することが求められている。これらの状況を踏まえ、「第 6 期川崎市男女平等推進行動計画」の策定に当たっては、「第 5 期川崎市男女平等推進行動計画」と同じく「男女共同参画社会基本法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村計画、そして新たに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村計画として一体的に策定する観点から、基本的な考え方をまとめていただくことで、今後、本市が取り組むべき施策の検討に役立てるため諮問するものである。

3 答申期限

令和 7 年 3 月

参考資料 2

第 11 期川崎市男女平等推進審議会委員名簿

任期（令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日）

	氏 名	所属等
1	あらい のりふみ 新井 教史	川崎市 P T A 連絡協議会 副会長
2	いたい ひろあき 板井 広明 ○	専修大学経済学部 教授
3	おかだ えりこ 岡田 恵利子	市民公募
4	おかもと よしあき 岡本 佳哲 (R5. 4. 1～R6. 10. 31) あべ けんじろう 阿部 健次郎 (R6. 11. 1～)	川崎地域連合 (三菱化工機労働組合 執行委員長) (川崎運送労働組合 執行委員長)
5	かいのう たみえ 戒能 民江	お茶の水女子大学 名誉教授
6	きたの よしのぶ 北野 嘉信	川崎商工会議所
7	しまだ こうぞう 嶋田 弘僧	市民公募
8	しみず しんいち 清水 伸一 (R5. 4. 1～R6. 3. 31) いわさき たかゆき 岩崎 貴行 (R6. 4. 1～)	川崎市ケーブルテレビ協議会 (株式会社ジェイコム湘南・神奈川 町田・川崎局 局長) (株式会社ジェイコム湘南・神奈川 町田・川崎局 局長)
9	はしもと じゅんこ 橋本 純子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら
10	ひぐち みき 樋口 美樹	市民公募
11	まつもと いくこ 松本 育子	神奈川県弁護士会 弁護士
12	みしく ゆりこ 御宿 百合子 (R5. 4. 1～R5. 7. 10) もり くみこ 森 久美子 (R5. 7. 11～)	川崎市医師会 理事 川崎市医師会 理事
13	むらお ゆみこ 村尾 祐美子 ◎	東洋大学社会学部 准教授

(50 音順、敬称略) ◎会長、○副会長

参考資料 3

第 1 1 期川崎市男女平等推進審議会審議経過

開催日		主な審議内容
令和 5 年度	第 1 回(4 月 24 日)	- 川崎市の男女平等施策について - 諮問内容及び今後のスケジュールについて
	第 2 回(5 月 31 日)	第 5 期川崎市男女平等推進行動計画の令和 4 年度進捗状況及び評価に係るヒアリングについて
	第 3 回(6 月 26 日)	
	第 4 回(9 月 5 日)	ヒアリングの実施
	第 5 回(11 月 6 日)	- ヒアリングのまとめについて - 第 5 期川崎市男女平等推進行動計画の進捗状況について
	第 6 回(1 月 24 日)	第 6 期川崎市男女平等推進行動計画策定に係る諮問への答申に向けた今後の審議について
令和 6 年度	第 7 回(4 月 17 日)	第 5 期川崎市男女平等推進行動計画の令和 5 年度進捗状況及び評価に係るヒアリングについて
	第 8 回(6 月 12 日)	
	第 9 回(7 月 17 日)	ヒアリングの実施
	第 10 回(10 月 21 日)	- ヒアリングのまとめについて - 第 5 期川崎市男女平等推進行動計画の策定について - 男女平等推進行動計画部会報告書について(報告)
	第 11 回(11 月 25 日)	- 第 5 期川崎市男女平等推進行動計画の進捗状況について - 第 6 期男女平等推進行動計画の答申について(答申骨子案)
	第 12 回(1 月 28 日)	第 6 期男女平等推進行動計画の答申について(答申案)
	第 13 回(2 月 25 日)	第 6 期男女平等推進行動計画の答申について(答申案)

男女平等かわさき条例

平成 13 年 6 月 29 日
条 例 第 14 号

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条～第 7 条)
- 第 2 章 基本施策等(第 8 条～第 15 条)
- 第 3 章 拠点施設(第 16 条)
- 第 4 章 男女平等推進審議会(第 17 条)
- 第 5 章 雑則(第 18 条)
- 附則

川崎市においては、男女平等の実現に向けて、国内外の動向を考慮しつつ、地域の実情に応じた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今なお、様々な分野において男性を中心とする意識、性別による固定的な役割分担等が存在し、男女の自立、特に女性の社会的及び経済的自立が阻まれている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たして男女平等を一層推進していく必要がある。

男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさを創造していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、男女平等を総合的かつ計画的に推進し、もって市、市民及び事業者の協働による男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 男女平等は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。

- (2) 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。

- (3) 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。

- (4) 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。

- (5) 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

(市の役割)

第 3 条 市は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保(以下「男女の平等な参画の機会の確保」という。)に取り組むほか、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとする。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保に取り組み、及び市の実施する男女平等を推進するための施策(以下「男女平等施策」という。)に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、その事業活動において、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保、育児、介護等の家庭生活と職業生活が両立できるようにするための支援等に取り組み、及び市の実施する男女平等施策に協力する役割を担うものとする。

(男女平等にかかわる人権侵害の禁止)

第 6 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、性的な言動に対する相手の対応により当該相手に不利益を与え、又は性的な言動により相手の生活の環境を害する行為、配偶者等に対する著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為等の男女平等にかかわる人権の侵害(以下「男女平等にかかわる人権侵害」という。)を行ってはならない。

(男女平等にかかわる人権侵害に対する相談及び救済)

第 7 条 川崎市人権オンブズパーソン条例(平成 13 年川崎市条例第 19 号)第 12 条第 1 項に規定する市民等は、川崎市人権オンブズパーソンに対し、男女平等にかかわる人権侵害について相談し、又は男女平等にかかわる人権侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、男女平等にかかわる人権侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに男女平等にかかわる人権侵害を受けた者の立場に配慮した対応に努めるものとする。

第 2 章 基本施策等

(行動計画)

第 8 条 市は、男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる川崎市男女平等推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定する場合は、あらかじめ、川崎市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前 2 項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第 9 条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(参画の機会を積極的に提供する施策の推進)

第 10 条 市は、社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差の是正を図るため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する施策を推進するものとする。

(学習等のための支援)

第 11 条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育において行われる男女平等に関する学習等のために必要な支援に努めるものとする。

(関係団体への支援)

第 12 条 市は、男女平等を推進する活動を行う関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第 13 条 市は、男女平等に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(広報活動等)

第 14 条 市は、男女平等に関する理解の促進を

図るため、広報活動を行うとともに、市民及び事業者に対する普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。

(推進体制等)

第 15 条 市は、男女平等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女平等の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関、関係団体等との有機的な連携に努めるものとする。

第 3 章 拠点施設

(拠点施設)

第 16 条 市は、川崎市男女共同参画センターを拠点として、男女平等施策を推進するものとする。

第 4 章 男女平等推進審議会

(男女平等推進審議会)

第 17 条 第 8 条第 2 項に定めるもののほか男女平等の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員 13 人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 委員は、市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第 4 項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成 14 年 3 月 29 日規則第 32 号で平成 14 年 5 月 1 日から施行)

参考資料5

川崎市男女平等推進審議会規則

平成 13 年 9 月 28 日
規則 第 83 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、男女平等かわさき条例(平成 13 年川崎市条例第 14 号)第 17 条第 9 項の規定に基づき、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 5 条 審議会は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長 1 人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

5 部会の会議については、前 2 条の規定を準用する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民文化局において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日
法律 第 78 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用

語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際

社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決

定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てゐる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てゐる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

（令和4年5月25日）
法律第52号

目次

第一章 総則（第一条—第六条）
第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
第五章 罰則（第二十三条）
附則
第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福

祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若し

くは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の第三十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意

しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援

を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担

するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

〔平成13年4月13日
法律第31号〕

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策

の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

三 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

四 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

五 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

二 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

三 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

四 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

五 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

六 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるも

のとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

二 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

三 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

四 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

五 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

二 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかっていると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

三 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

四 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかっていると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通

報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項

において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかにしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることそ

他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者。

以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時のにおける事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に

対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退

去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条

第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百十二条第一項本文

前条の規定による措置を開始した

裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた

第一百十二条第一項ただし書

前条の規定による措置を開始した

当該掲示を始めた

第一百三十三条

書類又は電磁的記録

書類

記載又は記録

記載

第一百一十一条の規定による措置を開始した

裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた

第一百三十三条の三第一項

記載され、又は記録された書面又は電磁的記録

記載された書面

当該書面又は電磁的記録

当該書面

又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録

その他これに類する書面

第一百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項

方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法

方法

第一百六十条第一項

最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）

調書

第一百六十条第三項

前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に

調書の記載について

第一百六十条第四項

第二項の規定によりファイルに記録された電子調書

調書

当該電子調書

当該調書

第一百六十条の二第一項

前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容

調書の記載

第一百六十条の二第二項

その旨をファイルに記録して

調書を作成して

第二百五条第三項

事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは

同項の記録媒体に記録された事項

事項

第二百十五條第四項

事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは

同項の記録媒体に記録された事項

事項

第二百三十一条の三第二項

若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する

又は送付する

第二百六十一条第四項

電子調書

調書

記録しなければ

記載しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条

配偶者

第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）

、被害者

、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）

第六条第一項

配偶者又は配偶者であった者

特定関係者又は特定関係者であった者

第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項

配偶者

特定関係者

第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号

離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合

第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初

にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三條の二第五項及び第六項、第百三十三條の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百七十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲

げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和五年六月一四日法律第五三号） 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日
二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第五百十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日
法律 第 64 号

目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家

族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を

求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定める

ところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その

申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）

は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくと

もいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五

条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の

各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日